

鹿兒島県史料

旧記雜録拾遺
家わけ二

題
字

鹿
兒
島
縣
知
事
土
屋
佳
照

解題

肝付氏は中世、大隅国の雄族で伴姓、同族は大隅半島を中心に、日向国・薩摩国にも繁衍、惣領家は鎌倉時代には肝付郡弁済使として地頭北条（名越）氏と相論をくり返し、南北朝時代には南朝方、佐殿方（反幕府、反島津方）として活動、室町時代には二流に分れ、肝付郡を本拠に勢力の保持につとめ、天正二年（一五七四）遂に島津氏に屈服し、同八年（二五八〇）同地を離れて阿多に些少の所領を与えられ、近世鹿児島城下土となった本宗肝付家と、早く島津氏に服属、大崎・溝辺・加治木の領主をへて近世喜入郷の私領主として重んじられた喜入肝付家とが併存した。本書では前者について同家に伝存した文書を書写した東京大学史料編纂所本を底本として原稿を作成し、必要に応じて現存文書（肝付兼亮氏―兼冬氏―兼達氏へ相伝）により補正を加えた。また天保年間、同家の文書を基に伊地知季安が編纂した新編伴姓肝属氏系譜のうち、五から二十三まで（四、八、十、十七、二十は欠）を掲載した。（掲出文書中もちろん重複するものはその旨を記して省略した。）また東京大学史料編纂所の写本になく、同家文書中に現存する中世文書二点を次に抄出掲載した。後者については喜入肝付家において近世末編集したとみられる写本肝付統譜、伴姓統譜、伴姓肝付氏系譜、肝付世譜雑録、桃外院殿年譜雑傳（鹿児島大学附属図書館現蔵）の中からおおむね近世前期までの内容のものを掲載した。これらの中には『旧記雑録』未収録のものが相当数含まれている。

肝属氏系図文書写は東京大学史料編纂所々蔵本で四冊からなる。四の末尾に「薩摩国鹿児島市肝属兼亮蔵本 明治三十年十月膳写」とある。一の内題に「系図文書写」とあり、以下多少不揃いの形で文書、系図等が収録されている。恐らく元禄年間、肝付氏より提出された各種史料を藩記録所で適宜書写してまとめてあったのを、肝付氏よりの要請で再写して下付したものが肝付家現存のもので、原本ということにならう。それを東京大学史料編纂所で忠実に書写したものが底

本ということにならう。すなわち、兼亮氏から兼冬氏に相伝され現在は肝付兼達氏の所蔵文書となっているものが原本で、それを謄写したのが東京大学史料編纂所本である。そして原本の一角が東大本では一、二、三となっており、原本の二及び三が東大本では四となっている。謄写編成の際このように改編されたのであろう。また原本の三冊はもと二冊であったらしく、そのことは原本作成の事情を示す肝付兼達氏所蔵文書中の天保三年（一八三二）十一月廿八日付の左記副書により明らかとなる。

副書

系図并文書之写二冊

右者御自分家之系図文書ニ而先年於御記録所令摹写被納置候処、本書致伝失此節願之趣御家老衆被聞召通令再写、字画判形見届無相違之条、本書同前可有筒藏候、仍如件、

天保三年壬辰十一月廿八日

御記録方見習

坂元金十郎

義直(花押)

與倉直介

守駿(花押)

江田五郎左衛門

国雅(花押)

黒田新之丞

清直(花押)

田原仲之丞

篤容(花押)

御記録方添役

平川宗之進

常經(花押)

御記録奉行

篠原善助

国虔(花押)

得能彦左衛門

通古(花押)

五代孫次郎

友古(花押)

有馬伴左衛門

純應(花押)

肝付新太夫殿

すなわち原本は当初二冊本であったらしいが、現存するのは三冊本となっており、何らかの事情により後に肝付家に於て改編されたものかと考えられる。以下底本の順により内容の説明をすれば、巻一には肝付氏系図(肝付兼達氏現蔵文書中には「肝属氏系図」として巻一「古系図」他成巻の各種系図十八巻があり、その中の巻三「肝属氏宗伝古系図」に該当する)の他に、応永十七年六月二十九日の將軍謁見人注文をはじめ近世初期の島津久元・伊勢貞昌より島津久慶宛の書状等二十三点があり、そのうち十一点が『旧記雑録』に載録されている。巻二には山田聖栄書状をはじめ行脚僧雑録・盛光寺過去帳等十点が載録されており、このうち一点だけが『旧記雑録』に収録済である。巻三には犬追物手組他五十八点が載録されており、うち三十二点は『旧記雑録』に収録済である。(以上が原本の第一冊収録分である。)巻四にはまず文書写として鎌倉時代の正応元年(一二八八)七月二十九日の少式経資書下をはじめとして肝付郡弁済使関係文書十三点(それ

らは『旧記雑録』に末吉検見崎権右衛門家蔵とあり）以下正平十二年（一三五七）八月十三日の伴兼里寄進状より永禄八年（一五六五）八月二十日の祖元書状まで、書状・犬追物手組・棟札写等各種文書五十四点をのせる。（ここまでが原本の第二冊所収分、このうち『旧記雑録』所収分二十九点。）ついで建武三年（一三三六）三月二十八日の足利尊氏御教書より文明十七年（一四八五）三月二十九日島津武久加冠状に至る七点を収録している。（これが原本の第三冊分に当る。全部『旧記雑録』収録済。）それらにはそれぞれ「写本家蔵」、「正文在肝付氏」、「祢寝八郎右衛門清賢」、「志布志鹿屋権兵衛家蔵」等々とあり、肝付家相伝或は他家からの蒐集文書であることがわかる。このように「系図文書写」は肝付家及び関係の諸家文書から集められているのであるが、それがいつできたものであるかにわかに定めがたい。ただ前記十三点の弁済使関係相論文書の写本巻物が、肝付兼達氏所蔵本中に「肝属氏文書」一（全十一巻中）として現存し、それに「文書写十二通本^(三)、検見崎常陸懐中
年兼写未調」と記した付箋があることからある程度の推察はできよう。この年兼というのは肝付甚兵衛のことであり、同人の生存期間は寛文元年（一六六一）―宝永五年（一七〇八）であることから藩の修史事業の盛行していた元禄年間（七年―十年、一六九四―九七）以降のことかと考えられる。

肝属文書、肝属氏文書とあるのは、前出肝属氏系図文書写が肝付兼達氏所蔵文書中の「系図文書写」を写したものであるが、それ以外に同氏所蔵文書中に現存する「肝属氏文書」全十一巻中から明治三十六、七年（一九〇三・四）中に東京大学史料編纂所が適宜選択影写、謄写したものであり、内容は前者影写本の方が巻二から一点、巻三から二点、巻四から三点、巻五から五点を収録しており、（そのうち三点が『旧記雑録』に採録されている。）後者謄写本の方は巻七のうち某和歌と巻十の蹴鞠書を収録している。（共に『旧記雑録』に載録されていない。）現在肝付家には当時東京大学史料編纂所が借用返済した文書の目録が残されており、写本作成の事情や文書の所在状況を知ることができ興味深い。

新編伴姓肝属氏系譜は伊地知季安の撰で、東京大学史料編纂所本であるが、もとは内務省地理局所蔵（本史料各巻の内

表紙に「地一〇五」と記載のあるのはそれを示している。本であり、さらにそれを書写した東京大学史料編纂所本には明治十九年四月写の記載がある。東京大学史料編纂所の巻数立てと地理局の巻数立てとは若干の相異があり、本書では本来の地理局の巻数立てにしたがった。但し掲載は内容が中世からとなる巻五より巻二十三まで一括とし、前記史料に収録済のものはその旨注して省略した。(収録文書総数は四百四十六点、うち『旧記雑録』載録のもの百七十四点である。)同書巻一の内題には「新編伴姓肝属氏系譜稿卷之一 薩藩隠士平季安纂撰」とあり、また各巻記載の年記からみておおむね文政末年から天保年間にかけてのもので、季安が文化朋党事件に連坐して遠島の刑をうけ帰鹿は許されたものの、なお仕官の途をとざされ、ひたすら歴史考証の道に専念していたころの作品であることがわかる。たとえば巻五の文中、元弘三年(一一三三)十月十三日島津貞久施行状の終りに「右外諸書所引用略于此、天保二年辛卯六月稿成、伊地知季安撰」とあり、この巻編纂の年代は天保二年(一八三一)と思われる、前述の肝付文書の系図并文書写二冊の副書の年代天保三年(一八三二)十一月二十八日も近接している。恐らく季安が現存する肝付文書をもとに系譜を作成中、伝失せる文書のあることを知り、且つそれらがかつて藩記録所に於て書写されていた事実を知っていて肝付氏に藩庁へのその再写本の下付方の申請をすすめたのであろう。また本系譜のすべてが季安の手になったというのではなく、部分的には素材となるものがあってそれを校訂増補、編纂したということであろう。たとえば系譜九の中、兼氏の弟久泰の条にその経歴を記したあとで、「季安按、佐伯地名在豊後国」とあれば、季安は既存の肝属氏系図の記事に増補、史料を付載編纂したというのが実状ではなからうか。しかし伊地知季安が古代史に深い関心を抱き、島津荘の開発にも関係の深い肝付(伴)氏の歴史の解明に異常なまでの熱意をもっていたことは疑ない。系譜二附録、附巻の序にその一端が示されていると思うので左にそれを引用しよう。

附卷の序

借も今まで伝らざりし系図を千年以前に問ひ糺してかにかく誤なく天下の人々もうち見て聞へるやうに編立なはいかに盛へ著れたる名家とても寔に容易からざりし事になん在けり、譬へは数十年まへから心掛ゐて珍木良材を千里の遠きより運ひ輯めて千疊の阿房を我が宅地に営むが如し、先第一其証拠に引用べき書籍文書を、斯く広き世の中にまれ／＼もたる家柄にしかも秘し藏めるを聞探して集めよせねば中／＼一朝一夕にハうち立かたき業なりき、是すなハち家を造るの良材を聞ふる山々に杣取るにひとし、去りて其書籍文書を博きうへにも弘く借つめて其巻々数千万言の文句より其家々の遠つおやにも近からしと心にうかびぬる人々を千百に僅ひとり歎二人はかりも読出してこを抜書候へ、譬へハ数多の山師を千章の林に雇ひ入れ數十か月の手間を費し、それ／＼杣取して幾嶺かかさなる山々を運ひ下て千筋も流れる川々に浮べ寔に遠きをく山よりあまたの日かすへてやう／＼都に挽出すが如し、左ありてそか中にも人によりてハ巻々にわたりて見つれるも在なれば、そハまた其人のもとに集よせつゝ物するハ譬へは、楠ハくす、すぎハ杉、まつハ松なりとそれ／＼あらミ分け、木屋うちに積貯ふるが如し、然在て惣大工墨さしと番匠かねを携へ、昼ハまだ星ある頃より起いでゝ数百挺の材木を眼もをよばざる程はへ並べ、かれに飛びこれに駈りて首を捻り、夜に入てハまた燭を承て幾夜がよも墨さし工面に赤目を張り、第一年間の寸尺などあと先をかふがへ分け、其れ／＼材の宜きに応し万場によく組あわせ、こハ誰の子なり、孫なり、彼れハたれの兄なり、弟なりなどゝそれと証しを見得たる人をのミつれ／＼して系図になせるハ実これ大工の材木をば此は柱によろしく、彼れは梁によけん、あれハ垂木よ桁よなどよくも見賦てその家作に用るが如く也、左あれバ此一冊ハ則その材もく木屋にぞ成にけり、良匠の賦りにあハ、用へきざへのなきにもあらめ、そも／＼片田舎にわたらへる拙匠なれば毎々杣の曲れる柱どももて馬屋どもやう／＼造れる手才にては先これハ柱にも梁にもつかわれず、さあれども斯く集めるさへ既にさへなる人夫を費し幾らか牛馬も汚かきぬれば流石にその辛苦を水にも成しかたく、斯くハ木屋掛

して積おきぬ、拙工なほ追々また見のこしたるかの統日本後紀、舊事記、延喜式、一代要記、扶桑略記、大日本史、江談抄、袋草子など云へる類の古事しける山々をかり得たらば必珍しき良材も扱出さん、然在りし上は別る巻々に系おける人々の爲に彼れハ孫也子也、此は弟なりなど、それ、知れ来らば既に建たる家にまた造作をなし、或ハ作広めに座普請などいふやうに嫡庶つれ、の別れも猶詳に系りつがる、用にも成なん、げに捨るにすてられんもの也、拙工もせめて此家作に年月を多くかさね侍らば今少しハ材木も集るべけれど、去年の神無月よりふと雇れて山師も牛出しも夫方も大工も手ひとつにて地割より切込建かた造作に至まで皆一人一手の受譜請にして今年九月まで他用も取こみ日数ハ足らず、やうく六七冊かきつめたれど誤漏の多からんハこをよみて察し給へと斯くことなく世の良匠にゆがミをなほしくさミを打事は便り譲らまほしく先は家のあるしに遣す也、

文政十三年庚とら九月中の八日

平季安書

二白肝属となられぬ以前を、バかほどまで隙を費すもまことに無益のこと、の評判は免れがたけれど、是までの系説大伴連があととハいふ事あきらかなりせば斯く探すにおよばすハ世なミの系図にておもひ知らるゝ事なれとも、かく数百年の古説を改革せんニハ少にてもくハしからず、疑の種子ともなりぬれバ祖先を登るは誠一をもて在すが如くとこそ聞侍るに、なましひの説を半途に申ちらし斯く著衍せし庶族の人まで疑をさしはさませおける位にてハ永く祭かたの妨にも成なん事を心遣ひ、引べき古書ハ成たけよせて考おかずバ成かたく斯くハ附巻をも仕たておくなり、いめく、仮初にせしとの季安が微意よく、昭察せられハ幸甚也、

なお肝付兼達氏所蔵文書の中に「新編伴姓肝属氏系譜」内題「新編伴姓肝属氏系譜稿 薩藩隠士 平季安纂選」とある
巻一―巻四の四冊がある。何れも古代の部分で季安の自筆本であるが、底本の東京大学史料編纂所本とは記載記事の内容

形式面で若干異なっている。恐らく肝付氏にとどめた原本を後に書改め編纂したものが底本なのであろう。

既述の如く同氏所蔵文書には「系図文書写」と右の系譜の他に巻軸仕立の「肝属氏文書」が巻一から巻十一まで、同じ「肝属氏系図」が巻一の古系図から巻十八の津曲氏古系図まで全十八巻、その他二百余点の一紙文書並びに冊子等がある。いまその中から二点鎌倉期の文書を肝付文書として掲載する。かつて『高山町誌』の拙稿「鎌倉時代の肝付郡と肝付氏」において紹介したことがあるが、再掲に際してあらためて原本照合を行い若干誤脱を補訂した。二点共に他家から入手したものであることは現存の左証文によって明らかである。

証文

一 弘安四年六月島津御庄大隅方肝付郡内河南村弁濟使職伴兼秀ニ爲被仰付下文古写巻通〇(印)

一 永仁四年十一月十一日右同郡之内西方河南収納使職補任之下文巻通〇(印)

右者私先祖鎌田郷兵衛代親類重久弥三郎家ニ爲何由緒も不相知持伝候文書ニ而弥三郎跡断絶後は迄及数代私家江格護仕置候処、其御方様御遠祖阿仏様杯御旧領之御文書ニ候由伊地知小十郎様被仰候付、可成御讓請有御秘藏度思召ニ而無御拋被仰聞趣具ニ承知仕、此節右之通御讓渡仕候儀別条無御座、尤後年御記録所御用等於有之者御互成行可申出、仍爲後証如斯御座候、以上、

(一八三八)
天保九年
戊十二月十五日

穎娃主膳付郷土
鎌田直右衛門〇(印)

右同嫡子
鎌田仲之丞〇(印)

肝付新太夫様

文中伊地知小十郎とあるのは季安のことで、その肝付家譜作成への関与ぶりがうかがえる。自余の文書についてはおおむね省略したが一二補足するならそれらの中には肝付系譜、文書集成に関する文書が少くない。たとえば伊地知季安の肝付兼明の委嘱で選述した天保十年（一八三九）十月の「肝属氏正統略伝」が現存するし、「伴姓肝付氏系譜」六冊（巻一高魂命より巻六兼石まで）を藩庁に上進した際の季安の覚目録も現存している。（前述した肝付家に現存する四冊はその草稿本と推定される。）肝付氏の家譜作成の経緯については肝属文書十一通のうち末尾の元禄十二年（一六九九）十月二十四日の肝付年兼寛写に詳しいが、年兼すなわち二十二代肝付甚兵衛兼友の系図文書集成への努力と在野の史家伊地知季安に家の歴史解明を委嘱した二十七代肝付新大夫兼明の熱意が特筆されよう。

甚兵衛代の一族の關係史料蒐集と藩記録所への史料提出を具体的に示す文書を肝付兼達氏現蔵文書より二点あげておこう。

口上覚

下拙事当分帖佐ニ罷在相應ニ屋敷之御奉公仕罷居候、此内ハ方ニ御奉公共相当ニ相勤申、当分徒罷居申候、然処此節廿四氏之御改ニ付被懸御目候之段難有奉存候、此上者御一家末之者ニ而御座候間、万端被添御心可被下事奉頼候、殊今度者先祖ヲ御たゞし御座候、就夫懸御目ニ文書等有之上者、此度以御取成宜及御披露候ハ、恐悦難有本願候、乍憚御入魂所希ニ候、得御下知被下度旨奉願候、以上、

（元禄七年）

戊九月十三日

安楽五郎左衛門（花押）

肝付甚兵衛様

覚

一 足利將軍御内書写二通

一 中納言様御状四通

一 貞久公御判有之御文書写卷通

文書写三通但卷

一 元久公御在京之時 御所様江御目見得之人數書付写卷通

一 祖父甚右衛門より新納左衛門佐殿江宛書ニ而申上候覚書卷通并渋谷四郎左衛門殿返書且又新納刑部大夫殿へ岩切六右

衛門殿之状卷通

一 下野守殿兵部少輔殿を彈正殿江被遣候状卷通

一 犬追物稽古之儀ニ付御主取中を被仰渡候口上覚書卷通

右者御記録所御用ニ付先比差出置候内右三ヶ條私方江当日入用之儀ニ御座候間用事相濟次第差出可申候条、右之分御借し可被下候、五七日中ニハ用事相濟申事ニ御座候条早速差出可申候、以上、

但親肝付甚兵衛病氣故私を申上候、以上、

(元禄八年)
亥十一月廿八日

御記録所

肝付八郎(印)○

鹿児島大学附属図書館所蔵肝付家文書は近世喜入郷領主肝付家旧蔵文書で系譜写、歴代領主毎の編年順の記事、文書写、年代・歴代別の日記写、歴代領主年譜写等計六十五冊からなる。(鹿大史学十八号 拙稿「喜入肝付家文書目録」本

書にはそのうち肝付家統譜一冊、伴姓統譜一冊、伴姓肝付氏系譜一冊、肝付世譜雜錄一、二ノ上、二ノ下、三、四、五の六冊、桃外院殿年譜雜傳乾一冊に記載されている文書を収録した。江戸後期の写本と思われ、嘉永三年（一八五〇）の書こみもあるが、収録文書は『旧記雜錄』未載のものも少からず（文書總數百八十五点中七十七点）、且つ注目すべき内容のものも多い。

肝付氏は兼俊から数えて十二代目の国兼が弟の兼連（高山の肝付氏の統）に追われて自裁した。国兼の父兼忠の三子兼光は文明年間惣庶の不和から去って日向大崎に移り、その子兼固は文明十八年（一四八六）大隅溝辺に転出、またその子兼演は天文三年（一五三四）加治木に移っている。その子兼盛、ついでその子兼寛後嗣なく伊集院幸侃の第三子が入籍して継嗣となる。兼三と称す。文祿四年（一五九五）加治木より薩摩喜入に転入。慶長四年（一五九九）の伊集院幸侃事件で兼三に代って兼盛の次男兼仍が家督を相続し兼篤と称した。ついで兼武、兼屋（桃外院）、久兼と相続した。文書の内容については一々詳述しないが、肝付統譜収録の建久八年（一一九七）六月の薩摩国岡田帳写は島津家本の岡田帳の記事をそれによって補正し得る記載があって注目された史料である。（鹿児島中世史研究会報三十四号 江平望「喜入肝付家文書伴姓統譜所収薩摩国建久岡田帳断簡について」）

以上本書は、島津氏よりも古く、古代以来大隅半島に盤踞し、禰寝氏と並んで戦国末まで島津氏の支配に抗した豪族肝付氏の、二流に分れたそれぞれの家の相伝収集文書を中心に、『旧記雜錄』所収のものも含め系図記事も併せて収載しているのが、今後主として鹿児島県をはじめ南九州の中世・近世史研究史料として、既刊本（『旧記雜錄』前・後編、拾遺家わけ一等）と共に広く活用されることを期待してやまない。

伊地知季安と肝付家譜との関連を示す史料として同じく東京大学史料編纂所蔵の島津家文書中、「三番箱 伊進上」と記載のある伊地知季通の献上本中、「諸家系図文書」六冊がある。（『旧記雑録』月報4 宮下満郎「磯島津家へ進上書類目録」参照）そのうち巻六は「自肝付氏至鹿屋氏諸流系図」となっており、肝付氏及び支族の系図文書類が多く採録されているし、他の巻にも関係史料の記載がある。渡辺盛衛氏の『伊地知季安先生事蹟』はこれについては記述しているが、本書の「新編伴姓肝属氏系譜」等についてはふれておらず、ここに季安がもっとも精力的に史料を収集し著作に専念していた天保年間に肝付（伴）氏の系譜の編纂にも当たっていた事実を重ねて明示しておきたい。

（五味克夫）

例 言

一 本書は、「肝屬氏系圖文書寫」「肝屬文書」「肝屬氏文書」「新編伴姓肝屬氏系譜」「肝付文書」「肝付家文書」を底本として刊行するものである。

底本の所蔵および掲載文書数は左記の通りである。

所 蔵 別	略 称	総 数	掲 載 数
肝屬氏系圖文書寫（東京大学史料編纂所所蔵謄写本）	系 図	一六五	一六五
肝屬文書（東京大学史料編纂所所蔵影写本）	文 書	一一	一〇
肝屬氏文書（東京大学史料編纂所所蔵謄写本）		二	二
新編伴姓肝屬氏系譜（東京大学史料編纂所所蔵）	系 譜	四四六	三三一
肝付文書（肝付兼達氏所蔵）	肝 付	二	二
肝付家文書（鹿児島大学附属図書館所蔵）	鹿 大	一八五	一六二

- 一 底本ごとに文書目録を掲載し、重出文書は※（前出の番号）、文書名、底本名の略称を示した。
- 一 個々の文書の掲載にあたっては、底本の掲載順位に従った。
- 一 重出文書については、文書名を掲げ、省略する旨を注記した。
- 一 収載された文書を諸本によって修正または補充する場合は次のようにした。

ア 修正される箇所は「」で囲み、その右側に修正字句を記した。

イ 補充部分は▽△で示した。

ウ 修正や補充に使用した典拠史料は次の略記号で示した。

旧記雑録 ㊹

新編伴姓肝屬氏系譜 ㊺

一 「肝付家文書」中の上井覚兼日記の記事は、年月日のみを記し、本文は省略した。ただし、既刊「鹿児島県史料旧記雑録」に収載されている旨を記した。

一 刊行にあたって文書の体裁を、おおよそ次のように統一した。

ア 文書の所在などを示す原注および異筆・補筆については、墨書は「」、朱書は『』で示した。なな、煩瑣にわたるものは、これを省略した。

イ 合点は、右肩に「┘」(墨)、「┘」(朱)で示した。

ウ 適宜に読点「、」および並列点「・」を付した。

一 原文の磨滅虫損は、字数を推定して□又は□を以て示した。

一 見消は、その文字の左側に「ミ」を付した。

一 頭注や行間の書きこみは、底本の体裁にあわせたが、煩瑣にわたるものは、関連箇所の文末にまとめた。

一 編者の注は、原注と区別するために()で囲んだ。

一 原文中の返り点や送り仮名などは省略した。

一 欠字・平出・台頭などは、底本の体裁に従った。

一 変体仮名は、現行の平仮名に改めたが、江・茂・者・与などの文字はそのままとした。
一 漢字は、一部の異体字・略体字・俗字を除き、原則として底本の用字に従った。

旧記雜錄拾遺家わけ二 目次

解題	一
例言	一三
目次	一六

肝付文書

肝屬氏系圖文書寫（東京大学史料編纂所所蔵謄写本）	一
肝屬文書（東京大学史料編纂所所蔵影写本）	一三九
肝屬氏文書（東京大学史料編纂所所蔵謄写本）	一四四
新編伴姓肝屬氏系譜（東京大学史料編纂所所蔵）	一五三
肝付文書（肝付兼達氏所蔵）	五二七
肝付家文書（鹿兒島大学附属図書館所蔵）	五三九

肝屬氏系圖文書寫(東京大学史料編纂所蔵謄写本)

番号 年 月 日

文書名及びその他の収載本

肝屬氏系圖文書寫 一

- | | | | |
|----|------------|-----------|----|
| 一 | 応永十七年六月廿九日 | 將軍謁見人注文 | 系譜 |
| 二 | 八月廿八日 | 渋谷重将書状 | 系譜 |
| 三 | | 島津家久断簡 | 系譜 |
| 四 | 九月五日 | 肝付兼康覚 | 系譜 |
| 五 | 四月十三日 | 岩切信充書状 | 系譜 |
| 六 | 建武三年十一月廿一日 | 建部重種着到状 | |
| 七 | 建武三年十二月十四日 | 島山直顯軍勢催促状 | |
| 八 | 建武四年四月廿三日 | 建部清道軍忠状 | |
| 九 | 曆応二年八月廿七日 | 建部清道軍忠状 | |
| 一〇 | 八月 | 島津家久書状 | 系譜 |
| 一一 | 七月廿七日 | 島津家久書状 | 系譜 |
| 一二 | 四月十六日 | 島津家久書状 | 系譜 |

一三 島津家久書狀……………系譜

一四 肝付道貫・兼道連歌……………系譜

一五 天文廿二年八月十三日 恒吉投谷八幡宮棟札写……………系譜

一六 十月十日 万八千大明神由緒……………系譜

一七 二月十三日 島津久元・伊勢貞昌連署書狀……………系譜

一八 十一月三日 島津美作外七名連署口上覚……………系譜

一九 三月二日 山田聖栄書狀……………系譜

二〇 莫祢円也言上狀

二一 某言上狀

二二 建武三年 三月廿六日 足利尊氏軍勢催促狀

二三 島津義久代歳暮・正月儀式次第

肝屬氏系圖文書寫 一

二四 山田聖栄書狀……………系譜

二五 文明六年 行脚僧雜錄

二六 文祿二年 六月十六日 賦御何連歌……………系譜

二七 慶長四年 正月十一日 賦何人連歌……………系譜

二八 盛光寺過去帳……………系譜

肝屬氏系圖文書寫 三

- 二九 永祿六年 九月廿六日 肝付兼孝寄進札写 系譜
- 三〇 天文廿三年六月吉日 阿弥陀堂修造棟札写 系譜
- 三一 盛光寺過去帳 系譜
- 三二 元龜四年 正月六日 末吉口討捕頸注文 系譜
- 三三 元和七年 九月朔日 知行名寄目錄 系譜

- 三四 天正四年 四月九日 犬追物手組
 - 三五 天正四年 四月十二日 犬追物手組
 - 三六 永正十一年十一月九日 犬追物手組
 - 三七 永正十一年十二月十一日 犬追物手組
 - 三八 永正十二年二月七日 犬追物手組
 - 三九 永正十二年二月十二日 犬追物手組
 - 四〇 永正十三年六月一日 犬追物手組
 - 四一 永正十三年六月七日 犬追物手組
 - 四二 永正十三年八月廿九日 犬追物手組
 - 四三 永正十三年 犬追物手組
 - 四四 宝徳四年 五月十四日 犬追物手組
- 鹿大

四五	宝徳四年 五月十五日	犬追物手組	
四六	享徳三年 九月廿日	犬追物手組	鹿大
四七	文明四年 四月十一日	犬追物手組	
四八	文明六年 八月廿三日	犬追物手組	
四九	文明七年 三月十日	犬追物手組	
五〇	延徳二年 三月廿二日	犬追物手組	
五一	延徳二年 四月四日	犬追物手組	
五二	延徳二年 四月六日	犬追物手組	
五三	延徳二年 四月十八日	犬追物手組	系譜
五四	永正十二年閏四月三日	犬追物手組	
五五	永正十二年閏二月四日	犬追物手組	
五六	永正十二年五月廿九日	犬追物手組	
五七	永正十三年六月	犬追物手組	
五八	永正十三年 六月一日	犬追物手組	鹿大
五九	永正十六年八月十日	犬追物手組	
六〇	永正十三年八月廿九日	犬追物手組	系譜
六一	永正十三年九月一日	犬追物手組	系譜・鹿大
六二	天正三年 三月十六日	犬追物手組	

六三	天正三年 三月十七日	犬追物手組	
六四	元和七年十二月四日	犬追物手組	
六五	元和七年十二月五日	犬追物手組	
六六	元和七年十二月六日	犬追物手組	
六七	元和七年十二月六日	犬追物手組	
六八	元和七年十二月七日	犬追物手組	
六九	寬永廿年 九月十五日	犬追物手組	
七〇	寬永廿年 九月十六日	犬追物手組	
七一	正保四年十一月十三日	犬追物手組	
七二	慶安元年 九月廿六日	犬追物手組	
七三	延宝六年 五月十四日	犬追物手組	
七四	延宝六年 五月十四日	犬追物手組	
七五	永禄八年 六月十八日	宝満寺観音堂鱧口銘写	系譜
七六	天文十九年四月六日	千句之発句	系譜
七七		島津忠治代寄合座躰	系譜
七八	元亀二年十二月廿二日	山宮大明神御宝殿棟札写	系譜
七九	永禄十年 三月十八日	新豊山陽太寺由緒并大慈寺仏殿棟札写	系譜
八〇	十月十七日	前代知行員数之事	

- 八一 寛文八年 九月 盛光禪寺玄洵勸進帳……………系譜
- 八二 正兼詠百首和歌……………系譜
- 八三 志布志地頭由来……………
- 八四 某書状……………系譜
- 八五 隈江匠久書状……………系譜
- 八六 島津家久短尺……………系譜
- 八七 賦何道連歌……………
- 八八 野尻閑嶋兵法伝書……………
- 八九 野尻閑嶋軍敗日記……………
- 九〇 肝付兼政・兼直連署契状……………系譜
- 九一 肝付兼元外二名連署契状……………系譜

肝屬氏系圖文書寫 四止

- 九二 正応元年 七月廿九日 少式経資書下……………系譜・鹿大
- 九三 正応二年 八月十一日 少式経資書下……………系譜・鹿大
- 九四 正応二年 八月廿四日 関東下知状……………系譜・鹿大
- 九五 正応六年 四月三日 名越道鑑書下……………系譜・鹿大
- 九六 正応六年 五月廿四日 関東下知状……………系譜・鹿大

九七	永仁三年 二月廿八日	大隅国守護代実光・篤秀連署打渡状	系譜・鹿大
九八	正安元年 七月三日	関東御教書	系譜・鹿大
九九	延慶二年十一月十二日	鎮西下知状	系譜・鹿大
一〇〇	正和元年 九月十日	関東御教書	系譜・鹿大
一〇一	文保元年 三月廿日	関東御教書	系譜・鹿大
一〇二	元応二年 三月十一日	関東御教書	系譜・鹿大
一〇三	元亨三年 四月十七日	大隅国守護代盛秀・敦胤連署打渡状	系譜・鹿大
一〇四	正中二年 六月廿日	関東御教書	系譜・鹿大
一〇五	正平十二年八月十三日	伴兼里寄進状	系譜
一〇六	正平十四年正月十一日	伴基栄寄進状	系譜
一〇七	七月廿六日	今川満範書状	系譜
一〇八	十月八日	今川満範書状	系譜
一〇九	応永十五年十二月三日	伴兼元寄進状	系譜
一一〇	応永十六年九月廿二日	若宮八幡宝殿棟札写	系譜
一一一	文明十二年八月廿七日	若宮八幡再興棟札写	系譜
一一二	寛正五年 五月十二日	犬追物手組	系譜
一一三	文明四年 四月十一日	犬追物手組	
一一四	寛正七年 二月晦日	犬追物手組	

- 一一五 宝徳三年 九月 八日 犬追物手組
- 一一六 犬追物手組
- 一一七 文亀三年 七月 廿四日 犬追物手組……………系譜
- 一一八 永正十三年 十一月 廿日 犬追物手組……………系譜
- 一一九 永正十三年 十一月 廿一日 犬追物手組……………系譜
- 一二〇 犬追物手組……………系譜
- 一二一 永正六年 十二月 十九日 若宮八幡再興棟札写……………系譜
- 一二二 天文四年 三月 十八日 若宮八幡再興棟札写……………系譜
- 一二三 天文廿二年 八月 十三日 投谷八幡宮社檀棟札写……………系譜
- 一二四 天文廿三年 十月 十八日 若宮造立棟札写……………系譜
- 一二五 天文廿四年 十二月 十九日 若宮八幡社檀棟札写……………系譜
- 一二六 弘治三年 八月 十九日 後奈良天皇口宣案……………系譜
- 一二七 弘治二年 十月 五日 後奈良天皇口宣案……………系譜
- 一二八 元亀二年 十二月 廿六日 山宮大明神御宝殿造立棟札写……………系譜
- 一二九 永禄五年 五月 廿八日 某社棟札写……………系譜
- 一三〇 永禄九年 三月 廿六日 中津宮大明神棟札写……………系譜
- 一三一 肝付良兼祭文……………系譜
- 一三二 恒吉投谷八幡宮寄進懸仏銘写……………系譜

一三三		二月七日	菱刈重副書狀……………	系譜
一三四		二月七日	北原久兼書狀……………	系譜
一三五		二月八日	祁答院嵐浦武重書狀……………	系譜
一三六		二月九日	東郷重朗書狀……………	系譜
一三七		二月十日	蒲生良清書狀……………	系譜
一三八		二月廿七日	某書狀……………	系譜
一三九		三月十日	肝付省鈞兼書狀……………	系譜
一四〇		三月十七日	伯耆武顯書狀……………	系譜
一四一	閏	五月十四日	近衛植家書狀……………	系譜
一四二			肝付省鈞等詠草……………	
一四三			肝付省鈞兼追悼歌……………	系譜
一四四			上山某書狀……………	系譜
一四五			其阿追悼歌……………	系譜
一四六			鈞也追悼歌……………	系譜
一四七	天正二年		某起請文……………	系譜
一四八		六月廿六日	近衛前久書狀……………	系譜
一四九		六月廿六日	伊勢貞知書狀……………	系譜
一五〇	永祿六年	二月六日	北郷時久起請文……………	系譜

一五一	八月廿八日	種谷書狀……………	系譜
一五二	九月五日	快順書狀……………	系譜
一五三	元龜二年五月廿五日	肝付良兼書下……………	系譜
一五四		猿渡家諸外二名連署書狀……………	系譜
一五五	八月廿八日	般若坊外四名連署書狀……………	系譜
一五六		東長兄外二名連署書狀……………	系譜
一五七		東長兄・赤池長住連署書狀……………	系譜
一五八	永祿八年八月廿日	祖元書狀……………	系譜
一五九	建武三年三月廿八日	足利尊氏御教書……………	
一六〇	四月十三日	足利義教御内書……………	鹿大
一六一		拝領物目錄……………	
一六二	建武三年四月廿八日	惟宗友雄着到狀……………	文書
一六三	曆応四年四月	祢寢清增軍忠狀……………	
一六四		祢寢重種軍忠狀……………	
一六五	文明十七年三月廿八日	島津武久加冠狀……………	系譜

(表紙)

肝屬氏系圖文書寫

—

○一 將軍謁見人注文

『享正文』

嶋津陸奥守元久之御在京

應永十七年六月廿九日御屋形江御成候時、

御所様懸御目之人數

御一家

北郷中務少輔

御太刀一

鳥目百貫

榊山安藝守

御太刀一

鳥目百貫

國方

加治木能登守

御太刀一

鳥目百貫

野邊右衛門大夫

御太刀一

鳥目百貫

北原右馬助

御太刀一

鳥目百貫

蒲生美濃入道

御太刀一

鳥目百貫

飢肥伊豆入道

御太刀一

鳥目百貫

肝付河内守

御太刀一

鳥目百貫

御内方

阿多加賀入道

御太刀一

鳥目百貫

平田右馬助

御太刀一

鳥目百貫

此外繁文略之、

(本文書へ「旧記雜錄前編二二八〇〇号文書ト向文ナリ」)

○二 渋谷重将書状

已上

御札之趣具令披見候、然者貴老御養母前より御扶持方被給候処、彈正大弼殿へ中之丸之御姫様御嫁入之時分、御局役にて御供被成候ニ、前之御扶持米相留不被給ニ付、御奉公之御佗遮而雖被申上候、御姫様御幼少之

御事ニ候間、御頼之由、從

黃門様被仰出、于今御奉公被成候、就其右切米儀、我等を以節ニ御佗御申被成候處、寛永九年ニ八木拾石別ニ被給之由候、殊御局之儀者余之衆ニ相替、御頼ニ而候之間、如此候、貴老被仰候様ニ、定一代者御給之由相濟候ハ、我等も左様覺申候、乍去久儀候間、失念も可有之候、前之御物奉行衆も意共可有御座かと存候、彼方へも御尋可然候、猶期面上之時候、恐惶謹言、

午八月廿八日

澁谷四郎左衛門尉
重將(花押)

肝付甚右衛門殿へ

御報

〇三 島津家久断簡

『正文在肝付甚兵衛』

『家久公御筆』

みちもちかく候まゝ、かちにてよく候するく、かしく

〇四 肝付兼康覚

覚

一我等養子母事、慶長十九年ニ比志嶋紀伊守殿より、一節從御公儀可有御雇候由、被仰付候間、達而御佗申上候へ共、左様ニ申候てハ甚右衛門尉爲ニ罷成間敷候与被仰聞候、母申上候養子ヲ仕候茂畢竟ハ家を續爲可申にて候処ニ、御佗申上曲支ニ罷成儀、迷惑ニ存候間、御奉公可申上与御請申、其年之三月より當年迄廿九年御奉公申上候支、
一元和二年ニ申上候ハ、御奉公被仰付候刻も、一切与御坐候条、如御約束御暇可被下之通御佗申上候へハ、此中辛勞申候、爲御手付八木廿斛被下候而、今少可被召仕由被仰聞候支、
一其後御暇可被下通、重疊御佗申上候處ニ、澁谷四郎左衛門尉殿御使にて、御扶持無之ニ此中辛勞申候由被仰聞、毎年御扶持として、寛永九年より米拾石ツ、母一代可被^(下カ)由被仰聞候、母存候茂御扶持一代被下候として、末より少身にて御奉公難續儀ニ候間、永々被下候様

ニ与時分を以可申上心中ニ候処ニ、結句御扶持同十五年^ハ被召上候^ク吏迷惑ニ存候、就其最前御使澁谷四郎左衛門尉殿へ書狀を以相尋申候へハ、右之通無別儀由返事ニ承候^ク、

一御扶持方被召上候時分、我等^ハ江戸へ相詰候条、於彼地ニ野州老・兵少老へ御佗申上候へとも、御國元ニて爲相濟儀ニて候[□]、御返事難成由被仰聞候、其後我等罷下り候刻、御兩老より彈正大弼殿へ御狀を被遣候ニも、養母之儀ハ御奉公ニ罷出ル時分度口能候而、余人ニハ相替申候との御書面にて候、當時ハ彈正殿奥方へ召仕ル儀ニ候間、彈正殿御手前^ハ佗之通り被仰達被下候^ハてとの儀ニ候条、其趣ニて彈正殿へ[□]候へハ、^(申上カ)訴訟方ハ治部少殿被聞召候条、御談合可被成との御返事にて候間、貴嶋調兵衛殿を以治部少殿へ御内證ニ申候へハ、御病中之故御指出無之ニ付、御公儀方^ハ終ニ不申上候、彈正殿よりも治部少殿御煩氣ニ付然ニ与間被仰候、其後ハ治部少殿御家老役御佗之故不申上候、我等手前より彈正殿へ御狀參候儀にて候間、餘之御家

老衆へも被仰達可被下与存候へ共、彈正殿も御病中故不相濟候、左様ニ候而相延候へハ、弥ニ身軀迷惑ニ相極候間、此節ハ我等手前^ハ遮而申上儀ニ候間、萬ニ頼存候^ク、

一前之御扶持被下候而さへ堪忍難續候^クニて、剩御扶持方被召離候条少知行ニて、双方之堪忍難續迷惑相極候故、手前行迫候へハ、少高之内をも賣置申候、其上不應身[□]ニ借良共仕候条、弥ニ罷成間敷事一定ニ候、然時者他之家を相續つふれ果可申儀、別而迷惑ニ候、母茂年罷寄候へ共、今年迄廿九年御奉公申候儀ニ候、亦我等^ハ何とそ續候而、御奉公も仕度念望ニ候、續而被下候様ニ、此節遮而被仰達可被下候、右之式、公儀ニハ餘輕ニ敷候条、子細之儀[□]申得候、其上爰許ニて可相濟^ハ与存候、大形ニ書物仕指上置候間、于今如此不相[□]候故、貴老迄申入候間、此旨御納得候て、可然様ニ御披露頼存、以上、

午九月五日

肝付甚右衛門尉(花押)

新納右衛門佐殿

參

○五 岩切信充書狀

なお以令申候、先日御出合ニも、右白切米前々給候
刻、養母一代被遣へく候と證文御座候て可被遣よし
御出合ニて御座候、爲御存候、以上、

一筆令申候、然者、肝付神右衛門殿養母切米之御任被爲
申候ニ付、度々御家老衆へ申上候、就夫此節又々申ニて
御座候、我等も同前ニ御方へ參逢可申上候へとも、前以
申候同前之儀ニ候条、上洛前ニて仕舞申候条、御方を頼申
候間、可然様ニと御披露被成、御入魂所仰候、恐惶謹言、

四月拾三日

信充(花押)

『在口裏』

新刑部大夫様

人々御中

岩切六右衛門尉

信充

兼續

永正八年辛未誕生、

俯任權大僧都法印、弘治二年十月五日・同三年

八月十九日之口宣有、

『本ノママ』『戴』

近衛從植家公御自筆之御書頂我仕候、

家傳

帖佐平松・小濱之間ニ而忠戰為仕由申傳候、御
考被成相見得候ハ、御載可被下候、

永祿九年寅十一月十五日、於日州志布志病死、
年五十六、好善院殿權大僧都月浦省鈞法印、墓
所志布志大慈寺門之前ニ有之、

省鈞位牌串良瑞雲山庵住寺ニ御座候、住持被申
候ハ、庵住寺を前ニ好善院と申、省鈞之寺之由
被申候、私方江ハ左様之申傳茂無之候、御考之
上ヲ以何之筋ニ茂御究可被下候、志布志大慈寺
龍護庵ニ御座候位牌ニハ、月浦省鈞法印与計御
座候、焼香ハ大慈寺為被成与寺ト申候、書付
ニ御座候、

女子

他脈、^{『腹』}入来院重續妻女、

女子

嶋津殿

貴久公御妻女、年廿死去早、母ハ嶋津忠朝猶子、

良兼

天文四年乙未誕生、母ハ、日新公御嫡女、天正九年

辛巳九月三日死去、法名月庭桂秋大姉、墓所含

粒寺ニ有、焼香含粒寺住持大茂田大和尚卜、含

粒寺ニ有之候位牌裏書ニ有之、高山日新院江茂

位牌御座候、

永禄四年、廻合戰其外諸所之取合之儀、委曲申

出不及候間、御載可被下候、

元龜二年辛未七月晦日ニ死去、法名才安泰俊、年

三十七、串良肝附山志福寺、

兼長

又八郎 十二早世、法名寒岳栄泉、

女子

祢占重長室、

兼吉

山城入道

女子

肝付刑部入道江月室、

女子

穎娃九郎兼有室、

兼樹

右京亮

兼輔

三郎四郎 出奔、

玄宅

大慈寺僧、

兼盛

与一 母九郎將監兼好女、良兼之養子、

女子

伊地知縫殿助重昌妻、

女子

左馬頭兼道妻、

兼道

初兼盛 与一 九郎三郎 左馬頭

永祿四年^{辛酉}誕生、兄良兼依無男子為養子、天正八年、轉旧領薩州阿多給一所、其後肥後江在番被仰付罷越候處、阿多より肥後江之續大形有之、夫婦中惡敷罷成、左候而肥後を罷歸候時分、阿多江可参与仕候處、龍伯様も御意被遊候へ、中直り不仕候而、阿多江參候儀可惡候、中直り候而可參由候而、鹿兒嶋へ召留被置候、良兼直子故、女房方を引候家臣多ク有之、左様ニハ有之間敷事与申、又兼道もハ左様候ハ、知行方難構由申ニ付、内乱罷成、其段被聞召上、右通ニ而知行所務難構分ケニ候ハ、中直り仕候迄公儀へ御預罷成、中直り候而返シ可被下由ニ而、兼道江茂女房江茂堪忍分として少々被下残高御預ニ罷成居、不和故兼道之女房母同前ニ伊東方へ引取申候、其節文書等日州江持參被申、鶴戸之社江籠置候由申傳候、其後之妻稅所助十郎娘ニ而候、濃州関ヶ原一乱ニ付、致 惟新様御供罷登り、

慶長五年^{庚戌}九月十五日合戦ニ敵猛勢ヲ、イ来り、于時被官中村清兵衛与云者呼而、我今日戦死ニ相究候、本國江婦此事を知らせよと申合、鏝之柄長ク猛勢之中ニ而働難成与申候而、三尺計切折、大勢中ニ攻入、此日終戦死ス、年四十歳、清兵衛依主命重キニ、空帰来テ此事を告知らす、法名月峯宗心居士、

兼幸

伴十郎、母稅所助十郎女、明曆四年^{戊戌}六月十六日ニ死ス、法名花傳玉真大姉、父兼道代ニ夫婦不和之節、高御預りニ罷成候而より少高ニ罷成、右高御訴申上候處、當分似合之明所無之候間、先為御手付被下之由候而、知行百石加へ拝領仕候、慶長十五年^{庚戌} 太守家久公琉球國王御同心ニ而御上洛之致御供候處、御下向之節アイカ嶋ニテ難風ニ逢、舟損シテ十二月十一日ニ死、年

十九才、法名清玉光圓居士、

兼康

若上甚作 甚右衛門

文祿四年^{未乙}二月六日誕生、母ハ合志伊勢守女、

兼幸依無世子養子トナル、実ハ新納四郎左衛門

忠秀嫡男也、

祖父兼道代御預り高之儀、訴訟申上候処、申分

尤ニ候得共、近年上方江 御上洛なと有之事ニ

而公儀茂御迫被成候間、先為御手付被下之由ニ

而知行百石ヲ為加増拝領仕候、寛文十一年^{辛亥}四

月廿八日死ス、年七十七、法名心光院殿一透了

無大居士、

兼親

三部上 三郎 三郎兵衛 甚右衛門

慶長十九年^{甲子}五月廿三日誕生、母ハ肥後吉兵衛

盛秀女、寛文九年^{己酉}四月十三日死、年七十六、

法名孝廉妙忠大姉、從 中納言様元服被遊被
下、相州無銘之御腰物拝領仕候、

寛永十四年、肥前國嶋原籠城ニ付、翌十五年、

太守家久公奉命、彼地ニ陣仕候、然処、家久

公御病氣ニ付、光久公関東方御下向、右御席

ニ嶋原江被遊 御立寄、鹿兒嶋江御帰國之時、

御供仕罷帰候、于時年廿五才、元祿六年^{西癸}八月

二日ニ死、年八十才、法名新月院殿自觀本然居^庵

主、

兼

新郷

元和貳年^{丙辰}十二月十六日誕生、母同、

寛永十九年^{壬午}六月廿四日ニ死、年廿七、法名心

高秋月、

兼

三部上 三才ニ而死、母同、

兼

吉松 仁兵衛

寛永元年^甲五月廿四日誕生、母同、
新納仁右衛門久親養子^ニ成、

兼利

伊勢千代 作右衛門 市左衛門

寛永十三年^丙正月六日誕生、母同、

明暦三年^{丁酉}正月十五日、 太守光久公江兼康為

二男御目見得、于時御太刀進上仕候、延寶年中

ニ藤崎半右衛門公貞養子^ニ成、

年兼

始兼友 伊勢千代 三郎 甚兵衛

寛文元年^{辛丑}七月廿八日誕生、母ハ日高主稅女、

寛文五年八月十一日死、年四十疋、法名實憲貞

真大姉、

寛文十一年^{辛亥}十二月朔日、 太守綱久公元服被

遊被下、于時獻天井折六合・樽三荷・太刀、御

礼申上候、御太刀披露本田六左衛門殿、此時御

脇指拝領ス^{肥後守、則道作}、理髮嶋津新八郎殿、父兼親御

礼申上ル筈ニ候処、俄當病故、納太刀ニ而御礼
申上候、

經兼

伊勢千代 八郎

天和三年^{癸亥}閏五月十一日誕生、

母ハ大嶋勘右衛門忠知女、元禄七^{戊戌}十一月十六

日ニ死、年三十才、法名寂照院殿鐵山芳牛大姉、

元禄八年^{乙亥}二月十五日、 太守綱貴公於 御前、

元服被仰付候、髮はやしハ 御名代佐多豊前殿、

于時獻天井折六合・樽三荷・太刀、御礼申上候、

御太刀披露平田清右衛門殿、此時御脇差吉次拜

領ス、理髮肝付主殿殿、父年兼茂獻太刀、御礼

申上候、

兼幸

甚作

貞享四年^{丁卯}七月廿五日誕生、

母同、

兼能

三五郎

元祿四年辛未十月四日誕生、勝部恕右衛門養子ニ

成、

母同、

兼

甚四郎

元祿十三年辰十一月晦日誕生、

母ハ黒葛原周右衛門女、

寶永元年甲申十一月廿二日五才ニ而死ス、法名霜

心重子、

兼

甚介

寶永元年十一月十一日誕生、

母同、

伴家系圖

天智天皇 建現皇子

川嶋皇子

施基皇子

大友皇子

蘇峨大臣

持統天皇

台野皇子

御名部皇子

元明天皇

明日香皇子

新田皇子

山邊皇子

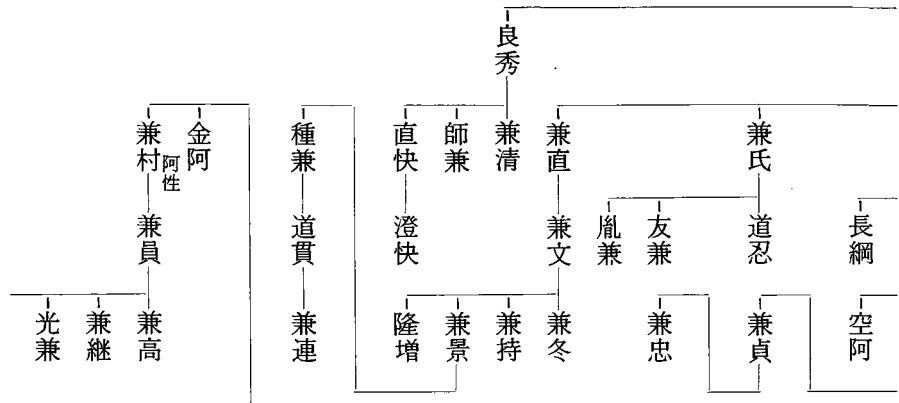
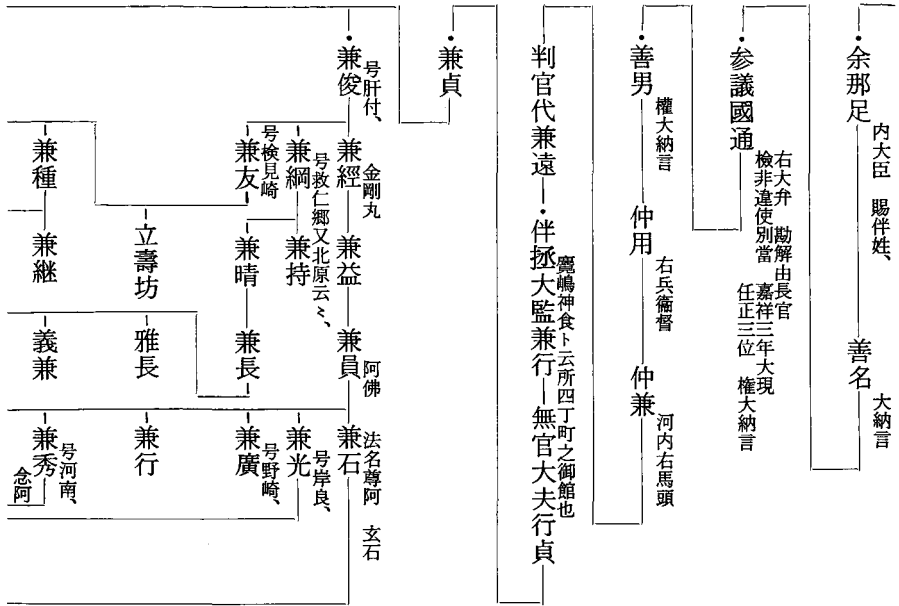
大江皇子

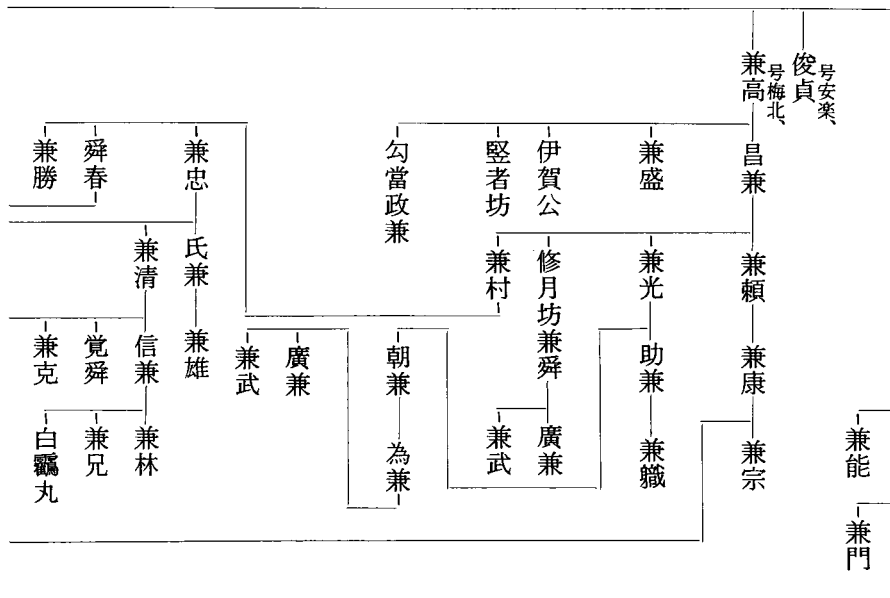
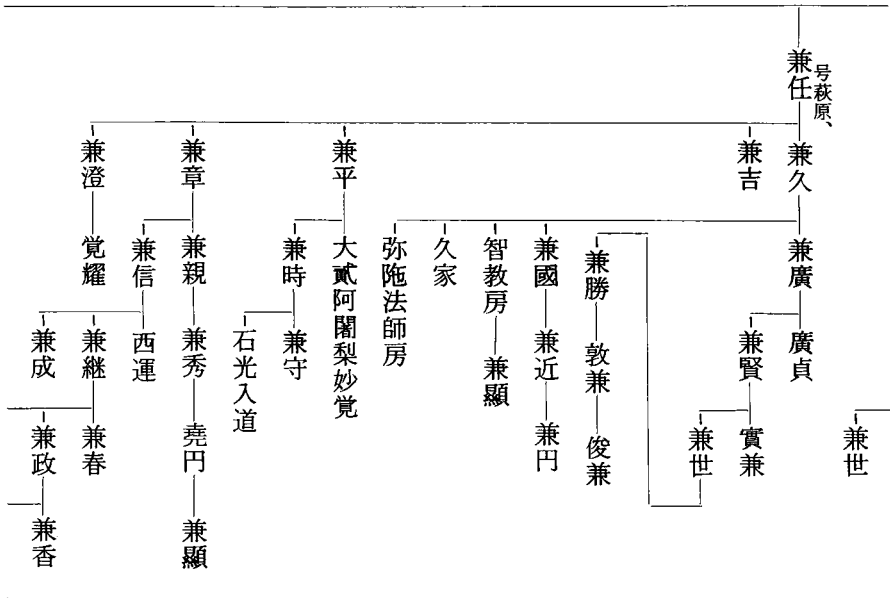
白水皇子

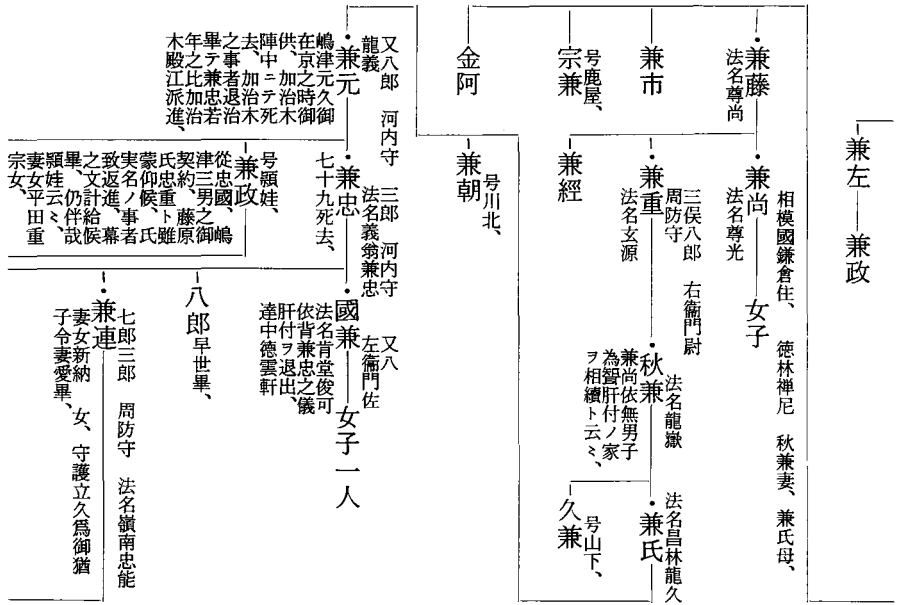
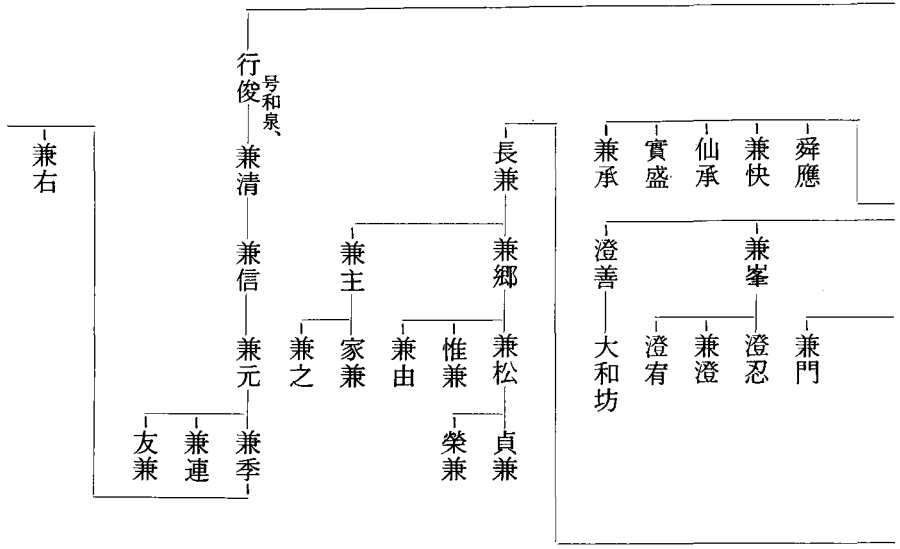
水五皇女

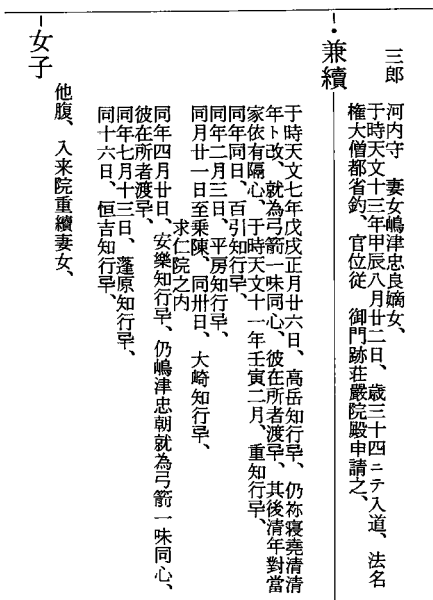
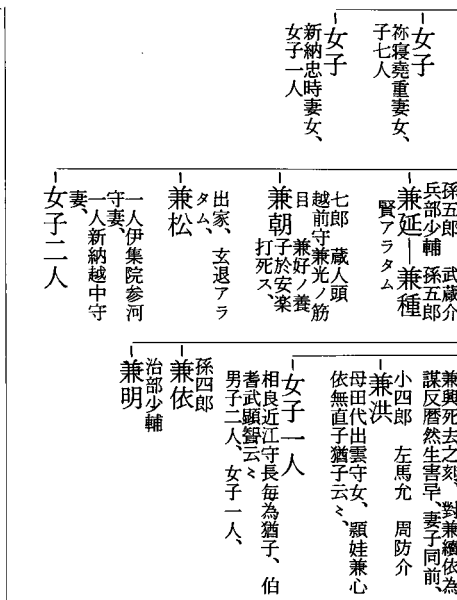
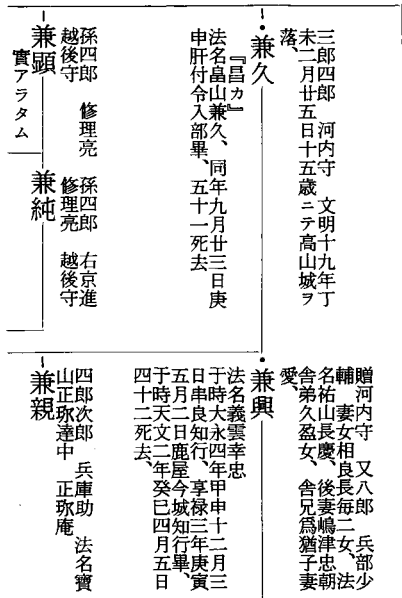
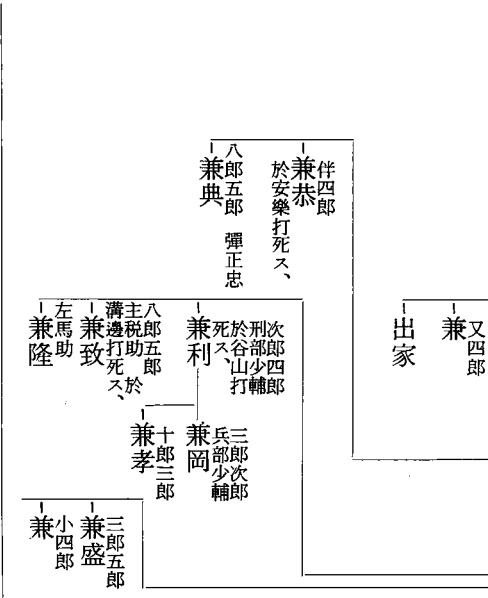
起叛逆後大伴、

大伴ノ孫ニ勝部氏モ有









嶋津殿
貴久御妻女、歲廿死去、
母嶋津忠朝猶子、

女子

于時天文十三年甲辰十二月廿六日、西侯知行早、
同日野里知行早、
翌年乙巳七月、市成知行早、
于時天文十五年丙午二月二日、大始良知行早、
于時天文十七年戊申四月、牛祢・邊田・二河知行早、三ヶ所
同前

良兼

三郎 左馬頭 妻女伊東義祐嫡女、

『異筆』

永祿四年辛酉五月四日癸卯、廻之城知行早、

永祿五年壬戌四月五日戊午、松山之城知行早、

同五月廿八日壬子、教仁院知行早、

永祿十一年戊辰五月十二日庚寅、福嶋之城知行早、

又八郎

兼長

十二早世、法名寒岳榮泉、

女子

祢寢重長妻

兼吉
山城入道

〇六 建部重種着到狀

『寫正文』
着到

爲誅伐日向國凶徒伊藤(イヘ)内左衛門尉祐廣・肝付八郎兼重
以下輩、御發向之間、爲致軍忠、大隅國祢寢孫四郎重種

令馳參國富庄太田城候、以此旨、可有御披露候、(恐脫之) 惶謹言、

建武三年十一月廿一日 建部重種

進上 御奉行所

承了(高山直顯)
(花押)

(本文書ハ「旧記雜錄前編二」一八八二号文書ト同文ナリ)

〇七 畠山直顯軍勢催促狀

爲兼重對治、所有發向三侯也、早馳參可被致忠節、仍執
達如件、

建武三季十二月十四日

源(高山直顯)
(花押)

祢寢孫四郎殿
(重種)

(本文書ハ「旧記雜錄前編二」一八八八号文書ト同文ナリ)

〇八 建部清道軍忠狀

爲誅伐日向國凶徒伊東藤内左衛門尉祐廣・肝付八郎兼重
以下輩、大隅國祢寢八郎清道、去年十一月廿一日、馳參
日向國之富庄大田城之處、同廿二日、爲對治兼重、結城
孫七行郷・友永七郎澄雄被馳向間、相共同三月六日、押

寄兼重与黨下財部院新宮城致合戦、同九日、大将三侯院列御發向之間、以十八日、押寄兼重城墾、致散と合戦、(石壁カ)將又今年正月十日、楯籠兼重与黨之攻落山城畢、而自去年十二月迄今年四月之日夜致軍忠候、以此旨、可有御披露候、恐惶謹言、

建武四年四月廿三日 建部清道上

進上 御奉行所 承了(花押)(島山直顯)

(本文書ハ「旧記雜錄前編一」一九二二号文書ト同文ナリ)

○九 建部清道軍忠状

爲誅伐日向國凶徒肝付八郎兼重以下輩、去建武三年十二月五日、大将御發向三侯院之間、大隅國祢寢八郎清道馳參、同十八日、押卷兼重城墾、至于同建武十月、日夜合戦、自身被疵畢、將又去年七月十一日、爲誅伐兼重以下凶徒等、日向國南郷御發向之時、楯籠兼重与黨平山式部少輔、可攻大和田城由蒙仰之間、押寄彼城取向城、致連日合戦、今年曆應四月十三日夜、攻落彼城畢、然今月十三日、押卷兼重城墾御合戦之時、清道又致合戦、同

廿七日、攻落兼重城墾訖、度と合戦致軍忠候、以此旨、可有御披露候、恐惶謹言、

曆應二年八月廿七日 建部清道上

進上 御奉行所

承了(花押)(島山直顯)

(本文書ハ「旧記雜錄前編一」二〇六〇号文書ト同文ナリ)

○一〇 島津家久書状

猶とをちま衆二人にて候するく、かしく、

けふハ、さしきもせハく候まゝ、ねゝい・さこ・おちか・あやゝ・つまこもしめしつれ候て、然へく候、やかに參候するまゝ、申候へく候、又と、かしく、

八日 より

『在口裏』

菊もし まいる申給へ いゑ久

(本文書ハ「旧記雜錄附録二」四〇六号文書ト同文ナリ)

〇一一 島津家久書状

猶も女はう衆いづれもくこころへ申度候く、かしく、

この比、ひせん守やうくまいり候て、たうらいうけ給候、ゆたんなくてならいこと御ひき候へく候、らいねんハ、やかてくたり可申候ま、御まち候へく候、此ことち・つゝミ、この方にてこしらへ候間、しかくなく候、まづをくり申候、やかて又、この中のことともゆわひなをし、これよりわざと人して可申候、又も、かし

七月廿七日

江戸より

菊もし

まいる

い多久

(本文書ハ「旧記雜録後編五」五五五号文書・「旧記雜録附録二」四〇五号文書ト同文ナリ)

〇一二 島津家久書状

わざと申候、ふしミをやよひ十八日にたちいて、卯月十三日此方につき申候、みちすから、花もやうくちりつ

くし、ふしの雪ものこりすくななる氣しき、いつよりも

心すくくなかめにいり、うたなとよミ侍り、其方の事共思ひやり、うつらくとあんしやりたる計候、此方一しほしあハせよく、上様よりもやかて御使きたされ、かたしけなくこそ候へ、こゝろ安く思ひ候へく候、御め見えも、此十八日にて候間、やかてそのしあハせ、又これより申へく候、まつ申へきたために候、又も、かしく、

卯月十六日

江戸より

菊もし

まいる

い多久

(本文書ハ「旧記雜録後編四」一八七六号文書ト同文ナリ)

〇一三 島津家久書状

猶もすこし此方見あハせ可申候間、やかてくたり可申候、かしく、

わざと申候、おもひよらさる御いとまくたされ、ことに大御所様よりぎんす二百まい・おり物百たん・御わきさしはいりやう申候、まことにくありかたき事ともにて候、又しやうくん様よりぎんすせんまい・御小袖百・御

うま三ひきはいりやう申候、しあ合せのこる所なく、や
かてくたり可申候、めてたくく、かしく、

十月十七日 より

菊もし まいる いゑ久

(本文書ハ「日記雜錄後編四」一七五号文書ト同文ナリ)

○一四 肝付道貫・兼道連歌

せめてさはうき中としも成もせず

同

親のあ合せぬ身を月もしれ

兼道

忍ふてふ草葉に國はおくまりて

同

いつまでかゝる秋を送らん

道貫

露霜にゆふへくの鐘のこゑ

同

かへる爪木の野邊のはるけさ

兼道

(向カ) □花に澤の水うちそゝかはや

同

おしむにくるゝ春を程なき

道貫

二

半天は鴈も今ハの一つらに

同

霞のとたへあくるしのゝめ

兼道

いつくより浮ひ出たる雲ならん

同

心のまよひはるゝともかな

道貫

頼ミしはたゝ我からの二道に

同

そねミもいはぬ身とするもうし

兼道

今さらに越てはゆかし立田山

同

紅葉の木の間月の夕かけ

道貫

ましてしハしあたゝめ酒の酔の友

兼道

おりからことも秋のなくさミ

道貫

鹿の音をさひしさなからきゝなれて

同

出しとむすふ陰の草の戸

兼道

おこなひの時うつさめやあかの水

同

かゝけつくせる常のともし火

道貫

今來んといひて幾度かへるらん

同

おもひかけしき宮つかへ人

兼道

百敷や位くの袖ふりに

道貫

くハへし絹の色はしるしも

兼道

うつし繪の草木ハこゝにかしこにて

同

なきそのかけのかたみとやなる

道貫

家々の道あらためず傳ひ來ぬ

同

里はふもとのすさまじき暮

兼道

ふりても筆は残る墨つき

兼道

木傳ひてさけふましらの聲近ミ

同

なおさりによミは置しの大歌

同

人氣まれなるおくの古寺

兼道

いつの世よりかかゝる天つち

道貫

法の道ことませもなき身と成て

同

照曇る月もあやしや四の時

兼道

やつれ行をもそのまゝの袖

兼道

老る身となり末もしられす

道貫

出るよりおもふるきせし旅衣

同

香をふくミかつ咲初る花を見て

同

かへすくも戀しきハナミ

道貫

籬のうちにくつるうくひす

兼道

浮れめとしるくこゝろはかられて

兼道

三

朝霧や春の水面にふかゝりき

同

人にくからぬ常のことハリ

道貫

出る日かけのとをき山の端

道貫

日に三たひおろかなる上を省よ

同

唐土や行多かなしき松浦舟

兼道

おこたりあらは學ひ得かたし

兼道

今もむかしをおもふつれく

道貫

言の葉の林や花に匂ふらん

同

おとろふもさかふるも又世のならひ

同

たハふれのミにすくる此春

道貫

たくるよハひをなにゆつり行

兼道

おほろ氣の月もさすかの玉簾

同

いはひてハくむ盃の幾めぐり

同

まさをとりのもと□ほせるこゑ

兼道

月にこゝろをすまず夜なく

道貫

いそかすは秣の道や暮なまし

同

おはすての山の秋風吹立て

同

雨氣になりぬ西のうき雲

道貫

秋の色それとはかりの風の音
芽かすし葉のいり日なかめて

同
兼道

野分せし跡に立出ての夕詠

兼道

四

水清き河原つゝきハひやゝかに

同

上のそらなり我思ひかも
かりそめのなけの情にほたされて

同

羽ね打羽吹あたる鶯鴨

道貫

住つきぬへきこの雨宿り
時鳥又もなくかの一こゑに

同

夜をふかミはるゝ間もなき雪の中

同

明安き夜をいそねかねつる

道貫

とふにまことのこゝろをそしる

兼道

夏としも覺えぬ風に袖ふれて

兼道

玉札に残るをかたるつかひさね

同

松の木陰に千年ふる人

道貫

へたてぬ中は何かさへらん

道貫

御一句

向ひ居て見るこそむねの佛なれ

兼道

兼道五十

をのつからにそ花もひらくる

道貫

道兼五十

かこつとていそきはせしな遅櫻

兼道

尾上はいまた春寒からし

同

○一五 恒吉投谷八幡宮棟札写

谷のとは霞なからの薄氷

道貫

『寫正文』

恒吉

投谷八幡宮

心ほそくも通ふ柴人

同

聖主天中天迦陵頻伽声哀愍衆生者、我等令敬礼大檀那大

月すめるかけは苔地の末遠ミ

兼道

梵天王 大願主帝釋天王 夫社檀造立者、奉輪聖皇天長

うら

道貫

地久故故 殊者大檀越伴棟梁當主君良兼并御隠居前河内

守兼續令沙弥省鈞 息災安軀 身心賢固 子孫繁昌 壽
福永保 武運長久 弓矢勝利 怨敵掃伏 凶徒退散 心
中所求如意滿足、而又當造立營主 地頭伴家加賀守兼吉
當宮司大法師信淳 惣者與力助成 信男信女各令忽領此
八幡大并積善餘慶 現世來世願望令成就、圓滿爲如指掌
者也矣、 法眼律誌之、

遷宮師權少僧都

大勸進

大願主伴家

天文廿二年乙卯八月十三日

『本ノマ、』五』

大願主當座主信淳

大工江口弥左衛門

鍛治藤原武祐

八幡座主吉祥院

神主吉岡兵左衛門

○一六 万八千大明神由緒

高隈

万八千大明神

正祝子
石塚左近

右者、賀茂明神一生御神也、和銅二年ニ万八千大明神
与奉崇之由候、其後貞治元年・明德三年・享徳二年再
興棟札文字不見、永正十五年兼宜建立、天文廿年兼周
建立、

戊
十月十日

○一七 島津久元・伊勢貞昌連署書状

以上

一書申入候、然者肝付甚右衛門尉殿養母之儀、上様へ
御奉公被申、于今貴館へ被罷居候、彼人之儀、最前比志
嶋紀州取成之様承候、殊外口能御座候つれ共、是非御奉
公被申候様ニと被仰出候而如斯と相聞得候、家を捨、多
年御奉公爲被申衆へハ、別而御手付可有之処、最前被給
候八木も、近年者被召上候由候、就其今度神右殿、貴公
迄以書状可申入由、歎息被申候間、如此候、何とぞ以御
分別、各へ被成御談合可被遣尤候、巨細者甚右殿可被申
達候間、不能細耳、恐惶謹言、

二月十三日

伊勢兵部少輔

貞昌(花押)

下野守

久元(花押)

霜臺様

人々御中

肝付三郎殿

町田孝左衛門

喜入求馬

嶋津美作

〇一八 嶋津美作外七名連署口上覚

口上覚

兼日被 仰出置候御犬稽古頃大形ニ御座候間、被定置御稽古日、九ツ時分より御差出可被成候、若天氣悪敷御座候ハ、晴次第翌之日之間、御差出御稽古可被成候、先頃如申入候、御奉公方當病之儀者別条、以私用御断之段者難承置存候、左様ニ御心得可被成候、以上、

十一月三日

嶋津筑後

北郷惣次郎

顯娃左京

嶋津主計

根占八郎右衛門

〇一九 山田聖栄書状

『寫正文』

夫よりの御狀くハしく見申候、これニもうけ給候へハ、ほん所領候とて申され候、是こそさいわい此事候、御はんほうたい候ハ、しんしやくなく

大かくの御判など等之御目ニ御かけ候へく候、ことにきもつきの兼重のときのちはつ、高氏の時御はん、きやうとより貞久、しぎふ儲三郎所御下、其もんしよとももちて候、今度之次ニ所領を給候ハす、あまりニうまれかへりニ罷成候、せめてハ今さふらへニ御なり候へかしと存候、くハしくよく御見ひらき候へく候、ふるき御はんをまたしなミもちて候ハ、かやうの時ため候、いそぎく御さううけ給候へく候、恐ミ謹言、

三月二日

(山田忠尚)
しやうゑい(花押)

河内殿

しやうゑい

山田河内守殿

聖榮

(本文書ハ「旧記雜錄附録」二二六号文書ト同文ナリ)

〇二〇 莫祢円也言上状

『寫正文』

薩摩國莫祢次郎太郎入道円也謹言上

欲早任鎮西肝付八郎兼重住所加瀬田城并越前國敦賀城

所々軍忠、預恩賞施弓箭面目弥播忠節間事、

副進

五通 御教書并御感一見状

右、円也於御方軍士抽忠勤早、然隨當国守護催促、可誅

伐肝付八郎兼重以下凶徒等之由、被下御教書之間、即馳

向大隅國加瀬田城、捨身命致合戰之時、凶徒等爲後詰寄

來之間、於野崎陣、円也致太刀打射落御敵二騎、切落一

騎、子息孫太郎重貞被疵左射疵、同五月廿五日夜、打破彼

城水手之時、郎從安三郎被打破頭、同廿六日、郎從權三

郎被疵左射疵之条、道鑑一見状分明也、仍円也不惜一命抽

軍忠之上、重爲逢京都御要馳上之處、預御感御教書、於

恩賞者可有其沙汰之由被仰出早、且發向敦賀城、可對治

凶徒之旨被仰下之間、應御定欲令發向之處、依重病請以

子息重貞於代官、自正月十八日致合戰、同二月十六日、

爲彼城後卷寄來凶徒之間、致先懸重貞切臥御敵一人、同

三月五日、合戰之時致矢軍、同五日夜合戰之時、打入城

内致散々太刀打切臥御敵一人早、隨而捨身命抽軍忠之次

第、嶋津三郎左衛門尉頼久一見状進覽之、凡円也鎮西於

所々致合戰、云子息云郎從以下度々被疵之条御感以下御

教書并一見状等明白也、然早浴恩賞、施弓箭面目、弥爲

抽戰功、恐々言上如上件、

〇二一 某言上状

『前欠』 將又可誅伐肝付八郎兼重之由、被下御教書之間、

即馳向大隅國加瀬田城、捨身命致合戰之時、凶徒等爲後

詰寄來之間、於野崎陣、政貞致太刀打、討取御敵一騎支(一)

廿乘馬腹并股畢、其後攻寄大手木戸口之時、即從左近尉被

疵左肩被射貫之条、道鑑一見狀同前、仍政貞所と合戦、不惜

一命毎度抽軍忠之上、重爲逢京都御要陵長途馳上之處、

預御感御教書、於恩賞者可有御沙汰之由被仰出畢、且罷

向敦賀城、可對治凶徒之旨被仰下之間、應御定欲令發向

之處、依受重病、以親類貞國爲代官差遣彼城、自正月十

八日致合戦、同二月十六日後卷寄來之時、捨身命抽軍

忠、三月五日夜攻落彼城之條、鳴津三郎左衛門尉頼久一

見狀進覽、凡政貞建武二年以來京都鎮西於所と致合戦、

云自身云郎從、度と被疵之上、迄敦賀城抽軍忠之条、御

感御教書并道鑑等一見狀分明也、然者早浴恩賞、播弓箭

面目、弥爲抽忠節、恐と言上如件、

〇二二 足利尊氏軍勢催促狀

新田右衛門佐義貞与黨誅伐事、所被下 院宣也、爰肝付

八郎兼重以下凶徒構城擲云々、所差遣鳴津上総入道と鑑

也、可致軍忠之狀如件、

建武三年三月廿六日

(尊氏)
御判

別府女子代

(本文書ハ、旧記雜錄前編二一八〇七号文書ト同文ナリ)

〇二三 島津義久代歳暮・正月儀式次第

歳暮より正月之御儀式

修理大夫義久龍伯様御代

天正拾老年十二月廿五日夜、節分ニ指宿の大飯ニ重樽

六ツ御座江なをして、其後御差出候時、三献參候、三

献目ニ穎娃殿參被成候、其後内座敷ニ而御しん被成

候、年男火をとほし候而參也、又御手水上候、其後御

差出候ニ、麦の食參候、其後酒宴也、又何れ茂召出ッ

也、指宿の津曲方あかゝひ上候、闇ニ而津曲方召出候

也、其後奥江樽二ツ・うつらさほ上候、御假屋江樽老

ツ・うつらのさほあけ申候、

一廿七日、すゝみての御祝、先御年の餅參候、頓而けつ

り物にてくハへ三献參申候、手なかはしもの年男ニ而

候、

一晦日ニ御年繩引申候、御對面所江二重瓶子手かけなを

し申候、おもても同前也、御看經所へ御本尊の御前に能比のもちい一折敷・こま餅二折敷以上五折敷、又荷内所江能比の餅三折敷・細餅二折敷、又御先祖いはいの御前ニ能比の餅一折敷・小餅一折敷、御ほろニ能比の餅一折敷、其後奥江年繩引申候、二重瓶子手かけなをし申候、其後御節句つねのことく也、

天正十二年

一朔日ニ先大門あき申候、小牧屋へ火をき申候、御茶湯仕候、其後御對面所江御差出被成候御老中、平敷居の上ニ奏者申候、其後おもてニ而川上將監殿・伊地知殿・本田殿、下の敷居之上ニ奏者申候、其後御社參也、三献へくわへ三献參候、二社へ御塩參候、五社共ニ御ひさつき百疋ツ、參候、護摩所茂同前也、護摩所ニ而御塩參候、夫より御對面所ニ而御手かけ參候、其後御看經所江せく上候、其を御せく常のことく、其より晩の御せく如常、夫よりおふはん前ニ御老中衆太刀持參也、三肴ニ而くわへ三献參候、其後諸地頭衆太刀持參候、やかに平敷居之上ニ而召出シ也、其後伊地知

殿おふはん二重・拾二合樽十五なをし申候、海山同前、三献には初献より被參候、其後御酒宴如常召出シ也、闇ニ而伊地知殿内衆三人召出シ被給候、其より奥へ樽巻ツ着上申候、古後殿樽巻ツ沙汰人江樽式ツ給候、二重茂同前也、

一二日ニ先御座敷はわき初候、奥茂同前也、御庭ハ下之年男拂初候、其後川上上野守殿御差出候ニ、三肴ニ而加三献參候、其後入道衆平敷居ノ上ニ而御目ニ懸候、夫より福昌寺江御光儀候、御歸さニ町衆とをり之間より御目ニ懸候、杉原二束上候、其後御看經所江せく上申候、又御節句如常也、夫より晩の御せく參候、其後伊集院のおふはん、先樽拾九なをして申候、二重同前御三献參候、三献目ニ地頭被參候、其後召出シ、如常所々之衆さしませ候而給候、又諸所の沙汰人御酒給候、夫を御假屋江樽式ツ上申候、御小者衆・御中間衆江樽巻ツ給候、又長命太夫江樽巻ツ給候、慶賀江二重給候、

一三日ニ先御吉書被召候、聽而御弓あそはし始候、其後

御けつり物ニ而加三献御差出被成候ニ、川上殿御差出候、同太刀持參候、しき三献參候、其後金峯山の御花かう上候、表ニ而上候、又奥へ茂上候、其後津留伊豆方小鮎上申候、頓而奥江上申候、其方森喜右衛門尉殿御花かうくつかた御へい札被上候、闇ニ而御ひや被給候、其より御節句如常、又晚ニも御節句參候、其後市來のおふはんニ先樽十九、二重なをし申候、御差出被成候ニ三献參候、三献目ニ平佐地頭・隈之城之地頭太刀持參候、臈而三献給候、其後御酒也、如常召出し諸所の衆さしませ候て給候、古後殿同法師衆召出し也、其後諸所の沙汰人闇ニ而御酒給候、其より御假屋江樽沓ツ肴添候て上申候、又一の大的やへ樽沓ツ上申候、又一王太夫へ樽沓ツ、下の年男へ樽沓ツ給候、

一四日ニ先談議所江參被成候、又伊勢殿へ南戸の間の次へ奏者申候、其後御前御對面所へ御差出候時、談議所御差出候、先茶の子ニ而茶也、やかて御しる參候而御酒參候、三返目ニ持せ御酒御しやくニ而上候、臈而御しやくニ而給候、夫よりしゆと衆何れも召出シ也、其

後伊勢殿へ三肴ニ而くわへ三献參候、一度ニ大矢野方召出シ也、山伏衆何れ茂差出候、夫よりしゆん差出候、又當所諏方太夫市來・塚田殿召出シ給候、又當所ないし市來諏訪太夫御目ニ懸候、此社家衆ハ次の敷居を御目ニ掛申候、津留讚岐方若魚上候、夫より福昌寺江御出頭被成候、御歸さニ御百姓衆・御赦免衆・谷山諸職人通の間を御目ニ懸候、其外へしらすより御目ニ懸候、和田支蕃尉殿さはぎの御百姓しらすより御目ニ懸候、

一五日ニ福昌寺御參候、大門あく也、御參之時年男あま打まで差出候而、奏者申候、先南戸間次江奏者申候、夫より御對面所江御差出候時、茶之子ニ而茶參候、夫と天皆興國寺・宗禪寺・南林寺・妙谷寺一度ニ差出候、御礼茶參候、茶之子ハ不參候、又其外禪家衆茂御目掛候、何れ茂支度替候而被參候、又御差出候時、天かい御老中耆人御座へ參候、てんしん參候、御酒中ニそく一差出候而御酒給候、夫より

金吾様御使者平敷居の上ニ而懸御目候、夫と北郷彦次

郎殿差出候、三肴ニ而加三献參候、其後蒲生の別當掛御目候、其後岩切殿懸の御百姓庭より御目ニ懸候、其後御馬召初、けつり物ニて加三献參候、

一六日ニ不断光院差出候、茶之子ニ而茶也、其後一之りやう道場代に被參候、茶計給候、夫より伊集院・伊作の道場一度ニ差出候、茶計被給候、夫より川田殿差出候、太刀持參候、けつり物ニて加三献參、其後北郷殿使者へけつり物ニ而加三献參候、夫より御多賀江御參候、御ひさつき百疋參候、其後護摩所へ蘇民紙巻束上申候、夫より南林寺へ參被成候、其後たかり祝申候、御對面所江なをし申候、おもて御看經所御いわいの御前茂同前也、又おくも同前也、

一七日ニ先蘇民御左の御袖ニ付申候、御腰物同前、其後御差出被成候、平田殿御指出候、太刀持參候、三肴ニ而くわへ三献參候、其後右馬頭殿より御使者、けつり物ニてくわへ三献參候、其後薩州より御使者へけつり物加三献參候、又市來湊之御假屋別當回紙巻束ツ、上候、又久見崎の御假屋帯束上候、長谷場殿かゝりの

百姓紙巻束上候、帖佐之別當御目ニ懸候、八木殿・瀬戸口殿父子かゝりの百姓・徳永源五左衛門殿懸之御百姓、何れ茂御赦免之衆へ、通之間も御目ニ掛候、夫より御看經所江御節句上申候、又御節句如常、又晩の御せく參也、其より鬼籠也、頓而平田殿おふはんニ樽廿三、十二合海山御座江なをし申候、又御三献には初獻も御參候、其後颯娃殿三肴ニ而加三献、夫より野村兵部殿・同名備中守殿・本田藤八殿太刀持參候、夫より御酒宴如常、三返目ニしゆん御しやくニ被參候、かたきんぬき樽巻ツ給候、又圖書殿内衆・颯娃殿内衆召出シ也、平田殿内衆二人召出給候、其后諸所之沙汰人召出シ給候、伊集院の慶賀江拾二合樽巻ツ給候、奥江樽巻ツ、御假屋へ樽巻ツ上申候、殊長へ樽巻ツ、たかしゆ江樽巻ツ、しけのふへ樽巻ツ、大矢野殿江樽一ツ、伊集院のたか衆へ樽二ツ給候、

一八日ニ伊集院廣濟寺差出候、茶之子ニ而茶參候、其後をひのやうくう寺・菱刈光徳寺差出候、茶計給候、其後諸所之禪家衆御目懸候、夫より大村之聖家衆御目ニ懸

候、其后高崎大炊介殿差出候、太刀持參候、けつり物ニ而加三献參、其后伊集院の中嶋方諏方太夫御花かう上候、通之間より御目ニ掛候、

一九日ニしやうこん寺差出候、茶之子ニ而茶參候、夫より諸所之聖家衆御目ニ懸候、其後龍雲寺・金鐘寺・龜泉院老度ニ差出候、御礼茶參候、夫より諸所之禪家衆御目ニ懸候、其後圖書殿御差出こてい三献參候、太刀持參也、又肝付殿太刀持參也、けつり物ニてくわへ三献參候、其后山伏衆中原坊・本覚坊・万福坊下之敷居之上ニ而御目ニ懸候、御老中衆江御寄合被成候、御寄合半ニ八代より御雜掌樽三拾おり參候、御酒盛如常、奥山左近允御酒宴ニ被參候、それより奥江樽五ツ、御假屋江樽五ツ上申候、

一十日ニやうくう寺・常しゆ寺一度ニ差出候、御礼茶參候、其後大乘寺御礼茶參候、諸所之禪家衆差出候、其より忠平様を御使者けつり物ニ而加三献參候、其後大野殿差出候、太刀持參候、三看ニ而加三献也、同治部太夫殿下の敷居之上ニ而御目ニ懸候、夫より伊地知

民部太夫殿差出候、太刀持參候、けつり物ニ而加三献也、夫よせんしゆん坊御祈念之札上候、下之鋪居之上ニ而御目ニ懸候、其后加世田之并尻宗左衛門殿初狩のし、三丸もたせ被參候、通之間より御目懸候、其後伊作之源太夫御花かう上候、とをりの間を御目ニ掛候、亦久木野の御百姓衆しらすより御目ニ懸候、沙汰人ハ内を御目ニ掛候、猪宍一丸あげ候、夫より談儀所江御光儀也、

一十一日ニ先御吉書、御老中衆何れ茂御座江參被成候而御吉書也、けつり物ニ而加三献參候、筆者老人御座江被參候、料足百疋ツ、御老中筆者一人ニ給候、夫より諸所之加礼筆者御目ニ被掛候、其後御鎧召初候、御三献如常、闇ニ而、平敷居之上ニ而兵具衆御酒給候、其后諸所之中間衆下之年男奏者申候、通りの間より御目ニ懸候、夫よりとくのふちの御百姓之代ニ問參候、紙十束上候、又問織筋一段上申候、其後あふはん前ニ上井殿太刀持參候、又其后永吉のおふはんニ樽拾老なをし申候、御三献目ニ地頭御參候、御酒盛如常、召出

如常也、おふはんの半ニ宮崎衆御酒上候、樽以上拾ヲ參候、宮崎衆茂召出ハさしませ候而給候、其後奥江樽老荷上候、兵具衆江樽八ツ渡シ申候、夫より奥ニて御いたゞき上候、美代殿おもての二ちう打むしろ給候、又樽老荷給候、

一十二日ニ日新寺・玉泉寺・熊岳寺一度ニ差出候、御礼茶參候、其后諸所之禪家衆差出候、夫より東持坊指出候、御礼茶參候、夫より諸所之聖家衆被懸御目候、其後中書様御太刀御持參、こてい三献參候、御進上之御酒者御しやくニて御上候、其後愛宕勝学坊差出候、茶計給候、夫より大坊下之敷居之上ニ而掛御目候、其後遠矢信濃守殿・大寺大炊殿太刀持參、けつり物ニて加三献參候、其後百引之百姓衆しらす懸御目候、又内よりも御目ニ懸候、永吉殿江樽老ツ、岩本筑前守殿江樽一ツ宛給候、

一十三日、冠嶽寺・大日寺沓度ニ指出候、御禮茶參候、其外諸所之聖家衆掛御目候、おひの膳さらし茶計給候、其後諸所之禪家衆差出候、福島之道場差出候、其

後野村慶かう御目ニ懸、百姓衆御赦免ハとふりの間より掛御目候、何ハしらす懸御目候、其后日州八代ハ御百姓衆參候、御假屋者内ニて懸御目候、其外ハしらす掛御目候、其後如阿弥あつかいの御百姓紙老東上候、しらすより懸御目候、其後伊集院右衛門太夫殿御申也、

一十四日、しやうしゆし差出候、御礼茶ニ而茶參候、其外禪家衆指出候、其后飢肥の本坊差出候、茶計給候、厥後聖家衆差出候、夫より佐多殿太刀持參候、こてい三献參候、それより同太郎次郎殿平敷居之上ニ而懸御目候、其后鎌三郎殿指出候、太刀、(持參候脱之)吉田美作守殿御目ニ懸候、其後武蔵守殿・出雲守殿一度ニ差出候、太刀持參候、けつり物ニ而加三献參候、大口衆中三人通りの間より御目ニ懸候、夫より東郷使者ニて候、太刀持參候、作州御目ニ掛候、根占殿使者、けつり物ニて加三献參候、夫より伊作の行司初狩の宍もたせ參候、通りの間ハ御目ニ掛候、宍者六丸ニて候、夫方たかす衆通りの間ハ御目掛候、又山下筑後方通り乃間ハ御目ニ

懸り候、杉原耆束上候、夫と田代備後守殿・鎌田加賀守殿かゝりの御百姓しらすより御目ニ掛候、紙耆束上候、又宅間與八左衛門殿かゝり乃百姓御目ニ掛候、帛三束上候、夫と御鎧の餅參候、何れも多も給候、其後御年繩あけ申候、對面所之二ちう下シ申候、奥之二ちう者置申候、五日之晩ニくたし申候、

一十五日、先 家久様御差出候、平敷居之上ニ御差出候、川上上野殿御差出候、佐多殿指出候、其後肝付彈正忠殿御參候、太刀持參候、其後祇候衆御目ニ掛候、

其後坊とまりのくわいせん衆御目ニ懸候、通り之間と杉原耆束ツ、上候、又とまりより料足式百疋おさまり候、其後山川のくわいせん衆差出候、杉原上候、又山川より大樽式ツおさまり候、其大樽ハ奥江耆ツ、御假屋江一ツ上申候、其後御看經所御いはい乃前江御節句あけ候、其後御節句如常、其後晩ニハ本田紀伊守殿おふはん二重拾二かう、樽三拾五御座江なをし申候、三献ニハ初献より御參候、夫より伊集院肥前守殿・税所越前守殿・伊地知伯耆守殿太刀持參、けつり物ニ而く

わへ三献、伯州者不被參候、召出也、夫と御酒盛如常、又召出し者當所衆諸所衆さしませ候而被給候、番衆召出也、同法師衆古後殿重信方召出給候、又本田殿内衆二人召出也、夫と諸所沙汰人召出也、それよりあいらと初狩の宍二丸參候、其後奥江樽二荷上候、眞幸『御かりやへ樽二荷』太夫江樽二ツ、そく一、樽耆ツ給候、二重十二合ハ慶賀へ給候、

〔表紙〕

肝屬氏系圖文書寫

一一

〇二四 山田聖栄書状

〔寫正文〕

一 先年國一揆之時、忠國へ無事成まてと御談合候て、前薩州ニ國を為守候へと申時の御判にて候、忠國為御意

本田信州・平田往宗・筆者、村田肥前守より百引御判好久預候、

一 其後御兄弟不快候、加治木の陣爲後巻前江洲ふと御越、それかしを召出、百引事預候、其外忠國判共ニ對酌仕候、肝付兼元ハ加治木にて不被居候、さ候へハ陣

も破、兩方國方談合候て引退候、さ様ニ候者ふかく候て、兼忠之代百引勢遣候て憑候内者、

さかハ長門 高野次郎左衛門

とミおか矢一郎 岡本六郎左衛門

小山田孫七 國府次郎左衛門

長田又太郎 其外肝付ニ對御用立候、近所旁ニまて存知候、

一 尊氏將軍より肝付兼重治爵、其長代仕候、上代之戰功以當御代ニ如此成行候、無私 神慮目出く、

河内守殿へ 聖栄

〇二五 行脚僧雜錄

〔寫正文〕

文明六年^{甲午}八月之比、花洛西九州下三ヶ國、日向・大隅・薩摩行脚廻聞侍仁、當守護御屋形嶋津之又三郎殿藤原朝臣武久、御年十二、譜代御住所鹿兒嶋、一別府仁薩摩守薩州國久御舍弟中務、同彈正、平山仁豊後守豊州季久御子息修理亮匠作忠廉、田布施仁相模守相州

友久御子息三郎左衛門尉、櫛間ニ式部大輔吏部久逸、

同又四郎御曹子、三俣下城仁伯耆守伯州久豊、次郎三

郎忠徳、飢肥仁新納近江守江州忠續、志布志仁御舎弟

三郎左衛門尉・御舎兄駿河守駿州、安永仁北郷義久、

野ニ三谷仁桃山長久、加治木、知覽、佐多、高城仁

給黎、指宿仁九郎右衛門尉久継、市成仁山田、平房仁

宮里、高江、河上十郎左衛門尉、高橋仁藏人、平和泉

仁宇宿左馬助、

一御手持之御城柱、三俣、高城仁新納越後守越州、末吉

仁宮丸、牛山仁伊集院三郎左衛門尉、串木野仁河上將

監、

一國之面々、祢寢茂清、同田代、肝付仁河内守内州兼

忠・周防介兼連、同波見、眞幸仁北原貴兼、同又九郎

立兼、菱刈仁氏重、山野、羽月、税所介別駕、吉田仁

左衛門太夫金吾、入來院、祁答院、東郷、種嶋、甕嶋

仁小川、山東仁伊東大和守祐堯、同六郎祐國、佐渡

原、土持、縣、

一御内之方々、串良仁平田左馬助兼宗當奉行、鹿屋仁兼

直、同高岳仁隈か若狹介、下大隅仁肥後、石井、伊地知、

梶原、池袋、救仁郷仁肝付主税助、廻、敷根、清水仁

本田親兼、恒吉、蓬原仁大寺、庄内山田仁肝付大炊

介、給黎仁蒲生、顯娃、阿多、桑波田、河田、比志

嶋、郡山仁村田肥前守經安當奉行、各一城宛被持候、

一都城衆仁橋口米弘十郎四郎、宇宿小次郎、南郷、本

田、岩見、一高城衆ニ和田、播播薩摩、長井、遺嶋黄、福

永、濱口、横山、富山、酒勾、末吉衆ニ桃山藤太郎、

長野常陸守、同周防守、二ノ方、松下、梅北、財部、

鹿嶋、長野土佐、柏原、千竈、姫木仁伊地知民部、西

郷出雲守、牛山仁岩野、加治木三郎四郎直山、田代肥

前入道、黒葛原少輔、伊集院仁鳥取、岩本、牧、山下、

石谷、市來仁大寺美作守、曾木、隈城仁猿渡、天辰、

和田周防介、成枝、町田、伊作仁末弘、牧瀬宗実、鹿

児嶋衆、大寺七郎、永吉、和泉越前介、平田佐渡守、

飢肥、同伊豆守、村田太郎左衛門、伊地知新左衛門

尉、梶原主計、河上、同因幡守、同左京亮、長野、本

田治部少輔、内浦枝次、関、田嶋、五代、敷根、木工

助、中侯、谷山仁和田又次郎、長野助五郎、水引仁國
 分、高城彦太郎、長州三郎九郎、一薩州之御持城、和
 泉、山門、高小野、阿久根、河邊、山田、鹿兒、同老
 名高崎、一豊州之御持城、帖佐、平山、高城、上之
 山、平瀬、蒲生、北村、溝邊、横河、東郷、同老名上
 原、一新納殿分、南郷、志布志、安樂、松山、同老名
 隈江、中野、一櫛間、老名鎌田、三原、一北原持城、
 飯野、徳満、馬關田、吉田、吉松、野尻、栗野、一山
 東城、穆佐、池尻、曾井、宮崎、清武、田野、山之
 城、木之脇、阿屋、本城、都於郡、國富、財部、竹
 篠、八代、平賀、塩見、比知屋、門川、折田、田嶋、
 同老名稻津、野村、垂水、落合、宮田、^(内)一祁答院分、
 大村、波形、鶴田、山崎、久富木、一肝付分、高山、
 本城、富山、野峯、宮下、柿龍澤、^(マヤ)一祢寢分、西侯、
 大始良、
 右之本書ハ、知覽之寺ニ為有之由候、伊地知助右衛門
 殿方よりつし、

十月十四日

(本文書ハ「旧記雜錄前編二」一四九六号文書ト同文ナリ)

○二六 賦御何連歌

文祿貳年六月十六日

賦御何連歌

袖は香になつさひあかぬ扇哉
 見つゝ螢にふかす眞木の戸
 國の上に夕たつ雨へとたえして
 月になる夜の風すさむ音
 秋の葉ハ散そふまゝに影あさミ
 今朝をく霜のすさましき山
 尋つるやとりいまハたいてゝ來ぬ
 行多ハそこと分やらぬミち
 草かりやふかきあたりにまよふらん
 野ハかたハらのかすかなる里
 かりにゆふ柴のかきほの朽残り
 一むら竹のかしけたるかけ
 ねくらをも定めぬ鳥の聲すなり

正兼
 家堅
 久正
 長倍
 珠長
 玄通
 其阿
 忠澄
 宗昌
 洞節
 久茂
 寛
 親辰

日はかたふくもさやかなる空
 はるく／＼と見え渡りたるうらの浪
 いてつる舟そやすらへてゆく
 よへるまも高ねおろしやなかるらん
 たちものほらぬあさ霧のすゑ
 鴈のゐる田つらへ人のかけもせて
 山かくれなる月のしつけさ
 色まさる夕への花に歸らめや
 ぬるゝもいへぬほとのはる雨
 露にしもやとる胡蝶のなれく／＼て
 ふるきそのふのかげのかなしさ
 すミし世の人へと計したひ佐
 身をおく山もいつやすからん
 しくもたゝ莓のむしろハさむかれや
 岩かねまくら月ふくる空
 露けさを袖にもよほす鐘なりて
 秋のあへれをとへかしの暮
 春風も野わきめきつゝ散花に

起雲 重位 久晴 親宗 知前 兼寛 秀安 家堅 正兼 長倍 久正 玄通 珠長 寛 宗昌 洞節 宗親 玄通

いまこんとてやかへる鴈かね
 天のはらつはさをかハすつはくらめ
 雨の名残の雲のむらく
 程とをきかたハいかにと舟出して
 松浦の興つ浪あらかきゑ
 山風やあさみつ塩に向ふらん
 なきて鳥く／＼たちさへくなり
 はし鷹をすゑ野の狩場こまなへて
 たひく／＼はらふ袖のしら雪
 なミたをもけつりそへたるおちかミに
 めくミハなきもなをつかへ人
 打たのむこゝろのなさけいつか見ん
 かきやる文のかへしをそまつ
 遠くしもへたゝるはうきちぎりにて
 ミヤこをおもふあつま路のすゑ
 しほかまのうらめつらしき夕烟
 こゝにやすらへあかぬつり舟
 出て月いる空までの詠めして

珠長 知前 重位 忠澄 久正 重位 兼寛 起雲 玄通 珠長 宗親 家堅 洞節 長倍 親辰 正兼 珠長 大茂

うたのまとゐハななき夜もなし
 あたゝめてとるさかつきのいくめぐり
 おりかさしたる袖の紅葉は
 をくら山御幸の跡をしたひ來て
 くるゝふもとのみちかすかなり
 とひよらん宿はたく火のかけなれや
 身のしろ衣ほさはやの雨
 しのひつゝうかれ出たるたそかれに
 おもふあたりのあかぬかひまミ
 もる花もかた枝ハかりハゆるせたゝ
 梅になれたる鶯のこゑ
 谷風もこちふくからに春めきて
 こほりし水のとけそむるかけ
 月残る野さハのすゑの朝附日
 露にしほるゝむしのねそする
 來る秋もふりにし里やうかるらん
 八重むくらははたれか分まし
 道もせに木の下かけハしけりあひ

寛
 玄通
 宗昌
 洞節
 起雲
 重位
 珠長
 兼寛
 忠澄
 宗親
 玄通
 珠長
 長倍
 知前
 宗昌
 珠長
 正兼
 起雲

程へてはるゝ五月雨の雨
 かるの子のうかひ出たる浪の上
 舟はいづくにこもり江の水
 をちこちもひとつにくるゝ池ひろミ
 こやのあたりにいそくかへるさ
 おもかりしけふのいち柴うりつくし
 雪氣もよほす山の端の雲
 月しろハほのめくかたのやすらひに
 とほそひらは袖の秋かせ
 残りつるあつさハいつちきえぬらん
 いのるしるしにかゝる玉の緒

○二七 賦何人連歌
 慶長四年正月拾一日
 賦何人連歌
 霞きや只見るさへも浦の松
 浪は長閑にさし出る船
 『を脱カ』
 岩つたひこほりわたる解初て

親辰
 玄通
 珠長
 洞節
 知前
 珠長
 兼寛
 忠澄
 玄通
 正兼
 久正
 兼道
 珠連
 頼實

雨ふりすさむをちの山かけ
 男鹿啼野は夕きりの村くゝに
 いつれの草をしきたへの月
 秋かせに誘引てゆく旅の袖
 明るあさけの身にそしミぬる
 雲晴るかたはみとりのあまの原
 つもるかうへの雪の山の端
 立鳥やしはしこすゑをしたふらん
 駒をひかふる森の下道
 絶くゝになるゝ水の音涼し
 いかにくゝろをすますむろの戸
 さらに世の人は影せぬ小野の奥
 聞こそあかねならす糸竹
 更る夜の月をよすかの前わたり
 ぬるとも袖はとかめしの露
 松虫と名はよへれての夕くゝ
 里はなれ成るいほのつれくゝ
 色に香に都ならはの春の花

純貞
 珠連
 兼道
 純貞
 兼道
 頼實
 兼道
 珠連
 頼實
 純貞
 兼道
 珠連
 頼實
 兼道
 珠連
 同
 兼道
 珠連
 兼道
 純貞
 珠連
 頼實

古木なからも難波津の梅
 行やらぬ真砂地とをくかすむ日に
 歸るやいつこかりの一つら
 鷺の居る田面の原の明過て
 残るや空にあめそ音する
 ともすれば枕に移るいなひかり
 かへのすきまのかせのさむけさ
 かりしよりしほにやそふる草ならん
 こゆるも岡のあつき日さかり
 をくれたる友をまつ間ハやすらひて
 幾浦くゝをつたふ白鷺
 みつしほや入江をかけてふかむらん
 浪ふく風のあらましき音
 打なひく尾花かもとの月の暮
 やとせる萩か露はこほさし
 ゑらひ捨かへるへきやは虫の聲
 おもひつきせぬ身の終はいさ
 なをさりの中さへいとゝしのはれて

兼道
 珠連
 同
 兼道
 兼道
 頼實
 兼道
 珠連
 頼實
 兼道
 珠連
 頼實
 兼道
 珠連
 頼實
 兼道
 珠連
 頼實
 兼道
 珠連
 頼實

えにしをしれハさてもはかなや	兼道	卷かへし見る筆の移しえ	頼實
わけて入山よりやまの柴の庵	頼實	くるしむとこん世の道を聞もうし	兼道
まぎのはしらやたとる柚人	純貞	暁ことにならず花さく	珠連
あらためてつくりかへんの宮所	珠連	御佛の別しけふの月もおし	兼道
うちのさかへをいのりこそすれ	同	かすむさか野とすゑとめて行	同
あつさ弓引手は代々につたはりて	兼道	雪消の水やまさされる大炊川	純貞
かたわれ月の影のさやけさ	頼實	あし邊をちかみなミそよせくる	頼實
秋風にきえのこりたる嶺の雪	珠連	田鬮さへに啼立かたは暮渡り	珠連
雨すさましくしくれんとする	純貞	つれて伴ひいそく里人	頼實
咲しその枝も紅葉も花やかに	兼道	つとひなは物見の庭やせはからん	兼道
姿えならぬまひ人の袖	珠連	例をたかへぬ神のみまつり	珠連
玉簾おろしこめたる樓の内	頼實	すへらきのおさめかしこき國とに	同
四方のなかめもあやな夕暮	兼道	たゞ隙をなミ作るあら小田	頼實
をろか成身にハ得かたき歌の道	珠連	かた山のみちハめぐりて遠からし	兼道
このほと／＼をしる親こゝろ	兼道	朽てかたむく谷のかけはし	珠連
うらかたにまかせてゆくゑたのまゝし	珠連	岩たかミつたの葉かつらはひまとひ	兼道
難面とてもわすられはせず	純貞	更行秋のほとそかなしき	頼實
厥かたち類ひもあらぬ人にして	兼道	有明に成よりかけも薄かれや	純貞

雲にかさなる霧のはて

頼實

妹かすむあたりをそことおもひ侘

珠連

よしやとハぬもうらミヤハせん

頼實

なへて世にさかしらハたゝ有ならひ

純貞

山のおくなるすまゐせまほし

兼道

朝なく軒端の水を結び上

頼實

いつる日影にさらす手つくり

珠連

五月雨のおやめる空はめつらかに

兼道

啼ほとゝきすいちち過くる

頼實

むは玉の夢のまくらはたとゝし

兼道

立もはなれぬ人の面かけ

珠連

露をたに忘れぬこそハ契なれ

頼實

草の中にもあさかほの花

兼道

野分せし庭はまかきのかた計

同

月やあるしとすミなせる里

頼實

打者はしつまりにたるあさ衣

珠連

焼しほかけをたつねてとふ『そ脱カ』

頼實

漕かへるあまの小舟の數くゝに

珠連

立もやかへる興つ白波

兼道

磯崎のこなたのうミはしつかにて

純貞

晴るかたなくかすむ見渡し

頼實

春雨の日ころうつろふ窓の内

兼道

ひらけにけりななかにさす花

龍壽

汲かハすさけのむしろのたハふれに

珠連

袂ゆたかにうたふ一ふし

頼實

兼道卅

珠連卅

頼實廿六

純貞十三

龍壽一

○二八 盛光寺過去帳

『寫正文』『見寫』

葉丸清左衛門尉

牧原又九郎

木幡小八郎

小野田八兵衛尉

岡富助九郎

金田三郎左衛門尉

坂本次郎兵衛尉

晋溪源賢禪定門

有馬弥七兵衛

寺田源左衛門尉	中丸五郎兵衛	長田守三次郎	瀬戸山新右衛門	餅田清四郎	道秀禪定門
道允禪定門	道仙禪定門	了永禪定門	垣本九郎兵衛	鳥居八郎次郎	垂野仁兵衛尉
聖淨禪定門	淨銳禪定門	鳥居八郎左衛門尉	迫田衛門次郎	平 <small>〔本ノマ、〕</small> 右衛門次郎	鎌田弥七
迫田	吉原源七	葉丸新九郎	山崎弥右衛門尉	三郎次郎	弥左衛門
竹野平左衛門尉	持長隼人佐	田中仲次郎	八郎左衛門	四郎左衛門	大村弥次郎
寺田弥六	鹿屋拾郎次郎	樋口平七郎	大寺ノ助左衛門	二郎左衛門	土源右衛門
吉國神四郎	江口新兵衛	篠生十郎兵衛	二郎五郎	拾郎次郎	左衛門二郎
中嶋拾右衛門尉	木場三次八	山崎八右衛門尉	同	平藺名頭	二郎右衛門
安庭太郎	竹野次郎右衛門尉	葎迫弥七郎	九郎兵衛	二郎右衛門	吉原新左衛門
江 左衛門尉	安庄宗三郎	安樂又五郎	津曲丹後	同大藏兵衛	川口九郎左衛門
同名藤七	坪山式部左衛門尉	宮ヶ花志摩助	野神田紀伊	新原六郎三郎	鶴木藤十郎
平右衛門尉	不審 <small>〔本ノマ、〕</small> 限本新五兵衛	川野吉三	長友三郎左衛門	横山源三郎	奥老岐守
小牟田八郎左衛門尉	小田次郎九郎	岩切源次左衛門尉	阿土助八郎	太郎左衛門	牧原源兵衛
野海弥五郎	谷山八郎次郎	大野弥次郎	太郎兵衛	次郎五郎	三郎四郎
竹野權八郎	葉丸与次郎	同名弥十郎	立本名頭	田上名頭	坂本孫右衛門
牟田侯善右衛門尉	吉國新兵衛	兒玉備後守	入部彦八郎	同安庭二郎右衛門	同坂本又兵衛
井手又六郎	押川大膳	救仁郷与四郎	前田三郎次郎	同太郎次郎	大山助右衛門
小形木十郎	濱田藤二郎	長山神四郎	土屋彦八郎	神俣三郎五郎	又七
大窪藤六右衛門尉	木幡七郎三郎				

大野ノ内

宗七

牧原田

助九郎

『本ノマ、』
鷲名頭

濱田藤右衛門尉

二郎右衛門

玄勝

窪田兵衛右衛門尉

兼丸主税助内五代十郎右衛門

川副伊豆守

大野内者安養允

良銀禪定門

検見崎内者前田三郎二郎

道春禪定門

立山太郎右衛門尉

平郎又十郎

堂籠太郎次郎

大鐘彦六

道謙禪門

岸良寺中間孫七

道椿禪門

道清禪門

融香禪定門

西原仲三郎

淨憲禪定門

道中禪門

右衛門二郎

道仙禪門

彦三郎

淨安禪門

上名司

三郎右衛門

三郎右衛門

三郎右衛門

三郎右衛門

三郎右衛門

三郎右衛門

三郎右衛門

三郎右衛門

三郎右衛門

三郎右衛門

大野内

野海帶刀

安乘刑部内

五郎太郎

道秀禪門

道鑑禪門

同備前守百姓

道隨禪門

道圓禪門

中問八郎五郎

道周禪門

道超禪門

検見崎内

濱田三郎太郎

日高孫兵衛尉

慶林禪定門

助九郎

永繁禪定門

新田方中間孫右衛門

道松禪門

原名頭八郎兵衛

道隆禪門

二郎太郎

道巧禪門

同兵衛次郎

道廓禪門

同兵衛

道勢禪門

助二郎

道春禪門

同

道粒禪門

同

道粒禪門

同

道粒禪門

同

道粒禪門

同

同

四郎右衛門

同

弥三郎

大野内

永田八郎五郎

志崎越前守中間助八

道誘禪門

伊賀守中間助八

道永禪門

同中間三郎九郎

安乘備前守内者打ノ上与五郎

道梅禪門

宮内尉中間

了善禪門

兼丸内

心空永芳禪門

上原内七郎

淨輪禪門

道泉禪門

上原内七郎

道泉禪門

同

大窪彦十郎

孫二郎

瑞香禪定門

神主民部内

縁翁守因禪定門

玄番允八郎二郎

道善禪門

越後守内者池田二郎四郎

道昌禪門

上野間九郎兵衛

道本禪門

同助八

道然禪門

太郎内者藤八

道胤禪門

野海内者八郎二郎

同

道繁禪門

同

道證禪門

同

道證禪門

同

道證禪門

同

道證禪門

同

道證禪門

同

道證禪門

同

道證禪門

同

道證禪門

同

道證禪門

同

道證禪門

同

道證禪門

同

道證禪門

同

道證禪門

同

道證禪門

同

道證禪門

同

道證禪門

同

道證禪門

同

道證禪門

同

野内者
道阿弥陀佛
中村美濃守内者又六
道玖禅門
伊集院
德芳禅門
岸長出泉百姓
道銳禅門
同内者
同新五
朝原仁兵衛
名主
三郎右衛門
萩原名頭
助九郎

牧野田郷左衛門尉
正麟禅門
岸長下野守内者
道融禅門
同内者
道般禅門
池邊ノ内者
薰輪禅門
神保三郎四郎
太郎兵衛
三郎兵衛
五郎三郎
仁右衛門

安庭内者二郎三郎
常饑禅門
道金禅門
同内者
道折禅門
伊勢殿ノ内者
松沢平四郎
牧瀬内者
宮園名頭
大川内
孫三郎
萩原

郡當助九郎

常清禅門
立本名頭
善徳禅門
菓丸木工允百姓
道賢禅門
菓丸
道講禅門
道鏗禅門
兵衛介内者源兵衛
道幸禅門
同中間九郎兵衛
道輪禅門
同平次郎

徹春禅門
道仙禅門
岸長
法薫禅門
長田五郎右衛門
道稟禅門
同子三郎九郎
慶春禅門
中間九郎左衛門
道鏘禅門
萩原四郎二郎

道椿禅門
道永禅門
河北大次介百姓
萩原
道益禅門
『上不見』
上原ノ百姓
道王禅門
小原ノ
道秀禅門
菓丸中間
淨球禅門
曲形平次

以下一本ニアリ、元禄八年乙亥正月吉曜、田中左兵衛尉源氏綱根改

之卜アル本也、

摺木玄蕃兵衛尉
前原弥右衛門
幸伯禅門
打越玄蕃左衛門尉
道繁禅門
同子又七
清佑禅定門
同子又七
道俊禅定門
河北内者河田七郎左衛門
徹珍禅定門

池田与次郎
田中兵衛尉
淨貞禅定門
三郎右衛門
智圓禅門
同助六
道圓禅門
野邊隱岐守
了光禅定門
檢見崎内さる渡助人
淨光禅定門
右ノ摺木以下十三人ハ、川副伊豆守ト五代十郎右衛門トノ間ニ異本載之
△

○二九 肝付兼孝寄進札写

逝光 梅丘林秀信士
施主肝付新左衛門尉伴兼孝
奉寄進道隆寺懺法田二段在始良方
永禄六年癸亥九月廿六日死去
「右、道隆寺江有之候、」

〇三〇 阿弥陀堂修造棟札写



造立第一文永七年壬申



謹奉修造阿弥陀如来新御堂一字

再興應永廿六年己亥六月日大壇越兼元公

夫六字者記於天地日月歲時森羅万象無不隨之音葉第一尊號也、故作料藪行者而憑邦内蒼生之於功刀以造建畢、所以六合修而爲思無邪之安界者也、于爰大檀越伴良兼公・前河内守兼續公令隱居沙弥省鈞共信々々、而徼軍義不滅威之將。師子葉孫枝得無量壽者也、

當郡司職 檢見崎 常陸介伴兼書

鐵工朝倉藤七方 八郎五郎方

鄂工 江口 弥左衛門尉日氏吉宗 腰田 木工 允藤氏國延

于時天文二拾參歲甲寅林鐘吉日本願靈護山盛光寺住持比丘善意叟敬白

「右、盛光寺江有之候、」

〇三一 盛光寺過去帳

『寫正文』『見寫』

過去帳

檀那御先祖

阿佛禪定門

尊阿禪定門

尊尚禪定門

寶山正珙禪定門

尊光禪定門

玄源禪定門

龍嶽禪定門

徳林仙公尼和尚

昌林龍久禪定門

恵海宗智尼長老

衲寝人衆

天叟龍義禪定門

青峯大姉

義翁兼忠居士

喜明性慶大姉

肯堂俊可上座

嶺南忠能禪定門

笑岳良闡大姉

昌山兼久上座

歛室正慶大姉

義雲幸忠居士

祐山長慶大姉

天融龍清居士
此墓前田村ノ田布尾良清
軒境内ヨリ天保三年五月
今ノ兼堀出入ノ季安考
ニハ兼弟越後守兼實事共
ニハ非ルカ、且良清軒モ
龍濟軒ノ謫ナラン△

前衿寢周防介	同名八郎左衛門尉	内田太郎兵衛尉	成尾	正牟田
園田将監	赤瀬河又左衛門尉	原田助兵衛尉	同孫右衛門尉	木原新左衛門尉
池俣次郎左衛門尉	田代備前守	荒平名頭	<small>菌田内</small> 芝右衛門太郎	荒平名頭
有富四郎三郎	西本淡路守	荒川方右衛門尉	嶺崎吉兵衛尉	鳥濱中間
肥後安藝守	朝日諸四郎	當方已下上 <small>(マ)</small>	<small>平房衆</small> 四郎右衛門尉	
同名筑前守	鳥濱又六	同 源太左衛門尉	同 次郎四郎	同 六郎左衛門尉
西郷宗左衛門尉	武次郎五郎	同 次郎四郎	同 太郎四郎	同 小山田源七
河野七郎左衛門尉	石井又九郎	小三郎	<small>検見崎内</small> 又七	<small>大窪</small> 虎次郎
奈良雅樂助	大山采女正	五郎左衛門	市助	<small>神主内</small> 太郎次郎
山下筑前守	徳田紀右衛門尉	九郎左衛門	平三郎	伴三郎
上原民部左衛門尉	日高帯刀助	十郎五郎	市郎左衛門	与五郎
同弥九郎	長谷對馬守	彦三郎	与五郎	藤七
同帯刀助	山之口孫七	平次郎	太郎次郎	五郎次郎
長田太郎左衛門尉	宮之下又左衛門尉	八郎左衛門	与三左衛門	切小田名頭
迫田右衛門尉	室田善十郎	藤五	伴左衛門	六郎次郎
前原八郎左衛門尉	長田次郎右衛門尉	助次郎	左衛門次郎	<small>園福寺内</small> 四郎左衛門
木佐紀三郎左衛門尉		<small>矢野内</small> 弥三郎	<small>渡邊内</small> 助七	四郎左衛門
長田八右衛門尉	同孫三郎	三郎次郎	孫次郎	金左衛門
	同孫三郎			
	同四郎五郎			

荒兵衛

高橋次郎五郎

与六

加賀守内

孫左衛門

赤崎郷左衛門

次郎五郎

多邊田内
五郎九郎

次郎太郎

伴五

太郎兵衛

三郎次郎

平四郎

与三郎

太郎五郎

三郎左衛門

太郎兵衛

藤兵衛

藥丸新四郎内
四郎右衛門

次郎右衛門

豊後守殿御人衆

新納兵部殿

覺殿圓公禪定門

神五

中村名頭

藥丸大膳内
彦五郎

嶋津兵部衛門尉殿
雲關忠岱禪定門

同兵部太輔殿

覺殿圓公禪定門

同
孫太郎

太郎次郎

伊十院左馬助内
九郎兵衛

宇次久右馬尉殿
節心忠公禪定門

肝付又六殿

侯賴加賀守殿

雲庵龍公禪定門

兵衛九郎

藤太

弥八

同子孫六方
洞雲仙公禪定門

餅原彦左衛門方
壽山椿公禪定門

重成民部方

重成民部方

小八

与八

与次郎

長井藤右衛門方
從叟慶公禪定門

北村太郎三方
安仲穩公禪定門

池上河内守

池上河内守

立本名頭

林五郎三郎

大宮司内
八郎五郎

平山伊与入道
道秀禪定門

別府次郎右衛門尉

常慶禪定門

三郎五郎

六郎三郎

吉川内
藤八郎

和田又次郎
慶幸禪定門

柏原又七方
玄派禪定門

山崎宮内少輔方
德永禪定門

榎田主税

迫田弥二郎

權兵衛

寺久治部左衛門方
賞翁本公禪定門

勝目隼人方
大翁華公禪定門

同源四郎方
明窓禪定門

上原与七

上別府名頭

權兵衛

伊友屋又八方
道愛禪定門

緒方安藝方
道喜禪定門

曾井六郎次郎方
淨春禪定門

崎鶴

次郎

權兵衛

富山藤次郎方
淨永禪定門

峯嶋權兵衛方
慈演禪定門

中侯市次郎
榮長禪定門

五郎左衛門

花田名頭

源次郎

樋渡六郎右衛門
道仲禪定門

梅木孫太
慶香禪定門

深口
道見禪定門

大池徳

牧原又九郎

鳥越六郎兵衛

原田新二郎方
道泉禪定門

川侯九郎兵衛方
秀永禪定門

道林禪定門

小和田小八郎

次郎太郎

太郎五郎

若松九郎兵衛方
道秀禪定門

原田四郎次郎
道本禪定門

道本禪定門

与次郎

禪定寺内
坂本彦八

助太郎

中野方
道永禪定門

松沢与三郎方
道真禪定門

久本方
功朽禪定門

三郎五郎

善次郎

三郎次郎

平四郎

善次郎

三郎次郎

道永禪定門

道真禪定門

功朽禪定門

花木筑前守
哲巖俊公禪定門

虎阿弥陀佛
了芳禪定門

山口又六
道純禪定門

竹田肥前守方
道春禪定門

中山久兵衛方
淨秀禪定門

善藤禪定門
貴藤雅榮助方

柳田神六方
道喜禪定門

寶器禪定門
川野八郎左衛門方

道川禪定門
孫右衛門方

寶仙禪定門
市成衆

山田次郎九郎
同名紀伊守

野邊九郎
田嶋勘解由右衛門方

玄超禪定門
長田

道忠禪定門
次郎左衛門

道春禪定門
野邊平六方

宗鑑禪定門
常椿禪定門

道折禪定門
脇田源左衛門

道仲禪定門
同九郎

宗悟禪定門
瀬戸山

道麟禪定門
北村左衛門三郎方

祖田禪定門
追田八郎兵衛方

道真禪定門
有田彦七

清祐禪定門
中村与八郎方

道壽禪定門
三宮

道玖禪定門
同名兵部左衛門尉

恒吉主水助
安樂四郎三郎

嶋田清左衛門方
源清禪定門

日置藏人介
道齡禪定門

新鴻彦兵衛
了麒禪定門

新原助九郎方
好順禪定門

西郷掃部
道西禪定門

道善禪定門
富岡助八

道珍禪定門
新納又左衛門

淨薰禪定門
田邊藤右衛門方

玄秀禪定門
壽泉禪定門

清安禪定門
田嶋五右衛門方

道瑞禪定門
前田三郎次郎方

曠田禪定門
太郎右衛門方

道順禪定門
坂出与七方

宗洞禪定門
追田三郎四郎

善芳禪定門
鎌田神五郎中間

道漢禪定門
道鏗禪定門

藤田
道藤禪定門

柳田又七
道柳禪定門

安嶋孫左衛門方
安屋禪定門

羽嶋兵部少輔方
羽林禪定門

安衆衆
廻織部

四郎太郎
道音禪定門

庄五郎
道椿禪定門

肥前殿
道好禪定門

六郎五郎
思連禪定門

嶋津兵部左衛門殿内
道牧禪定門

道殊禪定門
花木又七方

道頌禪定門
曾井美濃守

道後小次郎
鹿屋新五郎

玄端禪門
道勢禪門

小野田少左衛門方
道關禪定門

高山新六左衛門方
道阡禪定門

常信禪定門
滿幸安房方

道滿禪定門
正仲禪定門

八郎左衛門
善通禪定門

道心禪定門
与次郎

日田
道鐵禪定門

道鶉禪定門
花木又七方

道心禪定門
曾井美濃守

道光禪定門
鹿屋新五郎

道鶉禪定門
川崎掃部助

道助禪門
道池禪門

道勢禪門
道慶禪門

松嶋又六方
道賢禪定門

細田左衛門三郎
常則禪定門

鬼塚孫七郎
淨春禪定門

和天平六方
道根禪定門

又七
清林禪定門

刑部太輔
道本禪定門

道銳禪定門
少三郎

道照禪定門
道文禪定門

道細禪定門
玉仲禪定門

同織部
上野又七郎

尾辻伴六
同名小者

尾辻伴六
同名小者

尾辻伴六
同名小者

尾辻伴六
同名小者

廣庭神兵衛尉 長田助兵衛尉 岩重弥六左衛門尉

安築内 英市右衛門尉 彦左衛門尉

平采女 瀨野口小左衛門尉

心空永芳禪定門 常金禪定門 瀧間六郎太郎

三沼彦八

以上

右方分

▽異本云城光寺過去帳写△

左

肝付藏人殿 筋山岡圓忠大禪定門

同伴四郎殿 源忠常本禪定門

同子左衛門四郎 心源正安禪定門

同子助三郎 縁叟道因禪定門

▽秋原助左衛門尉△ 峻峯全碩禪定門

松嶋隼人助 慶天道喜禪定門

同子源右衛門 寶屋光玢禪定門

田邊多土佐守 守貞禪定門

新田八郎次郎 永芳禪定門

同名三郎五郎 常榮禪定門

▽池部弥三郎△ 道頓禪定門

長峯三郎右衛門尉 道才禪定門

入部弥八左衛門 慶鑑禪定門

淨林禪定門

▽イニ牧瀬新兵衛尉△ 寶林禪定門

▽イニ田邊多三郎△ 常圓禪定門

▽イニ田中平七△ 窓心禪定門

▽イニ萩原七郎左衛門尉△ 清音禪定門

▽イニ同名弥八郎△ 正金禪定門

同名八郎太郎 止益禪定門

鎌田太郎左衛門尉 宗春禪定門

安田又太郎 泉溪淨林禪定門

長峯弥七 幸粒禪定門

新田十郎次郎 道悅禪定門

岩松助八 願阿弥陀佛

▽イニ平又兵衛尉△ 深山正泉禪定門

道徳禪定門

藁九宗兵衛 園笛林香上座

内山七郎左衛門 寶沢常致禪定門

印兵衛 盛薫禪定門

同子仁九郎 永芳禪定門

竹口助八郎 道音禪定門

▽イニ田邊多清左衛門尉△ 法窟祖傳禪定門

▽イニ矢野木郎△ 道盛禪定門

▽イニ同名又太郎△ 道全禪定門

▽イニ原田四郎左衛門尉△ 宗源禪定門

安樂源二郎 花屋道榮禪定門

木幡助六 善祐禪定門

牧左衛門五郎 道幸禪定門

江口清七 盛崇禪定門

吉國三郎二郎 道昭禪定門

前田善兵衛 道照禪定門

松本助左衛門 元金禪定門

有阿弥陀佛

淨秀禪定門

安樂清四郎 道泉禪定門

河野彦五郎 聡雲玄了禪定門

吉原左衛門尉 道空禪定門

檢見崎肥前守 賢清禪定門

西牟田源左衛門尉 道本禪定門

▽イニ田邊多清左衛門尉△ 道情禪定門

▽イニ田邊多三郎△ 道貞禪定門

▽イニ同名又太郎△ 淨本禪定門

▽イニ原田四郎左衛門尉△ 道本禪定門

道徳禪定門

八木源左衛門尉 淨貞禪定門

大窪弥八 道圓禪定門

柏原又九郎 道原禪定門

古田源左衛門尉 道賢禪定門

牧野郷左衛門尉 東江昌作上座

▽松下藤七兵衛尉△ 道利禪定門

藁九李之允 賀雲道幸禪定門

圓中窓鑑禪定門

木左木十郎次郎 性等禪定門

新原助太郎 七月廿九日 察貞禪定門

了心禪定門

小野田八郎兵衛

道秀禪定門

同八郎左衛門

道鑑禪定門

鹿屋舎人助

篠生九郎左衛門尉

岩崎弥八

長田助四郎

藥丸与五郎

中村新左衛門尉

長田内匠允

安楽左馬助

勝野權七郎

大窪平左衛門尉

道金禪定門

同平十郎

道徳禪定門

内野又七郎

若松八郎太郎

富山典三郎

前鹿屋肥前守

金竹
松崎善六

池邊神左衛門尉

八木源五

牧野田主殿助

門之口三郎五郎

男子

妙泉禪定門

岡富四郎三郎

道訓禪定門

玄清禪定門

牧野田五郎兵衛尉

瀧聞六郎五郎

萩原刑部丞

新田玄番左衛門尉

本村助左衛門尉

同名太郎八郎二郎か

吉原新右衛門尉

志ふし

川北山城内者一人

志ふし

肝付左兵衛内者五人

安楽

志ふし
志ふし
志ふし

志ふし

志ふし

志ふし

志ふし

志ふし

志ふし

志ふし

志ふし

志ふし

志ふし

志ふし

志ふし

志ふし

志ふし

同弟藤七

伊地知弥五郎

安楽民部

鹿野屋伊賀

同子采女

藥丸新左衛門内之者四人

同名右衛門内之者一人

同名大膳

限江兵部内者五人

大野弥六左衛門内之者一人

松山右衛門佐弟

渡部又十郎内之者四人

松山

川北若狭入道内之者一人

同子伴左衛門内者一人

同弟藤七

伊地知弥五郎

安楽民部

鹿野屋伊賀

同子采女

『寫正文』

〇三二 末吉口討捕頸注文

元龜四正六

於末吉口討捕頸注文

志布志二候

伊集院三河入道内者九人

志ふし

安楽因幡入道内者三人

くしま 同子与八
松山 岩松信濃入道
くしま 花牟禮備前
太郎左衛門入道二男
和泉宮内
志ふし 前田肥後入道内之者二人
くしま 田邊田助七
志ふし 鎌田主水
くしま 葉丸藤右衛門
松山 八木讚岐
くしま 廻源次
志ふし 羽坂三郎左衛門
志ふし 永田宮内左衛門
松山足輕大將 隈本兵庫
松山 中村圖書入道
松山足輕大將 安庭豊前
松山 上總房
志ふし 田原大膳
志ふし 高木善左衛門

くしま 鮫嶋与八
志ふし 塚田伊介
志ふし 入部佐渡
志ふし 綿屋
松山 海老原新四郎
松山 高橋藤右衛門
松山 勝野但馬
まつ山 熊元伴三郎
葉丸新左衛門弟 松下源六
くしま 上野新七郎
まつ山 岩水又七
松山 新穂大炊左衛門
松山 鹿野屋伴右衛門
安楽 坂本市左衛門
松山 竹井次郎左衛門
松山 摺木藤左衛門
松山 永山源内左衛門
くしま 大窪平六兵衛

- くしま 岩佐市左衛門
- くしま 川野太郎左衛門
- 松山 牟田畑十郎右衛門
- くしま 山下助兵衛
- 松山 河副小左衛門
- くしま 坂新六
- くしま 福田又次郎
- 松山 廻田典左衛門
- 松山 見崎彦十郎
- 松山 庄牟田土介
- 松山 春沢新五兵衛
- ふつ原座主 知順
- くしま 右田助七左衛門
- 三河入道内兼 幾野主計
- 同 門之内玄著
- 同 甚三郎
- 同 吉丸三郎左衛門
- 同 市兵衛
- 同 草屋次郎太郎
- 同 弥五郎
- 同 与七
- 同 勘解由
- 安樂入道内 三郎五郎
- 同 新兵衛
- 同 矢野八兵衛
- 河北山城内 市助
- 肝付左兵衛内 兒玉又四郎
- 同 神兵衛
- 同 新十郎
- 同 弥藤兵衛
- 牧野瀬但馬内 助三郎
- 検見崎源次郎内 千左衛門
- 限江内 木藤内藏
- 同 鈴木源太左衛門
- 同 今村源左衛門
- 渡部又十郎内 田中對馬

同 相香玄番

同 孫右衛門

同 兵八

前田入道内
渡部神四郎

同 助左衛門

岸良雅素内
又八

同 藥丸新左衛門内
松下源六

同 源四郎

同 内藏

同 山口一左衛門

梅北刑部内
平次郎

松山大野内
菅原源左衛門

藥丸右衛門内
源次郎

むた畑内
三郎左衛門

頸桶九ツ捨置候、

惣以上百五十一

切捨數不知、

〇三三 知行名寄目録

高百石之内

知行名寄目録

肝付甚作殿

福山嘉例川村之内

有村之門

坂ノ口叭廿
中田六敵

川窪叭四十四
中田二反七敵拾八分

岩入叭百十七
下田三反六敵

山下前叭十四
下田四敵廿分

小山下叭十一
下田三敵廿分

同叭十四
下田四敵

しとた叭廿二
中田壹反

岩下叭三
下田壹敵六分

りう木
山畑壹敵拾五分

抜た叭十九
上田壹反七敵

瀬戸口叭五十
下田二反一敵拾分

つくた叭卅三
上田貳段九敵四分

四升八合時
初四俵一斗八升 源左衛門

二斗二升壹合時
初廿俵 七左衛門

二斗八升八合時
もミ廿二俵 同人

三升八合時
もミ二俵二斗三升 李助

三升八合時
もミ貳俵 三四郎

三升二合時
もミ貳俵一斗 李助

八升時
もミ九俵 因幡介

一升四合まき
もミ壹斗六升 藏之丞

一升二合時
大豆三升 茂右衛門

壹斗二升六合時
もミ拾俵七升 因幡守

一斗七升時
もミ十三俵 左近

二斗三升三合時
初廿八俵二斗 与右衛門

同畝六ツ
下田二拾分
六合蒔
もミ壹斗二升
喜右衛門尉

同畝九
下田三畝
二升四合蒔
糶壹俵二斗
左近

井ノ尻三十四
下田壹反三畝廿分
壹斗一升壹合蒔
糶十俵
喜右衛門尉

宮下
下畠二畝拾二分
壹升九合蒔
大豆七升二合
七左衛門

同
下畠三畝
二升四合蒔
大豆九升
同人

下屋敷壹反六畝
大豆二升八合蒔
大豆四斗八升
同人

桑壹本
同人

なよ竹八束
四升蒔
大豆壹斗五升
肥前守

こんけんノウと
下畠五畝
壹斗六升二合蒔
糶十六俵
七左衛門

井ノ尻畝卅一
中田二反八分
五升六合蒔
もミ三俵一斗貳升五合
左近

山中畝十四
下田七畝
二斗一升四合蒔
もミ十四俵
弥左衛門

同畝五十七
下田二反六畝廿六分
三升蒔
もミ三升
同人

同畝一
下田拾歩
五升九合蒔
もミ三石一斗二升
七左衛門

同畝十九
下田七畝拾歩
一斗二升二合蒔
もミ六俵
同人

きかい山畝四十二
下田壹反五畝拾分
一升蒔
もミ一斗六升
同人

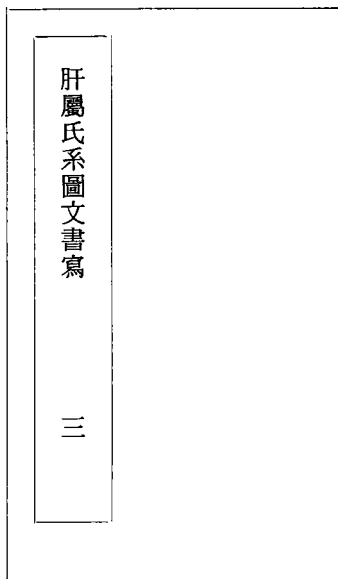
同畝十二
下田一畝廿分
六升四合蒔
もミ三俵五升
同人

同畝卅六
下田八畝
同人

合糶大豆百七十八俵六升

高ニシテ五拾九石四斗一升三合三勺四才
右之地之事、爲加増令支配者也、

元和七年九月朔日
御支配所 □○ (墨印)



○三四 犬追物手組

近衛殿御下向之時爲御會尺興行手組之次第者圖也、

犬追物手組之事天正四年四月九日

嶋津右馬助四足

嶋津圖書助十四足

嶋津小四郎六足

本田紀伊介三足

比志嶋式部少輔六足

嶋津上野介三足

佐多

嶋津常陸介四足

嶋津下総介八足

嶋津左衛門尉九足

嶋津撰津介十足

平田左近將監三足

嶋津兵部少輔六足

喚次

義久
修理大夫

嶋津伊賀丞

(本文書ハ「旧記雜錄後編」一八四一号文書ト同文ナリ)

○三五 犬追物手組

近衛殿御下向之時爲御會尺興行手組之次第者圖也、

犬追物手組之事天正四年四月十二日

嶋津圖書助十二足

嶋津左衛門尉十足

比志嶋式部少輔八足

本田紀伊介三足

嶋津兵部少輔七足

嶋津上野介五足

嶋津常陸介三足

嶋津右馬助七足

嶋津下総介七足

肝付三郎五郎一足

嶋津三郎四郎九足

嶋津小四郎九足

檢見

喚次

義久
修理大夫

平田左近將監

(本文書ハ「旧記雜錄後編」一八四二号文書ト同文ナリ)

○三六 犬追物手組

【寫正文】 【見寫】

犬追物手組之事永正十一年十一月九日

殿

嶋津左衛門督

税所左衛門尉

竹田藤次郎

本田三河守

嶋津尾張守

検見

嶋津豊後守

(本文書へ「旧記録録前編二二一八五四号文書ト同文ナリ」)

嶋津十郎

喚次

吉田若狹守

伊地知新左衛門尉

石井中務少輔

嶋津源左衛門尉

嶋津塩鍋丸

嶋津五郎丸

嶋津源左衛門尉

税所左衛門尉

肝付三郎五郎

嶋津左衛門尉

嶋津豊後守殿

検見

嶋津十郎左衛門尉

○三八 犬追物手組

犬追物手組之事永正十二年二月七日

殿

廻兵部少輔

石井中務少輔

桑波田孫六

肝付三郎五郎

加治木又八郎

嶋津五郎丸

検見

伊地知又七

本田刑部少輔

竹田藤次郎

本田三河守

嶋津尾張守

喚次

飛彈源次郎

嶋津又六郎殿

税所左衛門尉

嶋津塩鍋丸

伊地知又七

本田刑部少輔

本田三河守

伊地知周防守

喚次

○三七 犬追物手組

犬追物手組之事永正拾一年十二月十一日

殿

嶋津塩鍋丸

石井中務少輔

嶋津又六郎殿

吉田若狹守

加治木又八郎

嶋津五郎丸

検見

嶋津十郎左衛門尉

大寺駿河守

税所左衛門尉

本田刑部少輔

(本文書ハ「旧記雜錄前編」二一八五六号文書ト同文ナリ)

廻兵部少輔

桑波田孫六

石井中務少輔

伊地知又七

○三九 犬追物手組

加治木刑部少輔

平田五郎左衛門尉

犬追物手組之事永正十二年二月十二日

嶋津源左衛門尉

肝付三郎五郎

殿

嶋津又六郎殿

嶋津太郎左衛門尉

嶋津又七郎

加治木又八郎

伊地知又七

検見

喚次

税所左衛門尉

廻兵部少輔

嶋津十郎左衛門尉

伊地知四郎左衛門尉

本田三河守

嶋津塩鍋丸

(本文書ハ「旧記雜錄前編」二一八七六号文書ト同文ナリ)

本田刑部少輔

肝付三郎九郎

嶋津筑前守

吉田若狹守

○四一 犬追物手組

検見

喚次

犬追物手組之事永正拾三年六月七日

嶋津十郎左衛門尉

鎌田勘解由左衛門

殿

嶋津左衛門尉

廻兵部少輔

本田三河守

○四〇 犬追物手組

加治木筑前守

肝付三郎五郎

犬追物手組之事永正十三年六月一日

伊地知又七

加治木刑部少輔

嶋津左衛門督

吉田若狹守

平田五郎左衛門尉

桑波田孫六

嶋津助六

本田三河守

石井中務少輔

本田刑部少輔

嶋津十郎左衛門尉

嶋津源左衛門尉

嶋津太郎左衛門尉

嶋津又七郎

検見

喚次

吉田若狭守

大寺駿河守

(本文書ハ「旧記雑録前編二」一八七七号文書ト同文ナリ)

○四二 犬追物手組

犬追物手組之事 永正拾三年 八月廿九日

殿

嶋津豊後守

嶋津左衛門尉

嶋津四郎

肝付又八郎

税所左衛門尉

本田三河守

伊地知又七

嶋津太郎左衛門尉

吉田若狭守

嶋津三郎左衛門尉

嶋津近江守

検見

喚次

嶋津十郎左衛門尉

大寺駿河守

(本文書ハ「旧記雑録前編二」一八八〇号ト同文ナリ)

○四三 犬追物手組

犬追物手組之事 永正拾三年

嶋津殿

吉田若狭守

廻兵部少輔

石井中務少輔

本田三河守

伊地知又七

桑波田孫六

平田五郎左衛門尉

税所左衛門尉

加治木刑部少輔

嶋津左衛門尉

検見

喚次

嶋津十郎左衛門尉

加治木筑前守

(本文書ハ「旧記雑録前編二」一八七九号文書ト同文ナリ)

○四四 犬追物手組

犬追物手組之事 宝徳四年 五月十四日

陸奥守殿

嶋津美濃守

嶋津四郎

嶋津亀房丸

嶋津遠江守

市來太郎

嶋津三郎左衛門尉

長野助五郎

鳴津犬滿丸

鹿屋周防介

島津薩摩守

島津又三郎

検見

殿

鳴津上野守

鳴津又三郎

(本文書ハ「旧記雜錄前編」二一三四八号文書ト同文ナリ)

鳴津助九郎

飲肥豊後守

○四五 犬追物手組

犬追物手組之支宝徳四年五月十五日

陸奥守殿

鳴津美濃守

鳴津四郎

鳴津龜房丸

島津遠江守

鳴津犬滿丸

鳴津三郎左衛門尉

長野助五郎

市来太郎

鹿屋周防介

鳴津薩摩守

鳴津又三郎

検見

島津上野守

○四六 犬追物手組

犬追物手組之事享徳三年九月廿日

鳴津四郎

鳴津美濃守

肝付河内守

餅原撰津介

鳴津三郎左衛門尉

鳴津又太郎

検見

鳴津上野守

(本文書ハ「旧記雜錄前編」二一三五号文書ト同文ナリ)

○四七 犬追物手組

犬追物手組之事文明四年卯月十一日

鳴津薩摩守十五疋

伊地知又九郎九疋

長野助五郎八疋

肝付主税助三疋

陸奥守殿九疋

鳴津修理亮八疋

蒲生十郎三郎十疋

大寺七郎四疋

嶋津助九郎八疋

平田鍋千代丸四疋

○四九 犬追物手組

嶋津式部太輔五疋

肝付周防介四疋

犬追物手組文明七年三月十日

検見

喚次

殿 廿二疋

嶋津又四郎一疋

嶋津十郎左衛門尉

西牟田源右衛門

嶋津三郎左衛門尉二疋

肝付周防介三疋

○四八 犬追物手組

犬追物手組文明六年八月廿三日

殿十三疋

嶋津式部太輔十一疋

式部太輔殿四疋

嶋津太郎二疋

嶋津又二郎六疋

嶋津三郎五郎五疋

検見

喚次

吉田次郎四郎三疋

伊地知新左衛門尉六疋

嶋津拾郎左衛門尉

東 又七

鹿屋三郎次郎五疋

村田太郎左衛門尉六疋

島津太郎五疋

蒲生十郎三郎七疋

○五〇 犬追物手組

嶋津薩摩守十二疋

嶋津修理亮十疋

延徳二年三月廿二日於飯肥二度目之手組

検見

喚次

犬追物手組事

嶋津拾郎左衛門尉

長野助五郎

殿

十三疋

嶋津左衛門尉六疋

(本文書へ旧記雜録前編二二四九七号文書ト同文ナリ)

嶋津刑部少輔五疋

嶋津徳三郎九五疋

伊地知周防介五疋

嶋津兵部少輔五疋

島津源次三疋

平田右馬介六疋

鹿屋周防介二疋

嶋津次郎四郎十一疋

島津次郎三郎七疋

嶋津撰津介六疋

検見

嶋津拾郎左衛門尉

(本文書ハ「旧記雑録前編二二一六八五号文書ト同文ナリ」)

〇五一 犬追物手組

犬追物手組延徳二年於志布志
四月四日

殿

十九疋

嶋津安藝守三疋

鹿屋周防介五疋

平田右馬介十疋

嶋津大和守十二疋

嶋津四郎二疋

検見

嶋津拾郎左衛門尉

餅原彦九郎四疋

島津三郎四郎四疋

嶋津又二郎三疋

嶋津安藝守三疋

喚次

羽嶋新三郎

〇五二 犬追物手組

犬追物手組延徳二年
四月六日

殿

十六疋

嶋津左衛門尉六疋

鹿屋周防介一疋

飢肥又八三疋

五代助五郎四疋

吉田治郎太輔五疋

嶋津次郎三郎十疋

検見

嶋津拾郎左衛門尉

(本文書ハ「旧記雑録前編二二六九一号文書ト同文ナリ」)

〇五三 犬追物手組

犬追物手組延徳二年
四月十八日於志布志

殿

八疋

嶋津式部少輔

嶋津四郎一疋

嶋津大和守七疋

肝付三郎四郎一疋

嶋津拾郎左衛門尉十二疋

嶋津源左衛門尉三疋

嶋津新四郎一疋

嶋津三郎四郎二疋

検見

喚次

島津二郎四郎七疋

飢肥又八七疋

嶋津近江守殿

嶋津孫左衛門尉

加治木又八郎三疋

五代助五郎五疋

嶋津左衛門尉七疋

嶋津安藝守四疋

○五五 犬追物手組

嶋津次郎三郎二疋

吉田治郎太輔二疋

犬追物手組之事永正十二年閏二月四日

検見

喚次

嶋津近江守殿十六疋

嶋津四郎殿十五疋

嶋津拾郎左衛門尉

隈江刑部太輔

嶋津源左衛門尉五疋

嶋津千代安丸八疋

(本文書ハ「旧記雜錄前編」二一六九二号文書ト同文ナリ)

○五四 犬追物手組

犬追物手組之事永正十二年閏四月三日(閏二月カ)

嶋津四郎殿十一疋

嶋津安藝守七疋

嶋津安藝守三疋

嶋津又次郎十三疋

嶋津又四郎三疋

嶋津又二郎十疋

検見

喚次

嶋津次郎五郎十三疋

安楽四郎三郎五疋

嶋津拾郎左衛門尉殿

嶋津又八郎

恒吉勘解由左衛門尉七疋

本田三郎次郎五疋

嶋津又八郎八疋

住吉平三郎八疋

○五六 犬追物手組

嶋津千代安丸八疋

嶋津七郎四郎二疋

犬追物手組之事永正十二年五月廿九日

嶋津太郎左衛門尉

吉田若狹守

嶋津拾郎左衛門尉四

嶋津源左衛門尉四

嶋津助六

本田參河守

嶋津太郎左衛門尉六

島津又七郎四

税所左衛門尉

本田刑部少輔

檢見

喚次

桑波田孫六

伊地知又七

吉田若狹守

大寺駿河守

加治木刑部少輔

平田五郎左衛門尉

(本文書へ「旧記雜錄前編二」一八七七号文書ト同文ナリ)

廻兵部少輔

肝付三郎五郎

嶋津左衛門尉

嶋津又七郎

○五八 犬追物手組

檢見

喚次

犬追物手組之事 永正十三年六月一日

加治木筑前守

伊地知四郎左衛門尉

嶋津太郎左衛門尉

吉田若狹守

嶋津助六

本田參河守

○五七 犬追物手組

犬追物手組之事 永正十三年丙子六月七日カ)

殿十三代 忠隆公之御代初而 廿四足

嶋津左衛門尉十二疋

廻兵部少輔

伊地知又七

廻兵部少輔三

本田三河守四

加治木刑部少輔

平田五郎左衛門尉

加治木筑前守八

肝付三郎五郎四

嶋津源左衛門尉

肝付三郎五郎

伊地知又七四

加治木刑部少輔四

嶋津左衛門尉

嶋津又七郎

平田五郎左衛門尉五

桑波田孫六三

檢見

喚次

石井中務少輔三

本田刑部少輔七

嶋津拾郎左衛門尉

伊地知四郎左衛門尉

(本文書ハ「旧記雜錄前編二」一八七五号文書ト同文ナリ)

○五九 犬追物手組

犬追物手組之事 永正十六年
八月十日

鳴津殿

廻兵部少輔

本田三河守

桑波田孫六

税所左衛門尉

鳴津左衛門尉

検見

鳴津拾郎左衛門尉

吉田若狹守

石井中務少輔

伊地知又七

平田五郎左衛門尉

加治木刑部少輔

喚次

加治木筑前守

○六〇 犬追物手組

犬追物手組之事 永正十三年
八月廿九日

殿

北郷左衛門尉

肝付又八郎

鳴津豊後守

鳴津四郎

本田三河守

川俣左衛門尉

伊地知又七

鳴津又七郎

鳴津太郎左衛門尉

鳴津三郎左衛門尉

検見

○六一 犬追物手組

犬追物手組之事 永正十三年
九月一日

殿

▽◎廿四正△

島津太郎左衛門尉四疋

竹内山城守▽◎二疋△

本田刑部少輔七疋

鳴津又七郎八疋

鳴津左衛門尉十二疋

鳴津豊後守六疋

検見

鳴津近江守

肝付三郎五郎

本田刑部少輔

竹内山城守

吉田若狹守

鳴津近江守

喚次

鳴津三郎左衛門尉四疋

肝付又八郎四疋

加治木刑部少輔五疋

肝付三郎五郎五疋

税所左衛門尉五疋

吉田若狹守六疋

鳴津四郎六疋

喚次

平田五郎左衛門尉

〔本文書ハ「旧記雜錄前編」二一八八二号文書ト同文ナリ〕

○六一 犬追物手組

犬追物手組之事 天正三年三月十六日

顯姓 嶋津右馬頭十四疋

嶋津小四郎十一疋

新納 嶋津刑部太輔三疋

肝付三郎五郎四疋

嶋津近江守三疋

川上 検見

嶋津上野守

〔本文書ハ「旧記雜錄後編」二七八四号文書ト同文ナリ〕

○六三 犬追物手組

犬追物手組之事 天正三年三月十七日

嶋津兵庫頭十二疋

嶋津下総守十疋

本田紀伊守七疋

嶋津圖書頭八疋

税所新介五疋

新納 嶋津右衛門佐六疋

鎌田刑部左衛門尉

伊集院 嶋津右衛門太夫十九疋

喚次

比志嶋彦三郎

肝付三郎五郎五疋

三原次郎左衛門尉二疋

嶋津兵部大輔十二疋

殿 検見

殿

〔本文書ハ「旧記雜錄後編」二七八六号文書ト同文ナリ〕

○六四 犬追物手組

犬追物手組之事 元和七年十二月四日

宰相殿 七疋

仁禮信濃守三疋

三原左衛門佐四疋

三原彦三郎二疋

本田長七郎二疋

虎壽殿 十疋

川上 検見

嶋津志摩守

本田因幡守一疋

平田左近將監八疋

入来院 渋谷彈正忠二疋

喚次

本田信濃守

岩松殿 三疋

肝付長三郎一疋

上原大藏太輔四疋

根占七郎 一疋

菊地刑部少輔三疋

川上 嶋津上野守三疋

喚次

本田源六

○六五 犬追物手組

三日三番矢圖次第

下手 論犬追手組之事元和七年十二月五日

市米 八文字掃部介一疋

新納

嶋津近江守

北郷

嶋津又次郎

嶋津中務大輔

仁禮信濃守三疋

島津又十郎五疋

本田長七郎

相良丹後守一疋

嶋津長十郎二疋

伊勢美濃守

渋谷周防守

検見

喚次

川上

嶋津拾郎左衛門尉

蒲地左八郎

(本文書へ「日記雜錄後編四」一七五七号文書ト向文ナリ)

○六六 犬追物手組

六日二番一

犬追物手組之事元和七年十二月六日

虎壽殿

嶋津又太郎一疋

伊勢大隅守一疋

嶋津中務太輔

市米

八文字掃部介一疋

阿多

嶋津源七一疋

三原彦千代丸

岩松殿 二疋

検見

宰相殿

○六七 犬追物手組

六日二番一

犬追物手組之事元和七年十二月六日

佐多

虎壽殿 一疋

嶋津又太郎

伊勢大隅守

嶋津中務太輔

八文字掃部介二疋

嶋津豊後守一疋

嶋津源七

肝付長三郎

三原彦千代丸二疋

嶋津志摩守一疋

岩松殿 一疋

渋谷又六一疋

検見

喚次

宰相殿

佐多

嶋津六郎兵衛尉

川上

肝付長三郎

嶋津志摩守

嶋津長拾郎五疋

喚次

嶋津六郎兵衛尉

○六八 犬追物手組

五日二番矢圖次第

次手

論犬追物手組之事元和七年十二月七日

顛娃

鳴津長拾郎四足

新納

鳴津近江守一足

仁禮小吉四足

村田

諏訪治部少輔

伊勢大隅守二足

土岐中務少輔四足

相良丹後守

鳴津下野守二足

鳴津又五郎二足

市来

鳴津中務太輔

山田弥九郎一足

八文字掃部介

検見

喚次

鳴津拾郎左衛門尉

蒲地左八郎

(本文書ハ「旧記雜錄後編四」一七五八号文書ト同文ナリ)

三原遠江守二足

敷根

土岐筑前守二足

大野

鳴津内記六足

鳴津又九郎三足

川上

鳴津志摩守

検見

川上

桂

鳴津志摩守

鳴津外記

(本文書ハ「旧記雜錄後編六」三三九号文書中ニアリ)

喚次

相良新左衛門尉一足

比志嶋左京亮三足

根占七郎二足

肝付半兵衛尉二足

○七〇 犬追物手組

二日一番四角之外圖次第

犬追物手組之事寛永二十年九月十六日

顛娃

鳴津東市正五足

鳴津主膳正一足

三原左衛門佐七足

平田豊前守二足

仁禮左近將監一足

佐多

肝付半兵衛尉三足

相良土佐守一足

嶋津又四郎二足

渋谷岩見守七足

本田弥五郎一足

伊集院

嶋津源介二足

根占七郎三足

検見

喚次

○六九 犬追物手組

初日二番四角之外圖次第

犬追物手組之事寛永二十年九月十五日

河上

嶋津安藝守四足

嶋津左近將監三足

嶋津源介二足

本田六左衛門尉三足

伊集院

川上

嶋津志摩守

伊集院

嶋津新兵衛尉

(本文書へ「旧記雜錄後編六」三三九号文書中ニテリ)

○七一 犬追物手組

真犬追物手組

但圖次第 正保四年丁亥
十一月十三日

上手

嶋津諸右衛門壹疋

鎌田又七郎

本田甚兵衛

上井采女

嶋津弥市郎

吉田長四郎

嶋津又右衛門

本田久左衛門

福屋助左衛門壹疋

肝付半兵衛

嶋津四郎左衛門

種子島為兵衛老疋

検見

喚次

嶋津拾郎左衛門入道

嶋津源右衛門

(本文書へ「旧記雜錄追録一」二一七〇号文書ト同文ナリ)

○七二 犬追物手組

初日三番 四角之外圖次第

川上

犬追物手組之事 慶安元年
九月廿六日

嶋津上野守二疋

嶋津弥市郎三疋

寺山

本田六左衛門尉三疋

本田甚兵衛尉二疋

嶋津又右衛門尉二疋

伊勢兵部少輔四疋

椛山

上井采女正一疋

平田兵拾郎二疋

嶋津長門守一疋

肝付半兵衛尉一疋

嶋津東市正

嶋津諸右衛門尉二疋

検見

喚次

新納

嶋津又左衛門尉

岩切雅楽助

(本文書へ「旧記雜錄追録一」二四二号文書ト同文ナリ)

○七三 犬追物手組

一番圖次第六十五疋放之

稽古犬追物手組之事 延寶六年
五月十四日

嶋津内匠一疋

嶋津大学三疋

嶋津権兵衛

椛山三郎兵衛

入来院隼人

伊勢又兵衛

肝付三郎

平田孫三郎

新納主税

嶋津権七一疋

川上孫三郎一疋

検見

河上拾郎左衛門

種子嶋藏人壹疋

嶋津主計

喚次

平山兵部左衛門

〇七五 宝満寺観音堂罽口銘写

寶満寺観音堂罽口銘之写

奉寄進日州寶満寺罽口之事

永禄第八乙丑曆林鐘十八日

再興大願主前肝付河内守兼續白

申八月十三日

〇七四 犬追物手組

二番圖次第大十五疋放之

稽古犬追物手組之事延寶六年五月十四日

嶋津美作

北郷惣次郎二疋

川上半平

山田弥九郎一疋

吉利李右衛門

嶋津又五郎一疋

検見

川上十郎左衛門

喜入求馬

衾寝八郎右衛門

鎌田源左衛門

比志嶋彦四郎

顯娃左京

嶋津助太夫一疋

喚次

土持大右衛門

〇七六 千句之発句

千句之發句天文十九年卯月六日

もろこしもけふをたつ日か春霞

鳥の音ハ織れぬ花のにしき哉

雨やんてハや若草のみとり哉

聲のおるかつらか月のほとゝぎす

浦なミにあつさもかへる夕かな

萩の葉やすかたともミン秋の風

もるかけハかたわれ月の木の間哉

露ならてもみちはそむる夕日哉

たちぬるゝ袖かね覺のさ夜時雨

省釣

宗文春信

宗文

珠玄

兼辰

珠妙

在政

忠賢新納彈正

壽信

一とせハ雪につもれるなめかな 宗卑

追加

卯の花ハくるくましらぬ垣ね哉

石崎主税
貞識

〇七七 島津忠治代寄合座躰

忠治様御代御寄合座躰

御屋形様 新納殿 佐多 蒲生 吉田老中

相州

豊州 霜臺 北郷 樺山 若州 河上 北原

御屋形様 入来院 秋月老中

東郷 樺山 祁答院 珠全

一新納江州對 御屋形様ニ出仕被停止、經年月處、一家

之儀絶、口惜次第候とて、豊州以吳見江州鹿兒嶋出頭

候、同樺山・衾寝・肝付・本田被罷出候、

一新納江州當所江御着候、宿元江御使とて大寺被進候、

其後 御屋形様江為御返礼と新納次郎四郎進上被申

候、平田右馬助被取成申上候、

一樺山・本田・同名又五郎同前ニ祇候候、

一新納江州出仕、奏者二階堂左馬助、今一人者本田治部

左衛門尉、豊紀伊守・新次郎四郎兩人茂被懸御目候、

一御酒御三献角土器ニ而候、并廿二日之御寄合之案内、

以桑波田申候、主居之上より二間目之柱之本ニ、

御屋形様 摂州 池袋

新納江州 川上 樺山 平田

一御酒三返之御酌者本田治部左衛門尉、二返目者新納次

郎四郎、隈江被召出御酒給候、三返目之酌者二階堂・

新納江州、盃を末弘ニ御差候、末弘盃摂州江さし申

候、摂州本田治郎左衛門尉江御差候、治部左衛門尉樺

山藝州江さし申候、於其座ニ 御屋形様江新納江州よ

り鷹御進上候、

一新納江州受領御申候、二階堂老中江被申候、御看出来

候得ハ、江州御内江出仕候、奏者則二階堂、為御祝と

太刀一腰・馬一疋・鳥目千疋御進上候、大寺美作守被

渡候、請取二階堂也、於面御座ニ下より二間目ニ新納

江州御座候、其次之間ニ而被渡候、臈而老中被指出、

受領之祝之式三献也、

一朔日、於新造旁に御對面候、其より御寄合、

御屋形様 備中守 池袋

豊州 新納江州 平田右馬助

一七日之朝、御内江出仕候、奏者野邊右衛門尉、先豊

州・新納江州・祢寢・肝付被懸御目候、

一十一日、旁に江御寄合之案内、以平田内蔵助被申候、

御座之次第、

御屋形様 新納江州 摂州 祢寢孫二郎 平田右馬助

豊州 祢寢堯重 肝付 珠全 本田紀伊守

一十七日之夜、座敷之次第、

御屋形様 祢寢孫二郎 豊紀伊守 伊地知

新納江州 肝付 本田治部左衛門尉

一同廿三日、從新納江州、老中御寄合座敷次第、

新納江州 伊地知 大寺治部少輔 日置周防介

平田右馬助 本田治郎左衛門尉 池袋筑前 二階

堂 隈江

一同廿四日、一瓢様當所江御出頭、中途迄打迎、

御屋形様より川上兵部少輔、豊州と本田名字之方、

新納江州より恒吉名字方、小野迄此人數被參候、

一同廿五日之夜に入候而、一瓢様御内江御出仕候、豊

州・江州案内者被召候得と、御屋形様より被仰出

候、先豊州御對面、其後一瓢様御對面候、江州茂指出

候、御看者角土器に而候、

一同廿八日、諏方之御祭礼に豊州者宮丸方江、江州者平

田美濃守所江ちかより候て 御屋形様を待御申候、樺

山・祢寢・肝付御同道候、

一棧敷之御三献之間、此旁に取居之本に敷皮に而やすら

ひ候といへとも、餘久敷候間、奏者に而、安養院江御

入候而、三献過候得者、棧敷江御參候、

一座敷之次第、

御屋形様 新納江州 河上 祢寢

豊次郎五郎 平田右馬助

豊州 祢寢入道 樺山 肝付 廻

一御屋形様すわう御ぬき候、二階堂御そはに被參候、其

より豊州座を立候て、下座に而すわうぬき候、江州・

樺山・祢寢・肝付何もぬかれ候、日置周防介・隈江す

わうぬき候、御内衆の事ハ不及申候、

一 御屋形様御馬ニめし候、沓之役人本田治部左衛門尉、

さきにかさ袋ニ花氈之鞍覆かけ候、引替之御馬、房御

長刀、御中間・小者半太刀、打刀、上さしの袋、御前

被持候、

一 御屋形様江八朔之御祝、いつものことくあかり候次

第、先一瓢之御太刀、薩州・豊州・江州、

一 上様江祝物あわせ一色紺、扇子巻本、

一 伊地知方旁々江、會尺被申候座敷之次第、

豊州 衾寝 珠全 池袋 伊地知

一 瓢様 江州 豊二郎五郎 平田 梶原

(本文書ハ、旧記雜錄前編二一七九一号文書ト同文ナリ)

〇七八 山宮大明神御宝殿棟札写

山口六社之内

一 奉造立山宮大明神御寶殿一宇

諸佛世者住於大神通為悦衆生故示現大明神

右意趣者、奉為天長地久、殊者護持信心之大檀越伴兼

亮息災延命 御子孫繁昌 武運長久 領内安全并當大

宮司伴氏兼朗弓箭勝利 怨敵退治 心中所願如意満足

之故也、仍如件、

當座王幸照

元龜二年十二月廿二日

〇七九 新豊山陽太寺由緒并大慈寺仏殿棟札

写

一 新豊山陽太寺

當寺者、肝付省釣當所ニ居城之時分菩提所ニ而有之

候、肝付一乱之後、三州太守 龍伯尊君掌於薩・隅・

日三州、而改當山号、尊父 大中良等庵主牌所以奉

仰、三州之守護者也云々、

一 佛殿千手觀音堂頌 六間四面四方角ノ 木有

翼再興大慈禪寺佛殿上棟、

伏願皇風永扇 國土昇平 佛日增輝 伽藍鎮靜 伴氏

檀越身宮万安 子孫繁栄 武運長久 合山僧衆侍康寧

檀信皈依 諸縁吉利、

時永祿十年卯三月十八日

住持比丘叟玄峰立焉

○八〇 前代知行員數之事

前代知行員數之事

日州分

楡井殿寄進

伊崎田名之内

一救仁院内

田之浦名之内

皇山殿寄進

一同院内

一同院内

尾之見名之内

右同

一白杵院内

南方半分

右同

一財部郷之内

大窪門

皇山殿寄進

一三俣院

南方守行名地頭職半分

伴兼采寄進

一救仁院

夏井村

玄基寄進

一同院内

安楽名之内

氏久公御寄進

一比志田村之内

毘沙門堂敷地田畠

一救仁院之内

益歳之門

隅州分

楡井殿寄進

一小原之別府之門

右同

一西俣村

皇山殿寄進

一串良之内

岩弘名之内

伴兼里寄進

一内之浦

下方小串門

右之分、前代大慈寺之知行也、逐一有寄進状、漸々落

去、近代毀破勘落之時分六百斛御座候、諸士知行雖為

三ヶ一之給地、到當寺者龍雲和尚琉球・高麗所々之陳

中被遣、辛勞之故、為其忠賞田可被召上四分三賜之、

前條載之、

戊

十月十七日

○八一 盛光禪寺玄洵勸進帳

隅州肝付郡高山弓張城之西有禪刹、山曰灵護寺号盛光、

不記誰人何年創建、文永壬申歲、彫刻阿彌陀如来尊像、

尽工鍍金、宮建堂閣、而安置之也、寶龜莊嚴、堂宇宏麗、

不可勝言、称如来於無量光、良有以、一百四十六年后、

大檀越伴氏兼元公應永己亥歲、再興堂宇、而祈國家昇平

武運長久、昭録于棟札矣、又逾一百五春種、天文甲寅歲、

良兼公占地時、司堂比丘化縁四方、修造功成、以增佛日

光輝、尔来年華迂謝、而無人補苴之、所謂堂閣朽故、墻壁頽落、柱根腐敗、梁棟傾危者也、雲之晴夜星散乱、而侵座、天之陰日雨蕭索、而濡壇、無処安尊像、嗚呼盛于往昔、衰乎今時不亦痛乎、自文永壬申屈指至寬文戊申、則殆治向四百年、今也雖欲加修補安尊像、堂閣至大力量微小、放置之則雨露漸壞梁柱、莓苔弥上、金鋪佛亦應頽敗、自非十方檀越助成、爭與荒廢哉、伏惟彌陀是淨邦教主、衆所知識誰不皈依也、信之則徑到彼土、蓮華化生与觀音勢至二大士為勝友、小本云、衆生聞者應當發願と生彼土、智論云、若人願作佛心念、阿彌陀即得為現身、直指云、閻王不貴金珠、唯重彌陀一卷、一生富貴如雲、百歲光陰若電、智音切莫遲延、急早作ケ轉變、佛為苦海舟航、勸君早渡彼岸、豈不信心乎、諸仁者早信彌陀、取彼西方樂、華嚴經云、信為道元功德母、信能長養諸善根、信能超出衆魔路、信能得入三摩地、信能解脫生死海、信能成佛菩提、馬鳴論云、能起厭苦之心、修習善根、以修善根成熟故、則值諸佛菩薩示教利喜、蓋聖教賢論如此、伏所希者、各々能為三輪空寂之觀、千金不為多、一錢不

為少、須行信施而念如来、蜀先主亦救後主曰、勿以惡小而為之、勿以善小不為、此言至矣哉、幸万國豐五穀熟、商賈相共歌于市、農父相共并于野宮補、今正是時也、憑十方助力與一字荒廢、則恰如陳根之朽再生英華、又与現淨邦于目前、豈得殊乎、余亦滿此本願、齊窮兇暴富者也、

維時寬文八年竜集戊申

九月如意珠王日

勸進比丘盛光禪寺玄洵謹白

○八二 正兼詠百首和歌

詠百首和歌

立春

正兼

天地とわかち初たる其日より

數へてけふを春といふらむ

子日

万世の春の行ゑを頼もしき

二葉の松を引植ぬれば

霞

久堅の空の氣色の替れるハ

たなひき渡る霞也ける

東よりたなひき初る春霞

はやくも四方に立へたる哉

鶯

理りの鳴音なりける姿より

こと鳥ならぬ園の鶯

雪中鶯『在左ノ上三』

ちりかゝるの翅の雪をこほさしと

宿り定て鶯のなく

若菜

いつの間に去年の古葉の生替り

今朝は若なと世にいはるらん

残雪

あかねさす日影の心有ならば

残れる雪をよきて照さん

都人とハ、こたへよかすかなる

谷の岩根に雪ハ残ると

梅

浅からぬ勾ひよいかに咲梅の

花はこかるゝ色にあらすて

行路梅『在左ノ上三』
ふりすてゝ行とハすれと幾度か

立歸りけん梅の木の下

岩柳『同』
歸りてハよする岩根の浪の上に

打はへけりな青柳のいと

柳

朝に日に柳か枝のめかれぬハ

むへもみとりのそへはなりけり

めくむ葉に節糸としも成ぬれは

むへもミたるゝ柳なりけり

早蕨

亂れ相おとろか中をかき分て

見れは懶く明る早蕨

山花『在左ノ上三』

蘆引の山のミとりも増りけり

所くの花のさかりに

櫻

四の時分ていかなる春なれば

かゝる櫻の花を見るらむ

關花『在左ノ上ニ』

東より咲もて來なは逢坂の

關守や先花を見るらん

庭花『同』

あたならん心もしらす庭の面に

うへをく花を我ものとせし

春雨

ふりくるも又過行も見えぬ哉

曇るを春の雨と知はや

春駒

草かりの歸り入たる門の内に

綱手たつへくいはふはる駒

歸鷹

暮ぬれば星の光をしるへにや

北なる空に歸るかりかね

旅もはた春は心の慰むを

しらてや歸りなれしかりかね

暖子鳥 雉 蝶 蛙

答へする物のあれはや春されは

暖子鳥とし言ならひけん

たゝひとり残す巢守のこゑきけは

立行親をよふ子とりかな

苗代

作り置民安からし行水を

せきかけつゝも種をかすめる

葦

はるくくと淺茅か露をふミしたき

たとり侘たる葦草かな

杜若

池廣ミ夏を隣の杜若

先我方の春にさかなむ

藤

葉かくれに一花残る藤浪ハ

盛の色を越にけらしな

款冬 躑躅 暮春

くちなしの色に咲より山吹の

花にハ物もいはれさりけり

河款冬『在左ノ上』

根に歸る花とそおもふ河水の

底に匂へる款冬のかけ

三月盡

聞からに恨やせまし入会の

鐘重りて春も暮ぬる

更衣

蟬の羽にきなれし衣ぬきかへて

先袖寒き朝またきかな

から衣ころも夏にや成ぬらん

けふ世の人のかふり袖ふり

卯花

つほめるハ霰なりしもさけは又

さなから雪の花卯木かな

葵

諸共に色ぞ増れる玉簾

かくる葵の花の夕かけ

郭公

ひたすらに恨ミハ終し時鳥

一こゑきかぬ年も
『脱字見へし』

一こゑを限りの空としるならば

きかさらましを山ほととぎす

菖蒲

明ぬとて夜るハすからにかほりつる

あやめの枕敷捨めやは

早苗

こゑをほにあけてうたふはとり植る

さ苗に秋をいそくこゝろか

照射 短夜 真薦 麥瞿 蟬

山高ミともすほくしの影こそハ

五月の闇のくまとなりけれ

唐はまた音せぬ山のますらおや

明るわひしきほくしなるらん

五月雨

春秋の氣色を移す心にハ

しらし五月の雨のつれく

染色の山より落る瀧川の

末や五月の雨となるらん

橘

住鳥もあらしと思ふ橘の

枝にハ鈴を懸置ぬれは

螢

見すもあらず見もせぬ星のほのめくは

螢のともす火にや有らん

蚊遣火

起居ては又けふらすする眞柴哉

蚊のほそこゑにいほねかねつゝ

蓮

我からもおもはゆからし下水に

『る脱カ』
移ふはずの花のかほはせ

氷室

常葉木のちるハ夏かと思へ共

猶もあやしきひむろ山かな

家路にとかへる思そしられける

けふをかきりの氷室守り得て

納涼 夕立

歸らんと思ふ心も夏引の

いとさ清き水の邊は

水無月の空めつらしく音すて『れ脱カ』

過くる雨のしたはるゝかな

荒和祓

賀茂河や音せぬ浪を来て見れは

ちかやましりのゆふにそ有ける

ちかやもてゆへる此輪をこえぬれは

心の麻となりけるかな

立秋

一年の半と思ふ夜の程も

はや曙の秋とこそなれ

袖はやゝまたきに寒く成にけり

人しれすこそ秋は立しか

七夕

染色の山の高ねの木枯や

紅葉の橋と吹渡すらむ

常とハになるれはうさもありぬとや

年に一度ちぎる七夕

萩

心あらはさこそ哀と聞なまし

軒はにちかき萩のそよきを

女郎花

村草の中に一本咲るより

色をあらハの女郎花哉

薄

我をしもさして招くと見えね共

おはなかもとハ行そわつらふ

苺萱

下露になひきよりてハ浮ひけり

けにかかるかやの末葉なりせハ

蘭

草くの花も氣たれてかほる香ハ

蘭とし言にや有らん

萩 蝟

秋の野の名残あらしとおもふかな

萩の錦をきて歸りなハ

初鴈

白妙の雲の絶間を行鴈の

こゑもほのかに聞初しかな

鹿

さなきたに秋は戀しき習ひそと

しるく鹿のなく音をそきく

露

天の原すミ渡りつゝ明る夜の

野山の露そおもひしらるゝ

明ぬれはかけは消しやちるひかり

玉ひの芦に結ふしら露

霧 秋田

見るめのミあかなく人に夕霧の

雫きかせておとろかさはや

をのれのミなかめよとてや秋霧の

野山の色を立かへしけん

槿

目にたゝぬ花にしあらは槿の

露の命ハ人にしられし

駒迎

東人部の秋や思ふらむ

馴にし駒を引渡しつゝ

月

秋の夜の永き物とハ古に

月見ぬ誰か言はしめけん

西になるかけそさやけき秋の月

かつらの里は名のミなりけり

掃衣 葛 駒迎

風寒く成行まゝに唐衣

して打音の遠近にする

虫 野分 鶉 鳴

かすかなる聲をミさほに鳴てこそ

松てふ虫の名をはあけまし

菊

仙人の栖ならぬとおもほえず

千年もふへき菊の下陰

紅葉 暮秋

暮て行秋をや惜む立田姫

おもひの色の木ミに見えぬる

ミとりかつあれは錦の秋の葉の

から紅に成もゆくかな

九月盡

こん冬や又春夏もなきならば

けふの秋をへおしましものを

初冬

明る夜の袖の寒さに思ふ哉

昨日を秋の限なりしと

春秋のいつ暮はてゝ遙なる

末とおもふに冬の來ぬらん

時雨

夕日かけほのかに見せて山雲の

重なるまゝに時雨來にけり

雲くらく立重なると見るか中に

時雨の雨ぞ降出にける

うかふかとするく雲の重りて

時雨もてくる天津空かな

霜

うら葉より見すハ草木も分れめや

霜白妙に置まとハしぬ

空冴てけふりわたれる夕こそ

霜のふるとハおもふなりけれ

雪

尋ね來ん人の哀やしら雪の

ふりにし里ハ道さへそなき

苦しくも思ひつる哉冬籠る

窓にかゝれる雪見ぬ間は

わたつ海のミとりの外ハふり積る

雪の色なる天か下かな

霰 風

篠葺の軒端なからも眞木の屋に

ふれる霰のおとらざりけり

くもりなくミかける玉のこゑハたゝ

眞木の板屋のあられなりける

寒 蘆

よる波も帰りがねてや冬枯の

芦の下葉に又かゝるらん

千 鳥

小夜更る河瀬のなみのよるなへに

こゑをつれたる友千鳥哉

鳴聲を主まうけに浜庇

ひさしく留る流衝かな

満塩に翹ミたれて友千鳥

只一こゑになりけるかな

水 木葉

是や此早瀬なりつる跡ならし

氷のなかに水のたまれる

うごくともあらず水音するハ

うハ氷たる流なるらん

水鳥

かれわたる陰によりくる芦鴨の

青羽さたかに見えもこそすれ

落瀧つ波おりかへる岩の上に

静にをらハねにけるものか

かすかなる谷の小川の浪に又

をしもなく音のましりぬるかな

網代

さゆるをもしさしら浪の河瀬かな

網代に鯨のよると見るより

夕間暮することも見えぬ網代木を

落くる水の音にしりにき

神樂

小夜更るまにくうたふ聲すみて

庭火のかけも神さひにけり

鷹狩

打出る狩場の近く成儘に

心いられてとはふ箸鷹

久方の天路をかけり行鷹も

馴こし袖に落て來にけり

炭竈

都人詠めよとてや炭かまの

煙を立る小野の山かつ

爐火 寒梅

とやかくや此明方ハ待とりぬ

かき埋火に袖をならして

立さりていねんも寒き床なれば

そのまゝあかす爐火のもと

『寒梅の歌を欠く』
歳暮

住るかひなき世なれ共行年を

人なみにしも惜みつるかな

初戀

いつよりのえにしなればかかいま見の

倂にはた心そひぬる

忍戀

世中の人めつゝまぬ物ならば

かゝる歎へあらさらましを

不逢戀

さねこんといひし夕ハ杉の門

さし籠りてや明しはつへき

逢戀

夢ならて逢夜はあらしと計の

心ならひに現ともなき

別戀

若も人跡よりつきてくるかとして

歸り見かちのしのゝめのミち

逢不會戀

何によりかくハありやと言やらぬ

よすかなきまてうとまれそする

旅戀

古郷に妹を置てのかり衣

うら珍しく成増るかな

思

誰故に身をあくからす我そとも

覺ぬ計物をこそおもへ

片思

我思ふ人の思へる人なれば

そをたにとてそなつさハリぬる

恨

理りもきかし今ハの人なれと

恨てこそハ見るへかりけれ

暁

ね覚して世の有様をおもへとや

又暁の空になるらん

松

あたならぬ花を詠はさゝ浪や

志賀から崎の松の一もと

竹

陰しめて住つる人の心しも

見せんと竹のミさほなるかな

苔

おち積る雫の傳ひ行方に

莓の緑そむしそひにける

靄

かたへよりそよくハ陰に芦たつの

打むれ來つゝ羽吹成らむ

あしわらの浦風吹て暮ぬれハ

おりある靄の音に鳴て行

山

おりくくに心をつけはさそあらむ

けふ見るさへも御芳野の山

河

流てハ又水上に行めくる

道あれはこそたえぬ河なれ

野

めつらしとおもふ心にいさなハれ

すゑに成まで分る野の原

關

音にこそきゝつる物を今さらに

越んとハいさ白河のせき

橋

渡しつる昔なからに残らねは

それも眞は夢の浮橋

海路

それならて見るめも浪の音を又

夜るハ枕の船の上かな

羈旅

おもむきし心をいたく恨むるな

うき玉鉾の道の行ゑに

別

年月を友なハさらは別行

人ハ餘りにしたハし物を

山家

絶くの道をいかにときて見れば

陰もさひしき柴の庵かな

折くふる柴のけふりやよそにても

山に住身の哀しるらん

田家

かすかなる田つらの草を妻木にと

夜る袖の哀さをしれ

懐旧

ぬきかふる袖とや見ゆる藤衣

落る泪の染にし色を

夢

ねぬる間ハ生るかひなき身なれとも

夢見る夜半ハよハひなりける

無常

ゆく末や來し方よりも近からん

三十の年ハはや過ぬめり

述懐

傳へくる名ハ有明のつき弓の

引てを家に残してもかな

祝

千早振神をしあふく國なれハ

いや年のはに治りやせん

ゆふ付のこゑせぬ野への一村は

雉子に夜半の明るをやる

起居つゝ明してこそハ見るへけれ

ぬれはる夜半のこしかゝるらん

さなきたにあたなるものを百草の

色をミたして吹野分かな

狩残し歸らは歸れ明日は又

とめて鵲のこゑをきかまし

暁の物ときゝしハ夕暮の

鳴の羽音の昔なりけり

さひしさを何にたとへんほろくと

落る木葉の夕暮の空

とことハに千年ふくとも山松の

あらそひぬへき木枯のかせ

寄空戀『在左之上』

おもふそのあたりの空の雲やたゝ

身をしる雨のゆくゑなるらん

寄鐘『右同』

衣々をさそひし鐘のこゑときけは

先夕暮もなみたなりけり

〇八三 志布志地頭由来

肝付省釣當所ニ有居城、三年目ニ死去、于時永祿九年丙寅

從當寺焼香、廟所在大慈寺門外ニ、省釣死去名、肝付三

河守入道号竹葉、其間八年、欲誅庄内都之城ヲ、至救

仁・間原・福嶋・志布志城、町衆皆於此戦死、地頭三河守

も同戦死早、于時天正元年癸酉正月六日之未明也、又肝付

治部左衛門号地頭、為誅南郷、軍勢南郷指向之処、志布

志・福嶋・肝付之軍衆不残戦死早、大將肝付治部左衛門

亦戦死、依然福嶋・志布志平明罷成候ニ付、自鹿兒嶋兩

所ニ御番衆入、飢肥地頭上原長門守、福嶋地頭伊集院抱

節、志布志地頭鎌田出雲守、無程、殿郡之地頭被仰付候

ニ付、同名刑部左衛門後ニ号奎之助ト、入道名関栖、其

刻大中様御牌當寺ニ御立被遊候、于時天正七年己卯三月廿

三日也、抱節地頭内ニ京儀ニ成、福嶋・秋月・殿相渡

也、寛文元年丑迄八十四年ノ算敷也、奎之助殿次ニ者、

喜入大炊助殿、入道名紹嘉ト、樺山権左衛門殿、川上因

幡守入道名昌山ト、嶋津中務殿、飢肥地頭上原長門守瀬

戸内岩木之邊ニ而被誅候、石塔有當寺、

〇八四 某書状

『寫正文』
『此間欠』候、一去三日暁、吉松伊東衆以引『欠』西城被誅

候、遠江殿父子三人こくちニはまられ候、然者野上屋敷

切入候處ニ合戦候、遠州三ヶ所深手之由候、太郎左衛門

殿敵刀にて四ヶ所切付候、又六郎殿ハすり手ニ候、城衆

各之動者、いまた尔ト不聞得候、和『欠』又五郎殿ハ打死

候、敵ハ十四五人も矢所ニ射殺候ヘ共、敵よりも拵にて

不退候、此方よりも頸不取候、午剋程ニ敵引退候、さ候

程ニ城衆軍候、内ニ清水・姫木衆被續、涯分被動候、中

にも紀伊殿被動にて、大手負ニ被成候、手之衆ニ小嶋・伊勢辛勞申て候なる、今度城衆油断にて衆ニ無越度候、誠と、

(本文書ハ「旧記雜錄前編」二二二五号文書ト同文ナリ)

○八五 隈江匡久書状

尚とハ又此状夜前認候、今朝巳剋肝付三郎殿渡海候、今日者悪日候間、定明日可被相懸御目候哉、次

ニ樺山殿未渡海候覽と存候、隨而庄内之時儀、御左右可然候、祢寢殿ハ例之延にて候哉、未舟着候、

去十六日、從肝付殿被進使僧、同十七御出頭、可目出度之由候条、同十七巳刻程被解纜候、從時分思之外吹晴候て、安と御出船候、一里程紀伊守殿被挽出、御迎御出候、

一遠干かたにて候間、御座舟從落遙被留候、然處、地下之海土共餘多御舟ニ添手、汀ニ引のほせ候、一見物賤多と合手おかミ候キ、且者そゝろおもはゆく、一御舟着候へハ、從豊州以大村方、舟本ニ御礼候、一御宿

ニ御出候へハ、以二郎四郎殿豊州へ御礼御申候、一此前にて候者、老中まで御着之御礼雖可被仰候、そ忍之状被思召候間、斟酌ニ候、此等之趣以大寺方豊州へ被仰候、無其御返事、同從 御屋形様大寺治部少輔方にて、遮而着之御礼被仰候、其御礼以二郎四郎殿御申候、老中へ恒吉佐渡方にて被仰候、一御宿ニ最前伊地知殿・梶原殿被參候、其後池袋殿・平田殿被參候、其後実久御内之方河田飛彈殿被參候、

一殿様御宿ニ遮而豊州御出候、其後以紀伊守殿 御屋形様ニ早ニ殿様御對面可有之由、被仰出候、其御覚悟候へと内義候之条、如佳例御酒御上候、豊州戊刻程ニ御屋形へ御指出候て、早ニ御參候へと被仰候条、やかて殿中へ御參御目御懸候、目出度候、一殿中被明御隙、御退出候刻、真幸使僧・本田紀伊守殿・同又五郎殿以同船參着候、音信御門外にて被聞召、豊州以談合此等之趣被窺候處、繙深候間無對面候、明日者悪日候處、来十九、可有御覽之由、被仰出候間、殿様各ニ先以御見參候、

一此間者連日風雨以之外ニ候つる處、御出船之砌より天氣能候て、爰元仕合如意満足ニ候、偏ニ天道ニ御相叶候也と頼敷存計候、何事も〳被任御心候、却おそろしく存候、此方之時儀ハ可然候、至爰庄内三ヶ所印一ヶ所も越度候てハ、何之曲も有間敷候、御油断有ましく候、一周防殿・老岐殿以別紙雖可申候、此方取乱、又者、便舟急候間、不能巨細候、此等之由、可預御心得候、又此状を両所へ可有御遣候哉、しふしへハ申上候、為御心得候、萬期後音候、恐々謹言

六月十七日

(限江) 匡久在判

(本文書ハ「旧記雜錄前編」二二五六号文書ト同文ナリ)

〇八六 島津家久短尺

『家久公短尺』

夏の夜ハまたよひなから明

ぬるをくものいつくに月

やとるらん

『短尺』

さひしさに宿をとちいて詠

れはいつくもおなし秋の夕暮

『在包紙ニ』

祢とかたへ ぎく

〇八七 賦何道連歌

賦何道連歌

かめにさす菊は仙人の住家哉 家久

千とせの松の秋風乃音 重長

晴わたる雲間に月のほのめきて 祐辰

いくつならしおつるかりかね 利昌

おく廣き田面のすえや續くらん 貞親

なかれもはやき波の海はら 家久

さしくたす舟は見る〳遠さかり 重長

浦のあらしの吹出るところ 祐辰

そことしもわかぬ夕の鐘の聲 利昌

旅のやとりをもとめぬる袖 家久

越しかたの山路の雪や深からん 重長

ふす猪の床ハ爰にかしこに 貞親

荒小田はかよふ人氣も稀にして 利昌

置露ふかき月のあへれさ

家久

長き夜をめ覚かちにや明すらん

祐辰

袖冷ましくおもふかね音

重長

馴てしも秋になりたるうかれ妻

家久

浪路はるかにへたて行舟

利昌

俄にも山乃嵐やすさむらん

貞親

さしもやられぬ柴の戸の内

祐辰

色も香も花の籬はたゝかたミ

家久

小蝶のねたる露の朝床

重長

〇八八 野尻閑嶋兵法伝書

實檢之卷

一 御所様頸御しつけんの時へ、右の足を前へふミ出て、

すこしそはミて御着有て御しつけんある事也、頸者ち

と右を御目に懸候間、すりちかふ様に御實檢有也、わ

かれかしらに御かへりあるへし、

一去嘉吉元年、赤松大膳大夫満祐頸を、

慶雲院殿御しつけんの時、伊勢守宿所にて、西むきに

て御しつけんあり、其時當方侍所也、

多賀出雲守所司代の時、子左近將監御目に懸るなり、

うらうちひたたれ・えほしかけてもゝたち取て、右

の方を御覽せらるゝ様に、すこしすちかへておくな

り、

一 駿河の國きよミ寺にて、尊氏將軍御上洛のとき、大なる

石の上に御座有て、此石を太平と名をつくへし、御

付あるそのよはいしのうへに一夜御座ある時、夢とも

なくうつゝともなく、女人一人來、なにものかと御尋

ある處に、是ハ都神泉園の池の主善女龍と申、明日ハ

御爲に日悪し、明日のひるを夜し、御用あつて御まし

なひ候へと、其外色ミ申けるととき、あふきの持様をひ

るをよるに御もちありたるなり、其日の合戦に御利を

平かれたるなり、ことなる秘説なり、

一 具足きて持へき扇の事、面ハ地を紅にして日をまろく

出して、ちにはゝかるほとに出すへし、日ハきんはく

なるへし、浦ハ地をあをく、月をまろく出すへし、大

少ハさたまらず、月ハしろはくなり、月の方の地にハ

ほしを出すへし、ほしのかすハ七なり、又十二も出すへし、星ハしろはくたるへし、月の兩方に出へし、ほしの數七ツの時ハ、扇夜つかふとき、さきハ三ミよりに四なる様につかふへし、十二ほしるときハ一方に六つゝなる、ほしのをき所不定、みはからひておくへし、面ハひるの空、夜のていなり、ほねハくろほねなる、かすハ十二、ねこまあり、さしほねたるへし、れいしきのあふきよりハ間ひろかるへし、かれめかねにてもかハにてもするなり、あふきの長さ一尺二寸也、

一具足の上に扇をさす時ハ、あひ引にさすへし、ひるハ日の方を面へさす、夜ハ月の方を面へさすへし、

一仕様の事、ひるは日の方を面へほねを六開へし、又六をはたゝみて仕へし、夜ハ月の方をおもてへ、勝いくさしてハミなひろけて仕へし、

一悪日に合戦をする時ハ、月の方をおもてへなしてつかふへし、

一具足遣の色しらいと本なり、白糸こんほんの色なり、ことなる色ハぬりたる色なり、白色人のいろハぬ色

也、又白色歸也、

一頸御めにかけてさるいせんに、すなかちとて、すなを取て少頸へまきかけて御目に懸るへし、すななき在所にてハ土にてもするなり、ましなひことなり、

一天下静謐のとき、御敵にて大將をもするほどのものゝ頸ハえほしに、うらうちひたゝれを着て、をくたちを取て、えほしかけをして御めに懸るなり、すわうきても御めにかくるなり、

一御目にかゝるへき次第、頸をすゆるたいを、六寸四方のひの木板、あつさ四五分計たるへし、足ハ三足たるなり、足の高さ一寸計なり、むかしハ臺ともに土に置いて、さて右の手にてもとりを取てひつさけて、左の手を頸の切口にあてゝみせ申、頸の右の方を御めにかけて、如本臺にきて立也、如此之儀本儀なり、近年ハ左様にせぬ也、

一頸を渡す時の事、いとまこひの矢を右に持て、首を左に持て渡すなり、先箭をわたす、其後頸をわたす也、請取の事同前、

一頸を敵に渡すにハ、桶に入て渡すへし、入様ハ桶のちめの方にくひの面を成て入也、

一頸披露の時ハ箭も頸もならへて申也、王人の御返事申時ハ、彼矢を取て御返事可申、頸を本國へむけへからす、

一頸宣名之事、見参く舊業勘何ぞ障碍成哉、狂心を齧て又生捕候事をはなれしめ申候、

一頸を母衣に包様、衣のこしのひもをおしきりて頸を包也、両のはしをたゞミて右之方ヲ上へなすへし、大將之御めに懸る時ハ、いとまこひの矢にて、右の方よりかきあけて御めにかくるへし、かきあくるをときたれとと申也、

一保呂かけたる武者をうつ様は、頸かミを切て頸をかゝけてのこりをむくろにきせておく也、

一公房様之御流今川流、

一墨糸革おとしを用事者かちんと云によりて也、

一出様に絃うちする事、南にむきても、東にむきてもたゞ一ツうつへし、人打と云儀也、

一馬のいはう事、馬屋又ハ引出して乗らぬいせんにハ吉也、ハや足をかけていはうハ凶也、其時ハ弓を弓手の腋にはさミて、上帯をもむすひなをし、腹帯をもしめなをすへし、

一落馬の時ハ、上帯をほときてむすひなをして馬に乗へし、

一馬の身ふるひする事いむなり、腹帯をもしめなをし、上帯をもゆひなをすへし、

一軍陳へ立時、乗かへ馬に鞍をおきて引するには、鞍おゝひをすへきなり、鹿のかハの敷皮をする事者、軍陳にかきらす本儀也、鹿のかハの鞍おゝひ本也、女鹿の皮ハ略儀也、くからおゝひにハ白毛先へなる也、又歸陳のときハ、れいしきのごとく白毛左へなるなり、出陳の時如此あるへし、手綱を持て鞍おほひをハラむ也、からミ様口傳にあり、

一十六の矢ハ九ようのほし七せいをかたとる也、以上十六也、

一征矢おふてハ必鞭を差添へし、むちの楯様ハ二尺八寸

なり、くま柳を用へし、くま柳を勝つると云なり、それによりて、神宮皇宮いこく退治の御時、勝つるをむちにこしらへてさすへしとて、詰神さゝれたり、それにより今に用來なり、二尺八寸ハ廿八宿なり、鞭さきよりとつる迄、ぬらぬさきに書なり、

一 具足のかさしるしをは、具足きてハやかてとくなり、
一 頸の頸(マヤ)のゆひ様ハ、むかしハ常のゆひ所より高くゆひて、手の一そくほとにかミを巻あけて、引下様にするなり、

一 幡さし旗をさす時ハ、左の手にて差すなり、馬の上にてはたさを差へき時ハ、からさの柄立のことくに誘也、いためかはにても、牛のつのにても、竹にてもすへきなり、鞍の前輪の左のしほてに付るなり、

一 はや竿に幡を付て以後、馬なと通得さる堀河有て、詰人かへりめくる事あらハ、かちの人に旗をさゝせて、すくとおして、さきにて執へし、

一 幡差風つよく吹て、はたを吹ちきりつへしくハはたのあしをさほに取添て持へし、

一 幡差弓の大將の、相生の宮の具足を着へし、馬の毛も相生を用るへし、

一 入亂たる合戦にハ、敵味方見分さる時者、幡はかりひつときてあひ引に、押入て戦へし、

一 合戦過てわか宿へかへり、其日より三日ハはたを付なから置也、たとへわか在所ならず、何方にありとも打かへりたる在所に三日付なから置へし、但、三日め悪日ならば、二日めにも、三日より以後なるとも、以吉日幡を可納なり、

右連々相傳分悉許置、於旗之儀秘説不可過斯、聊不可有外見者也、

京祿四年八月吉日

小笠原刑部少輔

光清

江本大炊助

平鑑向

天文廿四年卯月吉日相傳之

高森源次郎

宇治惟居

永祿七年甲子拾月吉日相傳之

野尻伊賀入道
閑嶋

〇八九 野尻閑嶋軍敗日記

軍敗日記

一 旗竿を渡し請取事、ちの方を面になして、左の手を上
手になして、右の手を下手になして持て、横たへて渡
すなり、請取人ハ、渡す人の右之方によりて、先左の
手を竿にかくれハ、渡す人の右之手をゆるすなり、其
時右之手をも添て請取て、れいをもせずして其儘行な
り、

一 手のつきたるを渡し請取事、ちを下になすへし、面
なせハ、手ねちてわろきなり、手の附ぬれハ、寄まゝ
に禮をして、よりに請取なり、其趣同前、差者にハお
し立て、右の手をゆるして、左の手かた手計にて請と
らする也、

一 旗を渡し請取事、おもて先にむけて、左右の手に持て

まゆより上に有様に持也、少畏而渡す、請取人を礼を
して、右より寄て請取なり、其趣竿同ようして、旗に
も竿にも、御方の旗にむくにハよらぬ事也、

一 旗の手附る事、竿を左の脇にはさみて、旗をも左の手
に持て、右の手に付る也、下より上様にとをして、左
の方にましてとむはうにからむ也、さて、左の手を先
立てくり出しておしたてゝ、勢之もとヲ一めみて、差
す者に請取らする也、

一 大將之旗に我私の旗さしてあふ時ハ、わか旗を少指か
たふけて礼を申なり、

一 敵の旗を切取て大將の見參に入事、竿を二にきりおり
て、手おもきりはなしてうらへ巻て、左の手に持て、
右の手に打物を少うえみて持て參也、

一 敵のきりて立たる旗竿ハ、中よりきりおりてもとの方
を捨て、勢之もとニ、旗なり取くして御めに懸るな
り、敵の刀のきりめヲ大將にハみせぬ事なり、

一 旗指にあらずして旗を差す事、口傳、

一 旗の手三日納めぬ事、有口傳、

一旗竿を切て立る事、在所によるへし、口傳、

一旗さしを討時節の事、口傳、

一向風に旗の手左右なくとくへからず、旗の手亂ぬれハ

軍勢心さまよふなり、但とく事あり、くてん、

一旗竿のおれたる時、旗をハ弓のおとつるに付る也、さ

れハ、打出などの時ハ必はずより出す也、

一家の内陳など、たて旗をかけて置事、家にてハいつも

南に向ておく也、敵の方角難定家陳などにてハ、生門

に向へし、天一神指合事あらは、相生の方に向へし、

座敷宿陳等其心可有也、

一對立次第先三盃之事、二度入三度入あひの物三を重て

衡に置而、大將の左の手のもとにおく也、

一看之事、うちあふひ三本・かち栗九七五・昆布大ニ切

て一きれなるへし、努と三きれもるへからず、

一酒の事、樽一具、一ニハ茅の葉さし、一ツニ者篠の葉

指也、但、樽一に茅の葉末を結てさして、かたくを

用る事も有、口傳、

一軍神に酒を祭る事、精四十二ヶ條の第二ヶ條にみえた

り、祭て後大將の吞也、其時先打鮑を右の手にて取て

くう、食様くてん文あり、さて、上の土器を取て三度

のミテ、一家などの内に名代をすへき人にのますへし、

吞様打鮑を食て、三度のミテ盃を懐中うちふせて入な

り、其左右の手にて勝栗を取て、大指のにきりて二し

め候て可食、觀念有文有、其時こめかハラけを請て、

三度のミテ、内ノ者の中にさるへき人にのますへし、

其後こふを取てくひて、三ツ目の土器を取て吞て、其

盃ハ軍勢みな召出したるへく候、其程ハまつ三盃、左

の方ある時酌の銚子を持て來る時、大將銚子を取て左

さまに少し向て、上の土器に三三九度祭て、其酒臙而

銚子にかへして酌に渡して、さて大將のむなり、始の

盃ハ左へ置、二度目の盃ハ右の方へ置、三度目の盃ハ

本の衡に置而、前に如注のますへし、彼兩人懐中した

る盃碎之、敵陳破心也、向方之事、口傳、

一酌取人も吞人の手をつき、ひさをつきなとハせぬ事

也、後ハいつも左へ帰也、右へ戻る事ハ凶也、

一俄に打立に、銚子着盃等調ニ不及時ハ、樽酒を其まゝ

生門又丑寅ノ方ニ向て軍神にそゝきて、やなくひひしやくなるとて、大將より次第にのミくたす也、看三種の内、いつれにても、一種を用へし、赤かつほを用へし、打出て原などにてハ、甲胃を對して鎧唐櫃腰をかくへし、肴を食酒を呑も、勢出して吞食也、樽もなくハ、足何をも可用、

一 三軍之從大將之前に出る時、座敷出入足のふミ様等、陰陽を心にかくへし、

一 吐氣作次第之事、破軍星武曲星ニ當たる人ニ初めさすへしなり、伯大將ニ相生ノ人ヲ撰也、是も俄に選くと覃すハ器用の者に作へし、

一 陳取之時の事、軍神を陳ニよりて定也、魚鱗ハ南也、軍奈利夜叉を軍神と定也、されハ南に向而作也、鶴翼ハ軋之時、持國天ヲ軍神と定而、戌亥向て作也、雁形者或ハ行北坎也、金剛夜叉を軍神と定、北ニ向て作也、長池坤也、增長天ヲ軍神と定、未申に向て作也、腰月ハ武者溙者尤也、大威徳ヲ軍神と定也、西ニむきて作也、衝槌ハ巽也、廣目天を軍神と定、辰巳ニ向て

作也、方圓ハ震東也、降三世ヲ軍神と定、東にむきて作也、鉾箭ハ艮也、多聞天ヲ軍神と定、丑寅ニ向て作也、若斯勸請して陳を取定也、口傳、

一 打勝ても又取寄時も必陳拂する也、其時も奉送吐氣を作て陳拂する也、送鉢に勸請の心得のことし方もくわんしやうのことく也、勸請ハ九足へんはい奉送ハ七足也、陳のなり定ざる時、大將陳の土也、所によりて軍神を定る也、口傳、

一 戰場ニ臨ての勸請吐氣作こと、敵に向て作也、打物取て武者杖のことくに染武者横たへて、始よはく終つよく作也、變倍觀念口傳ことに軍神のならひ此道一大事也、よくくくてんすへし、

一 合戦ニ切勝而后奉送吐氣作事、南にむきて作へし、七足也、初つよく終よはくなく作也、是も打物を持て南に向事、能々くてんすへし、心の方なるか故也、

一 総の勝ノ時作事、小具足計又具足ハかりきて甲おもぬき、打物ノ鞘差て敷皮にてしかと座して、丑寅の方ニむきて総印を結て、弓をひちにかけて作也、十二度の

時也、これを太平のときとも申也、其外時ハ何れも九度時也、

一宿直時を作事、其陳の軍神ヲ驚シ奉る心也、心ニハ陳の方に向けて持て、敵にむきて作也、

一ときの際を聞て吉凶を知事軍勢士也、不調衆聲、したにこりて聲みしかくハ、三日内ニ合戦を留へし、敵のとき如此ならば、急ニ打へし、又衆士也、調すミてあかり、聲なかくして列亂すハ、急ニ合戦留めへし、敵味方同前ならば、陳を構、城ヲ構て、日ヲ經て時分を待へし、宿直の時も同事に列をほんに聞へし、

一矢合の際の事、一手なりかたく、驚の羽にて外面にはくなり、陽日射也、鶴の羽ハ内面にはく也、陰日射也、射さする人、又吐氣作人のことし、吐氣三度作、矢射かくる、其後軍勢皆矢ヲ放すなり、

一兵禮ノ事、へりぬりと申へきなり、甲のしたになり、地ハ綾用るなり、色ハ柳の灰ヲ水ニ入て染也、長さ一尺四寸也、二寸ヲ上様におりかへして、又一寸ヲ下へおりふすれハ、たけ一尺二寸に成る也、横すミの人の

頭にあはずへし、前のきわ二すんハかりおきてたちまハして、おもてよりぬふなり、前四すんハかりおきて左様へおるへし、へりをはぬる故にへりぬりと云なり、是ハ大將の著物なれハ、軍勢ハなしうちヲ用る也、

一武者扇の事、長一尺二寸なり、ほねハ十二なり、六つゝわけて、兩方よりつくる也、一方ニハ日、一方ニハ月也、かなめハもと一寸二分の上なり、ねこま一つゝ兩方にすかすへし、金目の事、大將ハ絲、軍勢ハ革ヲくけて用るへし、かなめのあまりのなかき扇二たけ也、かなめのむすひ様、口傳、

一甲をたかひほにかけ、弓ヲ脇にはさみて、大將ニ物を申事有、甲ヲ高細に懸る事、前の左の高ひほにかけ、左の方をこして、後ハあるやうに置也、さて、弓の本はずをつか巻に立て、弦ヲつるかけにかゝえてもてハ、手に持たる様しかとある也、

一敵の大將ヲ打、頭ヲ取手ニ持事あるへからず、打物の崎にさしてつなかきて、高く差上て持也、

一頭ヲ鞍の鳥付に付る事有、くミテ討たる敵にかきる事也、附様者水にてこりさるよりニテ六重にいひて、二重うしろ様へおしかへして、かミのまかり目ニ鳥付の『、カ』おくとをして結つくる也、

一頭絹の事、衣二ハ、ぬふ也、長さも絹二ハ、なかきなるへし、ぬい様の事、二ハ、取合てぬひて、其ぬい目おしふせて、又一とをりぬふ也、

一頸桶之事、まはり二尺四寸なり、たけ一尺四寸すなり、上下ニ一寸つゝふちを入也、あひ一尺二寸すなるへし、中にふちを一ツとをす也、其ふちの中に一筋刀目ヲとをすなり、ふたハ内におし入様に作也、ふたノ浦に卍の字ヲ書なり、結つくるへからず、布ニて下よりにかけていふなり、

一頸の渡請取の事、桶のふたヲ少あけて、なにかしか頸と云て渡すなり、左の手ニて、したよりかけゆひたる布を取て、右の手ヲ少よせて、後の方ヲ面ニなして渡也、右の方人にむけて渡也、請て渡て、なをして持て立なり、桶に入さる時ハ、右ニてもととりヲ取て、か

た手ニて渡すなり、請取人も片手ニて請取ておく也、一戦場ニて敵の頸を取て大將の入見參事、右に頸ヲ持て、左に弓を持て、弓をよこたえて、弓こしに少頸をみする也、右の方ヲみするなり、くてん、

一頸の臺の事、方一尺二寸也、足の高さ四寸二分也、足ハくもてに切合て、なかヲ少くりて付るなり、上のまはり一尺計輪ヲまけて付るなり、頸を置時者、輪の内ニ錦又ハ杉原なとヲもミてしく也、

一頸ノ装束ノ事、いかにも洗てかミヲゆふなり、かみをむすふ事、面左右ノ耳の上後四とをりくしめヲとをすなり、もととりわいかにも水ヲ能つけてゆふなり、かみハたゝえもとゆひ也、又水をひかさるよりニてもゆふなり、二まはり候て二結候て、かみのさき兩方切なり、もととりハにきりたる儘をく也、

一頸對面ノ事、頸ヲ臺にすへて、鎧武者兩人征矢ヲ負てかきて出るなり、上手下手如常、下手ノ人は右の手ニて臺ヲ持て、左ノ手ニて頸ノ頸をおさへてかきて出て、頸の左の方ヲ大將ニ向様ニおく也、必あひたに幕

ヲへたつる也、又陳などの「本ノマ、」門あれハ門ヲ隔つるなり、唾幕ヲ隔こと也、幕ノなかを揚也、大將の支度ハ六具ヲ調へし、但甲をハ人に持せて進置也、供奉兩人も六具ヲ調て、甲ヲ高細にかけて、弓征矢ヲ對して、大將之左右に居也、着の事、大將は鮑・勝栗・昆布三種かなかけ、又衝に置て、中ニ土器ヲ三重て置也、頸の前ニハこふのひほしノかミヲへきて、二種かなかけに篠の葉にもりて、土器ニツ重て前の方ニおく也、後ヲ前にすゆる也、酌の事、先大將の前に持て行也、其時三ノ盃ニて、三々九度のミて、つちの重ておく也、さかなのくひ様、うち立のときのことし、后ニ頸の前ニ行きて、二ツの土器二度つゝ四度、銚子の右のかた口より逆ニ入也、其時かきて出たる上手の人、土器ノ酒ヲ頸ノ前ニこほして、重而うつふけて置なり、酒過ぬれハ、大將ノ右の方に居たる供奉の人、幕ヲおろすなり、其時頸ヲかきて歸也、大將ハ陳屋に帰テ、打立のことく祝あるへき也、其時軍勢も祝儀ノ礼をいたす也、祝儀禮ヲ申事ハ、人によるへきなり、軍

勢皆とおよふへからす、

一頸實檢之事、敵の大將ニてハなければとも、人軀をすへき者の頸ヲハ、大將一見する物也、其趣臺ニてもあれ、又頸桶ふたニてもあれ、すゑて出て大將にみするなり、其時ハ如何様大將の前ニて名乗、官ヲこまかにしるすへし、對面の頸ハ敵の大將なれハ、まざるゝへからす、実檢ノ頸ハ類あるへきなれハ、名字をしるすなり、又大將のみさる頸なれとも、役人の出て頸餘多有時、これハ何かし、是ハたれなとしるして、かけさすをも実檢と申也、

一對面の頸ハ掛ぬ也、実檢の頸者掛なり、實檢の頸ヲ掛るには、征矢一頸のもとよりによこさまニ於て掛る也、實檢したる頸のしるしなり、桶に入たる頸にも必矢ヲ添て、よそへハ遣也、頸しるしと云也、桶ニ入ほとこの頸ニハ、あふ人必礼有間、しるしをするなり、

一合戦に、しせん唯一人討事有、一頸者いかにもいむ事也、其時ハかみを二に分て結て掛る也、

一鎧直乗ノ事、大將ハ錦ヲ可用、軍勢はその人のこのミ

たるへし、但、金襟ハ人によるへきなり、ゑりを後ハ直に前ハまへして、大方半月のなりにたつ也、おくひヲ上下ヲ同廣さにして附る也、くそくハゑりのなかに入なり、くそくのはし兩方ニ細つけ、又かたの上にひもを付て、とりあわせて結也、袖は脇の方せまく、袖口ひろく縫也、袖のなかさハ、ひちより一寸計延て、袖口ヲ折ふせてぬひて、おりふせたる内にくゝりの結ヲ入也、朮ニてうらを可打、しりハいつものはかまのことし、前ひた六、後ヲ四取て腰ヲ浦の朮ニてする也、なかさハひさ口より一寸かほとへてする、おもおりかへしてぬひて、内にくゝりの結を入也、

一直乗の回くゝりのしめやうの事、袖のくゝりハひさよりうへ、籠手ノひちかかねの上よりしむるなり、結目ハ内ニなる様にゆふへし、すかノくゝり目ハ、ひさのかミニてしむる也、これも結ひ目をハ、後の方にある様にくゝりヲとむる也、

一戦場に打出時、いかやうの子細有とも、百歩の内ニ跡をかへりみる事有へからず、

一打出の時馬ニ乗事、先陰の内ニハ道の左の方ニ馬を立て、右さまニ七足あゆませて、五足左へおり、如此三度して乗て行へし、陽ノ日ニハ右の方ニ馬立て乗りて、左に七足やりて、右へ五足おる也、是も三度なり、初の七足ハかけ出す様に早々と乗り出なり、打出の時努メ口をひかへへからず、弓馬の家ニハ是ヲ三折と申也、

一打出の時、中途などにて、旗差して立うかれたる躰不可然、若用有てしハしもあるへきハ、しかと旗竿ヲ立させてすハるへし、立うかるゝ事有へからず、

一合戦に打勝、敵の大將ヲ討捕、對面過て頸をすつる時、必吐氣作へし、弓の楯・吐氣の數、口傳、當家一大事也、

此一巻之事、我家ニ代々堅固秘來処也、天下爲重貴故也、一巻書者兩度源家ニ傳訖、此書未出、他家頗依懇望令相傳所也、御相續御子孫一人之外、不可有御相傳候、雖恐存候爲後證一筆如此、相傳于藤原重規訖、

庵チヒミミ沙婆訶庵チヒライ曳沙縛賀、

寔延徳元年己酉九月廿八日

沙弥東源判

明星彈正忠

藤原重規

于時明應三年甲寅藹月吉日

相傳明星中務少輔

藤原有繼

相傳田代新五郎

源政秋判

永祿七年甲子十一月吉

相傳

野尻伊賀入道 閑嶋

野尻伊賀入道 閑嶋

○九〇 肝付兼政・兼直連署契狀

『寫正文』契約

一仰 好久、雖為世上如何様轉變、一味同心御用可罷立事、

一無謂自訴お申、公方お恨申候者、不可然通雖致催促、無承引ハ、其人一人お同心ニ可捨事、

一公方より無理之子細一人ニ被仰下者、同心ニ侘申、無

御承引者、身之大綱と存、相共ニ可為一味事、

一就境目所務等之事、無謂事お他所へ申懸候者、是又致催促、無承引ハ、一向ニ合力申ましき事、

一如此申談候上者、大小事不殘心底可申承候、不慮有讒

者、和讒凶害荒説出来候者、直ニ申披き可承事、若此条々偽申候者、

『靈社神名略之』

永享六年六月廿二日

周防守兼政(花押)

伴兼直(花押)

山田殿 (忠徳)

(本文書ハ「旧記雜錄前編二」一一五七号文書ト同文ナリ)

○九一 肝付兼元外二名連署契狀

『寫正文』契約

一仰 好久、雖為世上如何様轉變、一味同心御用仁可罷立事、

一無謂自訴お申、公方お恨申候者、不可然通致催促、無

承引者、其仁一人お同心可捨事、

一公方より無理之子細一人ニ被仰下者、同心ニ侘申、無

承引者、身之大綱と存、相共ニ可為一味事、

一就境目所務等事(之脱カ)、無謂事お他所へ申懸者(候脱カ)、是又致催

促、無承引者、一向合力申すまじき事、

一如此申談候上(者脱カ)、大小事不殘心底可申承候、若不慮ニ有

讒者、和讒凶害荒説出来ハ、直申披キ可申事、若此条

ニ偽申候者、

『靈社神名略之』

永享六年六月廿二日

河内守兼元(花押)

伴兼忠(花押)

伴貴重(花押)

山田殿(忠尚)

(本文書ハ「旧記雜錄前編」二二二五九号文書ト同文ナリ)

(表紙)

肝屬氏系圖文書寫

四止

○九二 少弐経資書下

嶋津庄大隅方肝付郡弁濟使兼石代子息兼藤申、背閑東度
ニ御教書、宛催臨時役、押取百姓身代、致刈田狼藉由事、
三ヶ度相觸之處、不及是非散状(上カ)致訴訟於談議所、重押
取身代、令押領所帶等、結句被追出住宅之由、兼藤就訴
申、先可令安堵之由、去四月一日、相觸之處、不被叙用
云々、爰被上府彼兼藤日、犯科子細之旨、雖被申之、於
犯過事者、不及談議所沙汰之間、於守護方可致沙汰之
由、令問答畢、町詮、度ニ觸申之處、終以無陳狀上、沙

汰最中、重^(押カ)取身代、追出住宅之条、無其謂、然者、先令安堵本職^(并カ)住宅、可被糺返損物、猶以不被叙用者、載其子細可注進候、仍執達如件、

正應元年七月廿九日

沙弥御判^(少式經實)

肝付郡地頭代殿

(本文書ハ「旧記雜錄前編」一九〇三号文書ト同文ナリ)

○九三 少式經實書下

津庄大隅方肝付郡弁濟使兼石代子息兼藤申、兩條^(等)府下知事、

國地頭代背彼状云云、依其科改代官職畢、早任^(等)府下知、令安堵本職、可糺返臨時課役色と損物也、
文永兩度下知事、

同不叙用之云云、大招罪科歟、早任彼状可致其沙汰、年々所當年貢者、遂結解、有未進者、明年中究^(濟カ)之、可執進請取状也矣、

兩度於損物以下未進者、可為前司沙汰、至向後^(所カ)務者、前司新司固守此旨、無違乱可致沙汰、若猶^(致カ)違乱者

可改所帶之状、下知如件、

正應二年八月十一日

沙弥御判^(少式經實)

(本文書ハ「旧記雜錄前編」一九二〇号文書ト同文ナリ)

○九四 関東下知状

隅國肝付郡弁濟使兼藤申、當郡地頭尾張前司^(入)道と鑿代左衛門尉信行代官景行等押領所職、令^(通)出由事、

如宰府今年三月十八日注進状者、可令安堵本職并^(住)宅之由、雖相觸、景行等不叙用之旨載之、仍擬有其^(沙)汰之處、道鑿令改易信行之上、任宰府下知、令安堵本職、可糺返臨時課役色と損物等之由、今月十一日書与^(状)於兼藤申、此上者不及別子細者、依鎌倉殿仰、下知^(如)件、

正應二年八月廿四日

陸奥守平朝臣御判^(宣時)

相模守平朝臣御判^(貞時)

(本文書ハ「旧記雜錄前編」一九二六号文書ト同文ナリ)

○九五 名越道鑑書下

津庄大隅方肝付郡弁濟使兼石^(在領家)子息兼藤申^(條カ)條、

永吉名事

牟多出事

右、於公田跡者、可濟年貢之由、度々雖加下知、依田數

未^(定)□不事行之由、兼藤所訴申也、所詮、為斷向後相論□

兼藤申請、以見作田百七十町内^(与)七十余町者、兼石知行云云、
所殘九十余町可返付本名也

□平民守庄例、兩方可致沙汰矣、

野稻畠事

右、守嘉祿御下知、任文永下知、可致沙汰矣、

在家事

狩倉事

右、停止地頭代押領、任文永下知、兩方可致沙汰矣、

地頭代雇仕鎮守神人事

右、可停止過分之儀也矣、

地頭代引籠數ヶ所屋敷由事

右、於平民跡者、可返付本名之由、度々加下知畢、不可

相違、且兼石堀内小藪一ヶ所地頭代押領之云云、事實

者、不日可返付也矣、

□前条^(以)之如此、向後更不可違此状、仍下知如件、

正應六年四月三日

▽◎名越尾張前可入道道樂△
沙弥御判

(本文書ハ「旧記雜錄前編」二九七三号文書ト同文ナリ)

○九六 関東下知状

大隅國肝付郡弁濟使兼石代兼藤申、當郡所務條之事、

□^(右)就宰府正應二年三月注進状、擬有其沙汰之處、□^(地)頭

尾張前司入道と鑿止違乱之由、出状之間、八月被□^(成)下知

畢、而背彼状之旨、兼藤依訴申、今年四月□^(重カ)出和与状

畢、然則、任件状、向後更不可有違□^(乱カ)者、依鎌倉殿仰、

下知如件、

正應六年五月廿四日

(宣時)
陸奥守平朝臣御判

(貞時)
相模守平朝臣御判

(本文書ハ「旧記雜錄前編」二九七九号文書ト同文ナリ)

○九七 大隅國守護代実光・篤秀連署打渡状

□^(大)隅國

肝付郡、任関東御下知御教書并宰府御施行旨、所打渡

于兼石、玖拾余町田地及在家狩倉以下事、

合

□(二) 西方村里付在之 一岸良村里付在之

□(二) 東方村里付在之 一内浦村里付在之

□(右) 任被仰下之旨、田地玖捨柒町玖段貳杖并在家狩倉□(所)

打渡于弁濟使兼石、如件、

永仁三年二月廿八日

大介兼稅所篤秀在判

守護代左衛門尉實光同

○九八 關東御教書

□(橋) 津庄大隅方肝付郡弁濟使兼石与美作守時□(家) 代盛真相論

弁濟使職名田以下事、稱為難儀、注進不可然之間、所返

遣訴陳狀具書也、可被成敗之狀、依仰執達如件、

正安元年七月三日

(宣時) 陸奥守御判

(宣時) 相模守御判

上総前司殿

(金沢美政)

○九九 鎮西下知狀

嶋津庄大隅方肝付郡弁濟使兼石_{今者}子息兼藤法師_{法名}尊阿_{死去}

与地頭美作前司時家代源盛相論弁濟使職名田等事、

□(右) 訴陳之趣、子細雖多、所詮、當職名田等事_{取證}略之_(略) □(地)

頭御下知違背之咎、無所遁欵、然則於彼所職名田等_(者) □(者)

為別納、可令尊阿知行者、依仰下知如件、

延慶二年十一月十二日

前上総介平朝臣御判

(本文書ハ「旧記雜錄前編」二二二八号文書ト同文ナリ)

○一〇〇 關東御教書

□(大) 隅國肝付郡弁濟使尊阿申、所職并名田島等□(事) 就度と

下知狀、被打渡處、地頭尾張幸夜又丸重押領之由、尊阿

訴之、而不實之旨、地頭代實性等所陳申也、所詮、於下

地者、不日差遣使者、可沙汰付于尊阿、至押領段者、為

實事者、為處罪科、糺明真偽可注進、且向後、猶有其煩

者、嚴密尋究、可被下知狀、依仰執達如件、

正和元年九月十日

(兼時) 相模守御判

上総前司殿

(金沢美政)

(本文書ハ「旧記雜錄前編」二二五六号文書ト同文ナリ)

〇一〇一 關東御教書

〔大〕隅國肝付郡弁濟使尊阿申、所職并名田島等事、〔度〕下知狀、地頭尾張守高家押領云云、而不實之旨、〔地〕頭代章重陳之、於下地者、不日差遣使者、可沙汰付〔子〕尊阿、次押領事、為實事者、可行罪科也、〔且〕糺明真偽、急速可注進、且向後猶致違亂者、嚴密〔可〕被尋沙汰之狀、依仰執達如件、

文保元年三月廿日

相模守御判

武藏守御判

遠江守殿

〔備時〕
〔本文書ハ「旧記雜錄前編一」一一九七号文書ト同文ナリ〕

〇一〇二 關東御教書

〔大〕隅國肝付郡弁濟使尊阿与地頭尾張前司高家〔代〕盛貞相論、所職名田以下事、就高家祖父尾張入道〔道〕鑿正應六年四月三日和与狀、同五月廿四日裁許〔後〕、任下知狀可沙汰付之旨、度々被成御教書畢、爰尊阿則永仁年中御使打渡處、堀内七八町之外者、〔地〕頭代皆以押領之由申之、盛貞

又任正應和与狀、於〔首〕七十町者、立堺避与間、尊阿于今

所知行也、無押領儀之〔旨〕陳之者、重差使者、於彼百七十町田地者、尊阿〔德〕知欵、將又地頭代押領否、遂檢見除兩方縁者敵人、尋問近隣地頭御家人、可執進起請文、若地頭〔代〕押領之条、無所遁者、於百七十町田地者、地頭無〔異〕論之上者、先可沙汰付尊阿、次地頭代先度分与彼田地之時、悉割取余田、以繩分出云云、云彼百七十町内余田有無、云惣郡田、被入部之次、遂實檢可注申之旨、可被下知者、依仰執達如件、

元應二年三月十一日

相模守御判

前武藏守御判

遠江前司殿

〔備時〕
〔本文書ハ「旧記雜錄前編一」二二七二号文書ト同文ナリ〕

〇一〇三 大隅国守護代盛秀・敦胤連署打渡狀

〔大〕隅國肝付郡弁濟使尊阿〔今者死去〕子息兼尚与地頭〔代〕盛貞相論所職名田以下實檢事、守元應二年三月〔十〕一日關東御教書・去年五月廿一日御施行之旨、遂〔其〕節畢、仍堀内四十

一町二段卅内打渡分、河南十七丁段中内打渡十三丁、八町七段卅中、

□方小原大道ノ牛王山カ作山カヨリ西始良塚至マテ三十二町七段廿中、取要、略之

岸良村二十町六段廿中、
内浦村四十六町二段卅、

東方村三十九町四反中、
以上、百七十町沙汰付弁濟使兼尚畢、至殘田地者、見取帳欵、仍渡状如件、

元亨三年四月十七日

(税所介) 敦胤在判
(守護心) 盛秀在判

(本文書ハ「旧記雜錄前編一」一三三四号文書ト同文ナリ)

〇一〇四 関東御教書

□(大體)國肝付郡弁濟使五郎太郎兼尚申、所職名田□□并父尊阿殺害由事、訴状如此、任元應二年三(月)□十一日下知、元亨三年二月守護代盛季并税所□(介)篤胤入部之、地頭尾張前司高家代押領實否、餘田有無逐檢見、地頭代盛貞承諾分百七十町者□打渡之、餘田段者両使雖注進之、于今不

被左右之、□兼尚連と訴申處、剩殺害尊阿、押領所沙汰

付之□(田)地内云云、事實者、招重科欵、於殺害段者、各別

□(所)有其沙汰也、至押領田地及餘田事者、盛季進□(進)文云々、

敵密為有沙汰、来十月中可被執進之□(廢)季等注進状也者、

依仰執達如件、

正中二年六月廿日

(高時) 相模守在御判
(貞顯) 修理權大夫同

武蔵修理亮殿

(本文書ハ「旧記雜錄前編一」一四四一号文書ト同文ナリ)

〇一〇五 伴兼里寄進状

奉寄進

大慈寺開山塔頭龍護庵

肝付郡内浦下方小串村田地之事、四至堺目任先例、

右之志者、玄源禪門・同龍岳禪門為追善、所奉寄進也、

永代為此子孫者、不可有違乱之状如件、

正平十二年八月十三日

伴兼里(花押)
大慈寺龍護庵

〔本文書ハ「旧記雜錄前編二」二二号文書ト同文ナリ〕

肝付殿（兼氏）

〔本文書ハ「旧記雜錄前編二」三三二号文書ト同文ナリ〕

〇一〇六 伴基榮寄進状

奉寄進 大慈禪寺

日向國救仁院志布志條内夏井・益倉村事、

右、為天長地久、國土安穩、万民快樂、奉寄附之状如

件、

正平十二年正月十一日

左衛門尉伴基榮在判

〔本文書ハ「旧記雜錄前編二」四六号文書ト同文ナリ〕

〇一〇七 今川滿範書状

『正文在禰寝八郎右衛門清賢』

一昨日、自其方遣便宜之由承候間、探題よりの内書、

同事之不審委細申候了、前頼既真幸まで罷着了、其方

様之事、同者一揆之軍勢悉不打寄候以前に、一途御方

便候者、公私可目出候、条々此仁に申含候、定可申候

哉、恐々謹言、

七月廿六日

『今河播磨守』
滿範（花押）

〇一〇八 今川滿範書状

『正文在禰寝八郎右衛門清賢』

又肥後之合戦之事、久多良木か状、和泉ニ注進為御

不審進候、

態々御音信目出悦存候、隨而探題より内書其外状共到

来候之間、聽進候間、路次難儀候とて于今延引候、幸

に御使に付進候、兼又西方御合戦去月廿九日、御方被

打勝候て、敵方無所残被射捕候了、此時分御注進到来、

殊御志之通と目出候、如此候子細条々可申談候、肝付

駿河守親類を進候由申候、其方へ之事能々可承候、

一肝付河内守方に、自探題之内書同状を副候、それより

御遣候て、御請文をとり給へく候、

一山本殿之御申候間之事、是又不可有子細候、適救仁郷

參河介當參にて候つる、今度在所之事承候て、可有其

沙汰候、万事出羽守方より可申候由申含候了、

一大隅國事、如此探題之分國に定候、此上者國中人に

能々申談候へと被申候、御内書隅州坂之下に先立遣申

候、別而御近付候人々者、此段可有御存知被申候、殊

御方深重之御事にて候ほとに、か様申候、恐々謹言、

十月八日 満範(花押)

(久清)
祢寝殿
御返事

大慈禪寺龍護庵

應永十五年十二月三日

河内守伴兼元(花押)

奉寄進

○一〇九 伴兼元寄進状

大隅國肝付郡内浦下方小串村事、任先例、令万雜公事

停止所也、於子々孫々、不可有相違乱之状、如件、

○一一〇 若宮八幡宝殿棟札写

承聞長久二年癸建立

奉造立 若宮八幡御寶殿一字 至徳二年乙丑立柱

應永十六年己丑九月廿二日棟上同御遷宮

○一一一 若宮八幡再興棟札写

右意趣者皇帝万歳紹隆密教一天泰平四海静謐國土豊饒

殊者信心大檀那河内守伴朝臣沙弥兼忠息災延命子孫

奉再興若宮八幡御廟宮繁昌別者再興大願主周防守伴朝臣兼連并金三郎丸等壽命

長遠一家安穩弓箭袋納孫枝子葉茂繁安全如意成就故也

大工牧野

大願主伴兼連敬白 勸進聖快實清原親貞

小工太郎次郎

鍛冶榎屋

文明十二年庚子八月廿七日棟上同御遷宮

〇一一二 犬追物手組

犬追物手組之夏寛正五年五月十二日

嶋津三郎太郎八疋

嶋津又十郎四疋

本田又次郎六疋

肝付七郎三郎六疋

吉田左衛門太輔二疋

嶋津次郎三郎十五疋

御檢見

肝付河内守十二疋

蒲生十郎三郎六疋

肝付助三郎十二疋

吉田九郎右衛門尉九疋

肝付九郎右衛門尉四疋

嶋津四郎二疋

穎娃又九郎

喚次

嶋津助九郎八疋

嶋津式部太輔五疋

檢見

嶋津十郎左衛門尉

喚次

西牟田源太夫

平田鍋千代丸四疋

肝付周防介四疋

〇一一四 犬追物手組

犬追物之手組寛正七年丙戌二月晦日

殿 十四疋

嶋津次郎三郎八疋

伊東次郎太郎五疋

蒲生十郎三郎八疋

嶋津九郎左衛門尉五疋

伊東六郎十二疋

檢見

嶋津十郎左衛門尉

嶋津薩摩守十二疋

嶋津助九郎十二疋

伊東彦六二疋

野村玄番允五疋

伊東主税助七疋

嶋津又五郎十疋

喚次

伊地知又九郎

〇一一三 犬追物手組

犬追物手組之夏文明四年卯月十一日

陸奥守殿九疋

嶋津修理亮八疋

蒲生十郎三郎十疋

大寺七郎四疋

嶋津薩摩守十五疋

伊地知又九郎九疋

長野助五郎八疋

肝付主税助三疋

此犬追物立久於櫛間伊東六郎方參候時之御手組也、其時色、被申事

有、射立百疋、

(本文書ハ「旧記雜錄前編二」一四三、五号文書ト同文ナリ)

○一一五 犬追物手組

犬追物手組之事宝徳三年九月八日

(忠國) 陸奥守殿十二疋

嶋津四郎四疋

嶋津三郎左衛門尉三疋

肝付河内守七疋

嶋津遠江守五疋

嶋津薩摩守十三疋

檢見

鹿屋周防介

(本文書ハ「旧記雜錄前編二」一三四、六号文書ト同文ナリ)

○一一六 犬追物手組

犬追物手組事

嶋津豊後守殿十疋
十二
十一
十二
十一

嶋津次郎五郎殿十疋
十一
十二
十一
十二

嶋津源右衛門尉三疋
十一
十二
十一
十二

嶋津四郎左衛門尉五疋
十一
十二
十一
十二

嶋津治部少輔十六疋
十一
十二
十一
十二

田北藤右衛門尉殿十二疋
十一
十二
十一
十二

檢見

大内左近大輔殿

嶋津淡路守殿

文龜三年七月廿四日

(本文書ハ「旧記雜錄前編二」一七八、五号文書ト同文ナリ)

嶋津備前守三疋
十一
十二
十一
十二

嶋津右近將監八疋
十一
十二
十一
十二

羽嶋新左衛門尉三疋
十一
十二
十一
十二

嶋津助七九疋
十一
十二
十一
十二

柏原助七郎八疋
十一
十二
十一
十二

嶋津左馬助殿十三疋
十一
十二
十一
十二

喚次

○一一七 犬追物手組

犬追物手組 於肝付犬追物

殿 鳴津式部太輔

肝付周防守 平田又七郎

伊地知左衛門尉 肝付又八郎

長野新右衛門尉 鹿屋三郎二郎

蒲生刑部少輔 村田太郎左衛門尉

鳴津薩摩守 鳴津左衛門佐

檢見 喚次

鳴津十郎左衛門尉 別府因幡守

御屋形様忠昌御代

〇一一八 犬追物手組

犬追物手組事 永正拾三年 霜月廿日

肝付修理亮十三疋 鹿屋民部少輔十四疋

岸良左衛門次郎七疋 檢見崎八郎四郎四疋

藥丸中務丞四疋 岸良四郎兵衛尉五疋

松崎三郎次郎十三疋 岸良左衛門四郎二疋

安樂七郎次郎七疋 大野又七三疋

肝付四郎次郎十二疋 肝付新四郎十二疋

檢見 喚次

肝付又八郎殿 肝付右京進

〇一一九 犬追物手組



犬追物手組事 永正拾三年 霜月廿一日

肝付又八郎殿八疋 肝付四郎二郎 〽十二疋 △

肝付新四郎十疋 岸良左衛門二郎六疋

檢見崎八郎四郎七疋 大野又七五疋

石崎十郎右衛門尉九疋 中村源左衛門尉六疋

藥丸中務丞十二疋 松崎三郎二郎十四疋

安樂七郎二郎六疋 岸良左衛門四郎四疋

鹿屋民部少輔八疋 肝付又徳丸一疋

檢見 喚次

肝付修理亮 藥丸兵庫九

○一二〇 犬追物手組

殿
與伍

廿三日

鳴津豊後守七疋

鳴津太郎左衛門尉三疋

吉田若狹守八疋

鳴津三郎左衛門尉六疋

鳴津近江守(マ)

鳴津左衛門尉五疋

鳴津四郎六疋

檢見

喚次

肝付又八郎五疋

税所左衛門尉三疋

鳴津十郎左衛門尉

大寺駿河守

本田三河守二疋

伊地知又七四疋

於鹿兒嶋郡

○一二一 若宮八幡再興棟札写

右意趣者 爲天長地久御願圓(殊脱力)滿者信心大檀那

大工洪田

河内守伴朝臣兼久息災延命子孫繁昌壽命長遠并

小工孫七

奉再興若宮八幡御廟營伴朝臣兼家繁榮弓箭揚名災難消除無病自在

奉行檢見崎伴兼堯

作事奉行平良次

別者社頭安全万民豊樂心中如意皆令満足故也

鍛冶榎屋

永正六年己巳十二月十九日

○一二二 若宮八幡再興棟札写

右意趣者 爲天長地久御願圓(地脱力)滿殊者信心大檀那

大工洪田

三郎伴朝臣兼續息災延命身心堅固子孫繁昌并

小工孫次郎

奉再興若宮八幡御廟營滿壽丸壽命長遠枝葉連續一門繁榮武運長久 奉行伊勢守伴朝臣兼清

心中之求願一如意満足之故也

鍛冶石田

天文四年乙未三月十八日天文四年乙未ヨリ元禄七年甲戌
マテ百六十年ナル

〇一二三 投谷八幡宮社壇棟札写

夫社壇造立者奉為金輪聖皇天長地久故殊者大檀越

伴棟梁當主君良兼并御隱居前河内守兼續今沙弥

省釣息災安躰身心堅固子孫繁昌壽福永保武運長

久弓矢勝利怨敵皈伏凶徒退散心中諸求如意滿足

而又當造立宮主地頭伴家加賀守兼吉當宮司大法

師信淳愍者與力助成之信男信女各今忽領此八幡

大菩薩積善餘慶現世來主為願望令成就圓滿如指

掌也矣、遷宮師權少都法眼次津誌之

加賀守

小工
藤原栄治

大願主伴兼吉

大工
日野氏吉宗

大勸進

當座主

鍛冶
藤原武紹

大願主信淳

聖主天中天

大檀那大梵天王

投谷八幡宮社壇一字天文廿二年癸丑八月十三日

哀愍衆生者

大願主帝釋天王

我等令敬礼

右之旨、八幡宮社内ニ右躰之由緒於有之者、相改可差

出之由被仰渡候ニ付、書写差出申候也、

以上、

右之通地頭所より申出候、奥書如此御座候、

九月廿三日

同

曲田源二兵衛

同

永井与左衛門

戊九月廿六日

大嶋盛太夫印

御地頭所

肝付甚兵衛殿

○二四 若宮造立棟札写

于時天文廿三年甲寅 肝付三郎殿伴良兼

襲奉若宮造立者也 鹿屋野院高隈上村再興且那肝付武藏介伴兼賢敬白 大旦那伴兼賢(花押)

十月十八日 沙門省釣入道殿伴兼續

大工立小野將監平清長

小工牟田侯民部兵衛尉良重

鍛治山下二良左衛門尉吉信

大工夏迫田渡右衛門尉成友

同吉長助左衛門尉

○二五 若宮八幡社壇棟札写

夫社壇造立者 奉為金輪聖皇天長地久殊者大壇越伴棟梁

聖主天中天 大檀那大梵天王

前河内守兼續今隱居沙弥省釣公并當主君良兼同男兒滿壽

迎陵頻伽聲

曆各々御息災泰躰身心堅固子孫繁昌永保壽福愉悅領内治

濟五穀豐登万民快樂凶徒帰伏怨敵退散心中所求如意滿足

矣然又當地頭同姓伊勢守兼清造營本主也當座主快徧惣與

哀愍衆生者 我等令敬礼 大願主帝釋天王

力助成之信男信女各忽領此三所大菩薩積善餘慶二世願望

令成就為如指掌者也、



若宮八幡社壇一字

大願主 小工

江田弥右衛門尉吉秀

天文廿四年乙卯十二月十九日庚子

大勸進 大工 古山主殿助

澁田孫右衛門尉

大願主 鍛冶石田与八

○一二六 後奈良天皇口宣案

上卿 中山大納言

弘治三年八月十九日 宣旨

權大僧都省鈞

宜叙法印

藏人頭左大辨藤原頼房 奉
無判

○一二七 後奈良天皇口宣案

上卿 中山大納言

弘治二年十月五日 宣旨

權大僧都省鈞

宜轉任法印

藏人頭左大辨藤原頼房 奉
在判

「口在裏」
口宣案

○一二八 山宮大明神御宝殿造立棟札写

奉爲 天長地久殊者護持信心

之大檀越伴兼亮息災延命

御子孫繁昌武運長久領内

諸佛救世者 住於大神通
奉造立山宮大明神御寶殿一字 右意趣者 安全并當大宮司伴氏兼朗

爲悅衆生故 現無量神力 弓箭勝利怨敵退治子孫

繁昌心中所願如意滿足
之故也 仍如件

元龜二年辛未十二月廿六日 大工藤原信真

〇一二九 某社棟札写

番近衆又兵衛尉 作田源右衛門 弥野大炊助

作事奉行安樂和泉守 李兵衛 宗助 又次郎

鍛治井手又次郎

永祿五年壬戌 肝付殿救仁院御知行被成候 安樂先之下総介兼之御供申罷移候

五月廿八日 着子下総介伴兼朗造之者也

當座主幸照

〇一三〇 中津宮大明神棟札写

聖主天中天 大檀那大梵天王 大願主權少僧都有海明星院 當地頭河越丹後守平家實

迎陵類伽聲

中津宮大明神 永祿九年丙寅三月廿六日 助成人大野伊賀守源加 大工貞滿 鍛治与次郎 結縁衆

哀愍衆生者

我等令敬礼 大願主帝釋天王 大檀越伴家兼續法名省鈞公 同息男良兼公并孫子伊勢動丸殿

〇一三一 肝付良兼祭文

『正文在清水郷有岡寺』

十六代大守陸奥守貴久公御逝去之時、肝付左馬頭良兼奉

獻靈前祭文但良兼者、公之甥也

維元龜二年歲舍辛未林鐘二十又三日甲寅、

前薩隅日三州大守[▽]南林寺殿大中良等庵主[△]捐館矣、

同下旬之比、雖其訃音到、多年以非虞之事、兩地似并

紛絕信、故無侍柳營之青油幕下焉、雖然、辱葭葦之好

者人焉度哉、哀悼慟哭之餘、悶絕躡地忘然不顧不朝之

罪、伴氏良兼越七月[▽]廿有四日[△]、命十餘員之茲菑

衆、備蘋蘩伊浦塞之淨膳、以謹奉祭 尊靈前香案之下、

其文曰、

嗚呼哀哉

扛三國鼎 起中興兵 唐依肅宗德 漢因光武明 推任

人心 曲木用曲處 直木用直處 得愛衆勝 文士播文

名 武士播武名 初當府君興之日 与我先人誓而盟誓

如困獵人、君角之我又拈 況多遊說客 彼從号此也橫

百戰百勝數英雄漸尽 萬代萬年大業已成 聲聞如羊 緣

覺如鹿 菩薩如牛 隨分之宜耳 照烈得龍 討虜得虎

丞相得狗 所古難兼并 何其為主如件大 物各得所皆

向榮

(恭之) 共惟

周陳之舅而陳周之出

衛魯之弟耶魯衛之兄

某等雖有貴賤之差 辱君之臭味 訃音到于鬪諍之際

哀情傷殘生、

嗚呼哀哉

五十餘年夢 一彈指頃驚 群臣仰天泣血 庶民哭巷吞

聲 山如改容 時是悲秋樹凋葉落 天似易色 月將殘

夜風驚雨鳴 悔東坡面前不趨過 奈西州門下慟哭情以

妙心不傳妙心 見超大龜氏 在尊貴不墮尊貴 機語老

狐精 見生死如遊戲 豈着在涅槃城 還來應此供 薄

尊鑒我誠

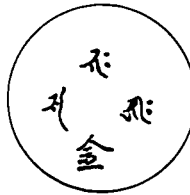
嗚呼哀哉 [▽]尚亨[△]

(本文書ハ「旧記雜錄後編一」五九二号文書ト同文ナリ)

〇一三二一 恒吉投谷八幡宮寄進懸仏銘写

恒吉
八幡宮江 寄進物

願主肝付九郎 座主典海



天正二年甲戌三月吉日

如意満足故也

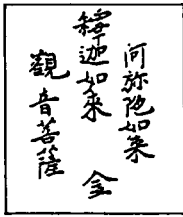
ウラ書

永祿二年



奉施入御正鉢
願主伴氏兼名

二月吉日



願主肝付治部左衛門
ケボリ
年号ナシウラ書ナシ

ウラ書

奉寄進爲息災 延命堅固故也

投谷八幡三所大菩薩

天正三年亥六月七日
願主肝付十郎次郎

願主安上彦五郎

天正四年丙五月吉日

奉寄進投谷八幡大菩薩

右爲息災 延命身心堅固

立願成就故也

座主 典海

吉祥院住

法印盛典

元祿七年甲戌十月三日

右之旨、投谷八幡宮社内ニ何そ右鉢之由緒於有之者、
相改可差上由被仰渡候ニ付、書写差上申候、以上、

十月三日

恒吉慶

永井与左衛門印

同

古方源次兵衛印

同

小田惣兵衛 印

御地頭所

〇一三三 菱刈重副書状

又馬之事、預御尋候、當時指馬共所持候、御意之様ニ和泉近者候へ共、更不任所存候、去月末ニも罷越候程、涯分見申候へ共、彼方にも一向候ハす候、さてハ長嶋より駒御渡候ける、御浦山敷候、万残多候、何様重而、

追而御慶重疊、抑當春立柄等預御尋候、御懇之至候、無相替義候、其方御同前之由、尤肝要之義候、御屋形様・新納殿無盡期就被召合候、御氣遣之様承候、尤之義候、至拙者共も如何ニ可成行候哉と存計候、志布志御方弥被仰談候之由承候、誠可然候、將又初千代殿へ可被仰談之通承候、誠目出度可然存候、万端猶期後信候、恐々謹言、

二月七日

(菱刈) 重副(花押)

肝付殿

御返報

(本文書ハ「日記雜録前編二」二二六二号文書ト同文ナリ)

〇一三四 北原久兼書状

追而御慶書目出度候、抑任御賀例、先々用賀札候之處ニ、御祝着之旨恐悦候、近日志布志ニ御越、増々忠勝さまへ可被仰合之由、此方及も大慶候、旧冬御使者牧瀬方へ如申候、御校量可目出度候、

一御方至高山新城御企之由、尤肝要到候、御武運増長、此方及も大慶候、

一祢寝界雜説候らん、雖不申共候、無何事様御調義專一候、

一鹿兒嶋年頭賀札及祝言申候間、時儀不承付候、今月末以使者、守護御礼可申上當文に候、篇目候ハ、態申入へく候、

一嵐浦旧冬被申遣候儀、及年頭承事なく候、御方へも其分候らん、是又不審之時者申通へく候、

一山東弥々申承候、彼方よりも同前に候、須木裏末取、【米良カ】肥田木氣合少乱候ツ、雖然、伊東殿老中以吳見可為無

事調義最中候、當院ニも同前催促之由候、

一庄内北郷殿景色々申散候間、志ハち・山田城誘為可申

付、年行少ニ罷越候、弥ニ新納殿申合候辻、財部・梅北ニ愚領庄内より可申通由、毎ニ申付候、御同前ニ忠勝御校量可為満足候、心事雖多期来喜候、恐ニ謹言、

二月七日 (北原) 久兼(花押)

肝付殿

(兼典) 御返報

(本文書ハ「旧記雜錄前編二」一九九八号文書ト同文ナリ)

〇一三五 祁答院風浦重書状

誠御慶重疊、仍此前令啓候處、御丁寧之御返事、今又御懇之至、先以畏入候、路次忍得候者、以使者雖申入度候、不輒候条、先刻真幸迄細碎申候、其分被相達候由承候、満足候、

一金吾江連ニ被仰合候由承候、近来可然候、

一初千代殿様へ御音書之通承候、是又肝要存候、

一鹿兒嶋邊之躰者、當時相聞候分者、其方偏御誘候之由、申散候、新納殿其方御隔心被相成候由、可然之由、御校量共候なる、定被聞召及候らん、御心底茂自然彼儀宜被思召候由、追而示給可有御心得候、

一蒲生殿此方事連ニ心添申候通被聞召付、御懇承候、今及ハ雖不甲斐敷候、聊無余儀申談候、此故候らん、於于今茂少茂無如之躰候、

一入来院東郷彼両所へ御心中之趣承候、尤候、此方へ被仰合候上ハ、是又不可有余儀候哉、早晚可為同前事ニ候哉、

一穎娃殿御舍弟様を養子之由、初春之此傳説ニ承候、不知案内事候間、直ニ御喜など不申候、僧御兄弟御事欠、自今以後者常ニ可申通様ニ有度候、御心得之前候哉、

一此堺之事指寄一途事者、従有方暫与吳見共候間、先ニ任彼儀候、何様追而細ニ可申通候、慶事、恐ニ謹言、

二月八日

(祁答院重武) 風浦(花押)

肝付殿

(兼典) 御返報

(本文書ハ「旧記雜錄前編二」二〇〇四号文書ト同文ナリ)

〇一三六 東郷重朗書状

追而御吉兆重疊候、如仰連ニ可申入候處ニ通路存様ニ無

之間、無音罷過候、口惜候、年内其方へ進状候處ニ、鹿
兒嶋之人ニ江合留候て口惜候、雖然、御返し候間、目出
度候、從此方へ弥以無音信可為候、すこしも心に余儀有
間敷候、御同意可畏入候、并諸所方無何事候由、目出度
候、如何様永春中ニ可申承候条、不能一二候、恐ニ謹言、

二月九日

(東郷)
隱岐守重朗(花押)

謹上 肝付殿

御返答

(本文書へ「旧記雜錄前編二」二二七三号文書ト同文ナリ)

〇一三七 蒲生良清書状

將又新納殿様於弥御相談之儀、最以可然候、拙者彼御
方へ連々申上度心底候之處、此一兩年者路次不輒候
て、乍存每事御無沙汰罷過候、口惜候、御次之時者、
可得御意候、次自種子嶋年内使節進入被申候之由肝要
候、於此方も満足候、於自今以後細々可申承候、可得
御意事可畏入候、

御制文之趣具令披見候了、如蒙仰候、依無題目候、自是
茂御無音罷過候、扱心底無疎洩存候、爰元御同前之由示

給候、大慶此事候、仍而祇答院方連續相談之儀承候、悉
皆彼方以指南在度候、於向後無二之心中迄候、然者御方
之御事祇風一味之御心底候哉、雖遠方候、連々可得御意
候、奉憑計候、心事雖多尚期来喜候、恐ニ謹言、

二月十日

(蒲生)
良清(花押)

肝付殿

御返報

(本文書へ「旧記雜錄前編二」二二九三号文書ト同文ナリ)

〇一三八 某書状

(新)年慶(御)此一行次、尚以幸甚候、如仰之久不申承候、
心外之至候、何様懸御目候て、連々時他可申承候、就中、
豊州新納殿參會候する由風聞候、然者旁々かこしまへ御
參上候へ、老後之思ひ出ニ承候ハ、何ともなり度候、
餘ニ世間も無勿躰やうニ候へハ口惜候、恐ニ謹言、

二月廿七日

肝付殿

御返報

(本文書へ「旧記雜錄前編二」二二六九号文書ト同文ナリ)

○一三九 肝付省鈞兼統書狀

其後無音、非本意奉存候条、雖無指題目候、令啓入候、當時何事共御座候哉、御立柄等承度候、此境無相替儀候、家中各堅固共候、仍本田方調慮外之依錯乱、為初彼同名因幡守、野口父子餘多、如愚領被立退候、定其御方江委敷聞得候哉、向後如何可被罷成候らん存計候、乍輕微見來候儘、鱧廿進上候、実其恐不少候、以此趣宜御披露候、恐惶謹言、

三月十日

省鈞(花押)

日新様

参人々御中

(本文書ハ、「旧記雜錄前編二」二五七号文書ト同文ナリ)

○一四〇 伯耆武顯書狀

御吉事萬歳々々、抑貴國立柄細々示給候、祝着候、益々御堅慮專一候、

一於高山新城、以御誘可有御移由候、目出候、於御近所者、相當義可申談事候、此等之趣御同前承候、本望候、

一菊池重治可為在限部覚悟候、但必定之義難計候、

一御舍弟・顯(兼決)・顯(兼心)・顯(兼心)山城守方契約之儀候哉、尤肝要候、何様彼方角へ態可令申候、

一女中堅固候、満足候、殊松二郎丸兄弟是又勇健候、懸御目度候、被添御心御懇之至、誠祝着候、其外當國之義口上申候、恐々謹言、

三月十七日
武顯(伯耆)(花押)

肝付殿

(兼奥)

御報

(本文書ハ、「旧記雜錄前編二」二〇〇五号文書ト同文ナリ)

○一四一 近衛植家書狀

其後遙久閣筆候、疎遠之至候、仍一冊近代秀歌、雖其憚多候、染筆進之候、心底申含宗覚候、馳走頼入候也、かしこ、

壬五月十四日

(近衛植家)
(花押)

肝付河内入道殿

(本文書ハ、「旧記雜錄前編二」二五三四号文書ト同文ナリ)

○一四二 肝付省釣等詠草

何路第一

梅花神代もきかぬ色香哉

省釣

何木第二

あさ夕の空の色とる霞かな

壽信

何船第三

春は月いつくにみるも木間哉

珠玄

第四

朝にはきえて雪ふるみ山哉

忠氏

山何第五

わか草のほかやはいはん野への春

宗文

白何第六

うらなみに心なつけそ春のかわ

兼辰

二字
反歌第七

青柳ハ露を花なるすかたかな

長和

御何第八

空にあそふいとかと見えて雨もなし

兼季

朝何第九

風に身をまかせて見はや山櫻

釣雲

何人第十

十かへりを花にならばせ松の春

良兼

○一四三 肝付省釣兼統追悼歌

尊前

義雲幸忠の十三回の悲歎のあまりに、かの四字をかんなの字かすにわかちて、句のかみにすへ、七首の和歌を奉りぬ、是を御一覽のかたく、一笑を希ものなり、

省釣

きのふともけふともわかぬ跡にいつ

ととせあまりて三年へにけん

うつゝにてなれにし影もほとふれハ

むすひもはてぬ夢かとそおもふ

むなしとハ誰もうちミる大空の

心をしるそすへなかりける

かね聞も心のすめる法のこと

うつらんたまのうかはさらめや

うつせみのむなしきからもなき跡ハ

名のミうき世のならひとてとふ

ちゝにたゝ物そかなしき折くゝに

あらましかハとおもひいてつゝ

海原や御法のふねを月にうけて

さやけき西の空へ行らん

○一四四 上山某書状

御さかなになされ候て^{『欠』}候へ、たゝとしよハちやは

かりにて候、なにそくもたせたく候へとも、すり

きり申候へは、そんなるはかりにて候、とても

くよめましく、

殊くてならひ申候へとも、としよりのてハ、あかりか

ね申候、弥くさかり候するとおほへまいらせ候、あら

くおかしやく、是にミへ候まゝ、おくりまいらせ

候、まつくめてたく、かしこ、

おつほねさま

まいる申給へ

『本ノママ』
うへ山うち

○一四五 其阿追悼歌

前河内守入道殿、十歳のあまりにならせ給比をひより、

さあるたよりありて、ならひの國より行かよひ侍しに、

もと有所ハ世の乱侍しかは、いよく彼影をたのみきた

りしに、ありしより、けにはくゝミをかふむる事、はた

とせハかりに成けるにや、今薩州のかたはらになからへ

しに、十年ハかり弓を引たまふ方にて、參會をとけす、

さり共えにしあらはと、憑ミしあひたに身まかりたまふ

よしを聞、袖に涙のさハく計にて、船に乗たとり來て、

靈前にむかひかなしひのあまり、彌陀の名号を句の上

て、誠心さし計にとてなむ、

其阿

なけき侘尋し袖にくたけつる

玉の有家を見すやかへらん

六十をもこゆるよハひの別さへ

世のことハリとおもひなされぬ

逢事を今一たひと待しまに

長きわかれと世ハ成ニけり

身をくたき心をそめしことの葉の

道こそ人の形見とハなれ

玉の臺七重のうへ木冬もなく

花さくかけやたのミ行らん

筆のミ名をとゝめつゝそをたにも

はかなき跡に慰てまし

○一四六 釣也追悼歌

爰 權大僧都法印省釣一回の御追膳として、一乗妙典千

部讀誦の法筵ニ侍て、かの御いつくしミの切なりしこと

をおもへは、他人の嘲をかへりミス、をろかなる心をの

へて、妙法蓮花經の五字を上をきて、三十一字をつゝ

り、靈前ニ備たてまつるものならし、

沙弥釣也

妙にしも説をく法にひかれてや

おもひの宅を出る小車

法の庭につらなる袖ハ上もなき

鷲の御山を見るはかりなる

蓮はに心の水をすましてそ

うかへる玉も見るへかりける

花ハ根にかへるためしありといへは

ふたゝひ見まくほしき面影

經をよミ花をたむけて淺からぬ

心の月も墨染の袖

○一四七 某起請文

起請文

一 今度被改先非之上者、向後互不可有隔心候事、

一 無二之御奉公之由尤以可然候、此等之筋目聊於無相違

者、見捨間敷候、自然當家心遣之時節者可頼入候事、

一 従何方茂無理之違乱之時者、以糺明助成、◎別義有△間

敷事、

天正二年月日

肝付殿

(本文書ハ「旧記雜錄後編一」七四七号文書ト同文ナリ)

○一四八 近衛前久書狀

今度懇意之儀喜悅之至候、▽仍今日△廿六令上洛候、從

京都節ニ可申入魂可爲祝着候、將又内ニ申候大鷹之事、

馳走憑入候、次油煙五挺遣之候、猶福壽軒可申候也、

六月廿六日

御判候

肝付三郎とのへ

○一四九 伊勢貞知書狀

先日以御名代御申、殊色ニ御懇之儀御祝着之由候、御使

へ如被仰渡候、向後別而於被得御意者、可爲珍重候、次

御鷹之事被仰越候、此段如何様ニも頼被思召之通、只今

被成 御書、油煙五丁御拜領候、尤以御面目之至候、猶

福壽軒可申候、恐ニ謹言、

六月廿六日

貞知在判

肝付三郎殿

伊勢因幡守

又唐鳥御所持候由、被及聞召候、御進上候へ、可爲御祝着候、
進之候

○一五〇 北郷時久起請文

起請文

一和与之儀、至向後相違有間鋪之事、

一如申談候、此以後從御屋形樣被對御方、御弓箭之事可

申留候、於無御承引者、致御一味間敷之事、

一如此申談候上者、雖讒言之儀候、互ニ可申聞之事、

右於違犯者、

御神名

永祿六年癸亥

貳月六日

北郷左衛門尉

藤原時久

肝付左馬頭殿

御宿所

○一五一 種谷書狀

雖未申通候、令啓違候、彦山前座主家中仁構逆意、差捨

十方旦那心持、惡逆增長之条、不可然之由、寄ニ雖加助

言候、終無承引候、乍案中彦山失自他之覺候事、無是非

次第候、然者任前ニ模本山致建立可抽御祈禱之旨候、弥

於被成御敬神者、可畏入候、猶彼兩使申含候条、不能一

二候、恐と、

八月廿八日

種谷

肝付殿

參御宿所

○一五二 快順書狀

態令啓上候、遙久不申通、遠路故無音至、背本意存候、仍御祈禱之卷數并杉原一束扇子一本令進上候、表御祝儀計候、殊御弓箭如御存分靜謐由、御名譽候、於此方武運長久御祈念抽丹誠候、恐惶謹言、

九月五日

窪坊

快順

肝付殿

參御宿所

○一五三 肝付良兼書下

日向國大慈寺住持職之事、任先例可被執務之狀如件、

元龜二年五月廿五日

肝付左馬頭良兼

宗太首座

○一五四 猿渡家諸外二名連署書狀

(信元)

長と國中依不靜候、無音被罷過候之条被用使書候、御代と被申談候由、不被致忘却候、仍薩摩守去年已來被致上洛候、然之処、不慮、公方様被掛御目、御字拜領被申候、其外種と過分之上意相下候、爲御存知申候、就之被申事候、御取成令憑存候、恐と、

市來民部太輔

良純

竹田越中守

信元

猿渡伯耆守

家諸

藥丸出雲守殿

御宿所

(新編伴姓肝屬氏系譜)ニハ、市來家諸、竹田良純、猿渡信元トアリ、「肝屬氏系圖文書写」ハ眼レリ)

○一五五 般若坊外四名連署書狀

今度彦山衆中差捨十方且越心持、企逆意自往古之本山破

却、失自他之覺候事、無是非次第候、可有如此以旨、寄
時々加助言候、終無承引結句惡逆增長之条、退山之仕
合候、然者各以懇望和平之儀、依被申持候互致純熟候、
隨而薩州往通之儀、可被指留之由、被仰理候哉、右之存
分憲法之無理候、其謂爲可[▽]申入最[△]前以使僧重[△]山
臥參候、自今以後彦山建立別而[△]同申談可抽御祈、亦[△]
弥可被成御敬神事所仰候、此等之趣猶彼兩使可申達候
条、令省略候、恐々、

八月廿八日

福泉坊

成圓坊

思石坊

二階坊

般若坊

檢見崎殿

藥丸殿

御宿所

○一五六 東長兄外二名連署書狀

先日以使僧其表弓箭之儀申入候之處、連々無御由断之通

承候、案中候、日州申合致着陣之刻、爰元一稜可被入御
性之事此節候、委曲西光寺可有口達之間、不能詳候、恐
々、

檢見崎殿

藥丸殿

深水信濃守

赤池民部少輔

東彈正忠

○一五七 東長兄・赤池長住連署書狀

鳴津家御和睦之儀、去秋以西龍寺被申入候、御覺悟之趣
被仰渡候、細々令承知候、雖然重疊御納得、可爲專用候、
猶彼寺可被相達候、恐々、

東彈正忠

赤池民

檢見崎常州

藥丸霜臺

御宿所

○一五八 祖元書狀

依遼遠其後無音相過候之条染筆候、去秋以短札瑞光寺門

流之徒衆當寺へ有出頭様与得其意候処、後以敵命諸寺領
掌之旨、於本寺喜悅此事候、随而芳溪同宿貴國仁掩留之
間、御懇志之義不知其謝候、弥瑞光寺江被加御檀力之、
家門繁荣長久、可酬且家之处專要也、海賊時運定數不有
疑候、併期後音之時、此旨可然候様御披達、恐惶謹言、

永祿八

八月廿日

總持住

祖元

肝付左馬守殿

(守)
御幕下

右文書十式通、先祖省釣之家老檢見崎常陸懷中本ニ書

寫置候、子孫末吉衆中檢見崎權右衛門より写置申候、

以上、

寅九月廿六日

肝付甚兵衛

○一五九 足利尊氏御教書

『寫正文』

將軍尊氏公御教書

肝付八郎兼重以下凶徒誅伐事、隨守護催促、可抽軍忠

之狀如件、

建武三年三月廿八日

(足利尊氏)
〔花押〕

新田宮執印又三郎殿

進上 御奉行所

(本文書ハ「旧記雜錄前編二」一八二〇号文書ト同文ナリ)

○一六〇 足利義教御内書

就大覺寺事、致粉骨之由、被聞食候、忠節之至尤以神

妙、仍太刀一腰遣之候也、

四月十三日

(足利義教)
〔花押〕

肝付三郎とのへ

(兼忠)
(本文書ハ「旧記雜錄前編二」二二六三号文書ト同文ナリ)

○一六一 拝領物目錄

御太刀

(忠續)
新納 長光

(持久)
北郷 國行

(兼忠)
肝付 同銘

本田 正恒(重恒)

樺山 國宗(孝久)

此分被遣候、

(本文書ハ「旧記雜錄前編」二二二六五号文書ト同文ナリ)

〇一六二 惟宗友雄着到状

『寫正文』

五代太守貞久公

肝付八郎兼重与黨凶徒等爲誅伐、御發向大隅國之間、爲抽軍忠、薩摩國一宮新田宮執印又三郎友雄令馳参候、以此旨、可有御披露候、恐惶謹言、

建武三年四月廿八日

(執印)
惟宗友雄

(島津貞久)
承了(花押)

(本文書ハ「旧記雜錄前編」二一八四号文書ト同文ナリ)

〇一六三 祢寢清增軍忠状

大隅國祢寢又五郎清增軍忠事

右、薩摩國凶徒等爲對治、御發向之間、最前馳參賜御前

陣、去年八月、伊集院一字治城并市來城等御對治之時、致軍忠訖、爰属于嶋津三郎左衛門尉師忠手、可致合戰之由、依被成御奉書、同月十二日、楯籠肝付八郎兼重・中村彈正忠秀純等之押寄于鹿兒嶋郡東福寺城、日夜致合戰、去四月廿六日、攻落東福寺山城矣、同廿八日、尾頸小城同没落訖、將又今日一日、楯籠矢上左衛門五郎高純之押寄于同郡催馬樂城致合戰之處、同十六日、御對治畢、然早自去年八月迄于今日日、於所々數ヶ度合戰、致軍忠之上者、預御一見狀、爲備後證、粗言上如件、

曆應四年後四月日

(島津貞久)
承了(花押)

(本文書ハ「旧記雜錄前編」二二二四号文書ト同文ナリ)

〇一六四 祢寢重種軍忠状

大隅國祢寢孫四郎重種軍忠事

右、薩摩國凶徒等爲對治、御發向之間、最前馳參賜御前陣、去年八月、御發向于同國伊集院一字治城并市來城等之時、致忠節訖、爰属于嶋津三郎左衛門尉師忠手、可致合戰之由、依被成御奉書、同月十二日、楯籠肝付八郎兼

重・中村弾正忠秀純等之押寄于鷹嶋東福寺城、日夜致合戰之刻、同十二月六日夜合戰、致散々太刀打、御敵數輩切臥、重種被疵左脛射疵訖、次去月廿六日、攻落東福寺山城、同廿八日、尾頸小城同没落訖、將又今月一日、楯籠矢上左衛門五郎高純之押寄于同郡催馬楽城、致合戰之處、同十六日、御對治訖、然早自去年八月迄于今日、於所々數ヶ度合戰、致軍忠之上者、預御一見狀、爲備後證、粗言上如件、

承了(島津貞久花押)

(本文書ハ、「旧記雜錄前編」二二五号文書ト同文ナリ)

〇一六五 島津武久加冠狀

加冠 兼久

文明十七年三月廿八日 武久(花押)

肝付三郎四郎殿

(本文書ハ、「旧記雜錄前編」二一六〇四号文書ト同文ナリ)

肝屬文書（東京大学史料編纂所所蔵影写本）

番号 年 月 日

文書名及びその他の収載本

一六六

某覚書

※一六三

建武三年 四月廿八日

惟宗友雄着到状

系図

一六七

二月廿三日

肝付兼統書状

系譜

一六八

永享六年 六月廿四日

肝付兼政・兼直連署契状

一六九

某書状

一七〇

八月八日

稲垣安芸守書状

一七一

某書状

一七二

三月廿二日

肝付兼吉証状

一七三

七月十八日

黒葛原吉左衛門書状

系譜

一七四

十月廿四日

別府式部左衛門覚

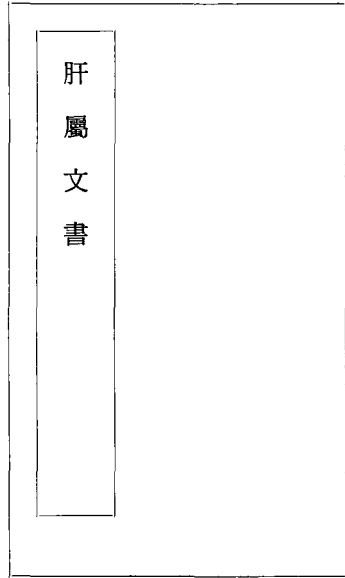
系譜

一七五

元禄十二年十月廿四日

肝付年兼覚写

系譜



肝屬文書

〇一六六 某覚書

覺

太守元久公 義持將軍之御時御上洛、御供ニ而 御目
見得候次第、

御親類衆

北郷中務少輔ニナル 阿多加賀守ニ成 肝付河内守ニ成

飢肥伊豆守ニ成 樺山安藝守ニ成 平田右馬介ニ成

野邊薩摩守ニ成 北原左馬助ニナル 加治木能登守ニナル

蒲生美濃守ニ成

一 御所之掛 御目旁と、いづれも太刀一腰・料足百貫都合
千貫、管領之御酌ニテ御酒御給候、

一 進上物赤松殿子息ノ中一と取上申サル、

〇 惟宗友雄着到状

(本文書ハ一六二号文書ト同文ニツキ省略ス)

〇一六七 肝付兼続書状

尚と申候、明日番かへりのをくりの事、しかくと
たのミいり候、又岸良衆田代のうちいかくらす
くやふり候て、敵九人射取候、五人取候、馬三十一
疋取候、目出度候、こなたの物とり一人越度候、手
おい六七人候へともいたます候、

明日廿四、恒吉可爲番替候間、今夜より方とふかくと
ミ、きよをいたされへく候、明日の遠見をもよく可
衆遣候、をくりの事をも無油断、万事く頼入候、連と
其方衆とまでも辛勞無申計候、よくくすめ候へく
候、兵糧も明日いるへく候間、別而申事候、西目無何事

候、かしこ、

二月廿三日

兼續(花押)

(本文書ハ「旧記雜錄後編二」一〇二号文書ト同文ナリ)

〇一六八 肝付兼政・兼直連署契状

日本鎮守伊勢天照大神 熊野三所權現 當國鎮守正八幡
大菩薩 諏訪上下大明神 天滿大自在天神 霧嶋六所大
權現 新田八幡大菩薩 開門九社大明神 四十九所大明
神 狩長大明神御爵子と孫と可蒙罷候、

永享六年六月廿二日 周防守兼政(花押)

山田殿(忠尚) 伴 兼直(花押)

(本文書ハ「旧記雜錄前編二」一一五七号文書中ニアリ)

〇一六九 某書状

其已来不申承候、於心中者少雖無疎略、遠方之□乍存
候、謹言、

〇一七〇 稻垣安芸守書状

昨日者御入來、殊太刀・馬代持參、祝着之至候、其節不
能面「談」□候間如斯候、以上、

八月八日

稻垣安藝守

〇一七一 某書状

(貼紙)
肝屬氏文書卷之五、五枚半

就於此面令粉骨候、被成下 御感書候、誠面目之至候、
倍各申談可抽忠貞候、此等之趣、宜預御披露候、恐(ヒ)□(ヒ)□(應)
言、

〇一七二 肝付兼吉証状

彼津曲式部左衛門方、我等名字のそましき由ニ候之間、
進之申候、於向後違儀有間敷候、以上、

三月廿二日

肝付山城守
兼吉判

肝付式部左衛門尉殿

まいる

〇一七三 黒葛原吉左衛門書状

切紙にて申入候、然者、水戸様を諸古證文爲見分、寺へ被參候、就夫、御方所持之普光院御所様を肝付三郎へ被致頂戴候御内書、披見被仕儀も候半間、御文書方伊地知勝八・川野六兵衛方へ可被借渡候由、御老中御差圖にて候、以上、

黒葛原吉左衛門〇(印)

七月十八日

別府式部左衛門殿

〇一七四 別府式部左衛門覚

覚

我^(等之)亡親式部左衛門母方之先祖肝付式部左衛門遺言ニ申置候者、男子無之、跡及断絶ニ候、依之系圖并文書預ケ置候間、跡職之願申上、相究次第、右系圖・文書等相渡可申之旨、被頼置候付、于今預り置候、雖然我等留守之節者、覺語無念御座候、右文書之儀者、御方御家ニ付而差立爲申物之儀候故、

義教將軍普光院御所様より之文書壹通、先御方へ預ケ置申候、念を入御覺語御尤ニ存候、入用之時節者、御返進可被成候、爲其如件候、

元禄十二年

卯十月廿四日

別府式部左衛門〇(印)

肝付甚兵衛殿

〇一七五 肝付年兼覚写

覚

大覺寺殿事ニ付、從 普光院御所様、私先祖肝付三郎江頂戴仕候御内書并從 武久公、先祖三郎四郎加冠之節、御家之御字拜領仕候文書、右兩通御所持ニ付、先年御所望ニ存候通、及數度申入仕合ニ御座候処ニ、右文書之儀者、御親父式部左衛門殿御懷方之祖父肝付式部左衛門殿御格護ニ而候処ニ、式部左衛門殿儀男子無御座、跡及断絶ニ候、依之御方御家ニ右之文書并彼家之系圖、被爲預置候間、跡職之願御申上、相究次第、右文書・系圖等御渡可被成由遺言ニ而、被爲頼置候ニ付、于今御預り被

成被召置候、雖然、御方御留守節者、御覺悟御無念ニも
候、右文書之儀者、私家ニ付而者、指立爲申物之儀候
故、普光院御所様方之文書壹通、先御預ケ置被成候、
御用之節者、返進可申旨、入御念御書付ヲ被添被遣預り
置申候、彼家入用之時分者御相談次第ニ可仕候、且又三
郎四郎へ從武久公被下候文書ハ御見出シ不被成由御口
達、得其意置申候、爲後證如件、

肝付甚兵衛

元禄拾二年卯十月廿四日

別府式部左衛門殿

肝屬氏文書（東京大学史料編纂所所蔵謄写本）

番号 年 月 日

文書名及びその他の収載本

肝屬氏文書 卷之七

一七六

某和歌

肝屬氏文書 卷之十

一七七

蹴鞠書

(表紙)

肝屬氏文書

肝屬氏文書卷之七

〇一七六 某和歌

立秋

開き見る曆も央過て今朝老の身に入秋へ来にけれ

川霧

明わたる麓の川の末はれて水上遠く残る秋霧

月前虫

鈴虫のふり出る野の爰かしこ外の鳴音も月に数そふ

菊露

千世の秋かけてやむすふ松竹にならぬ籬の菊の下露

秋風

遠近の人しつまりて更る夜に秋の声きく軒の松風

『冬』時雨

立重ね干もぬるゝも定めなく雲の衣そ空にしくるゝ

川千鳥『後』

小夜ちとり月影琢く玉河の波のまにく友さそふこゑ

川落葉『前』

散かゝる岩根の水のわかれても末は木の葉の一つにそ行

竹雪

夜のほとに降つもりてや打靡く竹の林の雪おれのこゑ

歳暮

年くれぬ老の身も又人なみにゆたかなる世の春をむかへ
ん

肝屬氏文書卷之十
蹴鞠書

肝屬氏文書卷之十
蹴鞠書

〇一七七 蹴鞠書

好士有、成通卿者頗堪能、芭忝毬鞠之精出現、審授此道
之奧儀者也、曾聞瓠巴彈琴者魚鱗躍迸、虞公發歌者梁塵
正搖物、皆極其(極)妙(妙)則既已如斯、因以彼精之辭一卷之書作
焉、自夫以降、家々相承源流漸繁芭、或相交朋友以之為
樂、或服仕夷狄以之有術矣、實蹴鞠之德也、(終)捨可官家無
雙賞翫畢、能重厥程而造次必於是顯沛吏、於是則無何曲
足不隨意哉、凡蹴鞠之砌者、神佛光賚、而應護無疑者

也、因茲近長文武之道、壽筭百福如意也、遠神遊不夜天
足踏無塵之地焉、更無勝毬鞠之翫者歟、

一 一ひしちかへこれなり

一 懸に手をかくる事、まり蹴つきあひたすへからず、懸
にかかるまりをはいくたひもひさをつき蹴へし、又な
に共曲になすへし、

一 賞翫のひとのあそはされたらむまりをうけとるときの
こひ立をおふのころ、一にてあるへし、そふしてさ
のミこゑをはすへからず、わかまりひとの鞠と見分さ
るときはいくたひもこゑを出すへし、

一 烏帽子懸の事、

鞠のそふしやうよりゆるさるゝなり、むらさぎのくミ
さひちやうのしやうくハむなり、かさおりは、かミよ
りもせらるゝ、是ハ若殿上人などのもちひらるゝ也、
ふけさまもゑほしかけはあるべき事也、

一 露はらひの事、

人数はさたまらず、五六人立けるやう、有口傳、

一朝・日中・はんけひのまりの事、

あしたのまりは、木に蹴懸す、露などのあれハなり、
日中のまりは、木のまをふかくけへし、はんけのまり
はつねに木にけ懸るへし、

一 うちまりの事、

第一のけひこなり、いかにもものにあたたらぬやうに蹴
也、このミ物にあつれハすかたにくせ有る也、

一 数執之事、

三十のとき御かすと云、五十の時御かす五十と云、此
後六十・七十・八十・九十・百、このゝちより百十是
より次第二百六十までは御かす也、三百にておかるゝ
事也、又三百六十足カから上也、

一 土用の切立之事、

木なととよふに植事あるへからず、自然とよぶのため
に、四本懸のさい所に竹のよをゝつきてつちにうちこ
ミておく也、

一 鞠の會のときまいらする物の事、

串かきをつきひたして、ゆにいれまいらする、是をか

きひたしといふ也、

一 鞆くゝる事、

皮調事、如常、腰革のいれ様口傳、寸方の事大かた一しやく六寸、中形一しやく四寸、小形一しやく二寸、

一 鞆鞭打事、

柳の枝あまた切てそれにて打へし、

一 一ふすへ鞆は、春冬の物なり、有口傳に、

一 木の枝又おけの鞆たゝのまり、ひとにとり渡しし事大

事なり、有口傳、

一 沓・鞆・足袋取わたしの事、

貴人又はおなしくらいのひと、我よりさかりたるひとに出すやう、有口傳、

一 一曲足上のくわむちやうニ蹴候名の事、

一 山越

一 一枝うつり

一 一向なをり

一 ときむすひ

一 うつほなかし

一 ちかへあし

一 もろかた鞆

一 しき足

一 かるひまり

一 あかり越

一 ひさかへり

一 あたり越

一 かへりなをし

一 木の手枕

一 ほとけのあらハされたるまりは、柳の柴をもにつゝミてあそハされたる也、

一 神の代のまりはさゝの葉をもにつゝミてあそハされたる也、わかつてふに女帝の御かとのとき、たひたうよりわたりたるなり、

一 装束鞆之事

こふむをにかはニ合て、まりにぬるへし、

こし革はすこしくひれたるかよき也、けしやうかはハ、くろ革にて有へし、かさかへしをは五・七・九・十二ふしにとつるへし、とりかはのなかさ一寸八分、

一 春夏秋ふゆまりを色とる事、有口傳、

一 春夏秋ふゆまりを色とる事、有口傳、

一 鞆桶の事、くろくぬるもあり、又四本懸をゑにかく事もあり、たかさ、有口傳、

一 ミすのまへの別の鞆蹴やう大からなり、有口傳、

一 鞆の庭にて茶をのむ事、有口傳、

一 したてには湯つけにてあるへし、是はつねの事也、本

そふにはいゝをすへし、

一 沓おろしのとき、にはにてさけをのむやう、しやくのとりやう、(瓶)斑子・さかなのおきやう、有口傳、

一 まりの野ふしに参り候するなとゝおふせ候事、やすき事とおほしめされ候、くちをしき事にて候、三きよく

けすしては、野ふしなと有るましき事にて候、三曲とはのへあし、かへり足、身にそふまりの事也、

一 百日の稽古の事、

百日はまりをけぬ也、五十日はおなしく稽古すへし、けひことはきのふのまりをさむたんしてつめひらき、

我人のくせをなをす、是を百日のけひこと云也、

一 木の下にそんなこする事、まつ主人のよられてのち、上足のよられへく候、それよりしたひに木の下によるへし、

一 我まり、ひとのまりと見分ざるときは、あり花とこふ也、

一 まりるときゝるあせ取へ、しろひかたひらをきるへし、そふしてふゆはあわせか本也、

一 手もちの事、

三日月をへふしたる也、むねをハすこし出し、こしをは地ちかくなすへし、

一 鞠の曲足の名三十八しるし候、

一 山越 一枝うつり

一 うつほなかし 一ときむすひ

一 むきなをり 一しきあし

一 ちかへあし 一もろかた鞠

一 かるひまり「ライ」 一あかりあし

一 くつちかへ 一ひさかへり

一 あたり越 一かへりなかし

一 のへあし 一もろひさ鞠

一 あゆみのまり 一ひらくまり

一 おもひ嵐まり 一うしろまり

一 ゑたかけ 一ふちうちまり

一 おもかけ足 一かしらまり

一 てむそくまり 一ゆみはりまり

一 くもまきまり 一木手枕

一 たひねの鞠 一 花そめの鞠

一 清水なかし 一 こひさなかし

一 しやうそくまり 一 つけまわし

一 はこ板かへし 一 あひなをり

一 きしんかへり

以下△印ヘツ、タベク興ル、本番ノ張違ヒナラン、

一 鞠につひての物語事、

近衛殿の御代、陽明院殿と申ける者、蹴鞠最上の御上手也、御後より見申けれハ、御身ゆるかすして、鞠はすくにたかくあかりけると也、是も難波のなかれをあそハされけると申傳ハ、上手にならぬとおもはぬ人は是をひきく稽古あるへく候、仰せひとらの心この道をすぎ給て、まりを千日稽古あるさるあひた、そのなかにかすくゝの曲をも蹴出さるゝ也、甬て千日にミちしかは、まりをけおさめ、たなをかまへ、夜に入てまりを置、色々の菓子をとゝのへ礼拝し、○印ノ所ヘツ、ク、
△前、
一 ひさつき 一 くゝるかへり
一 鬼神かへりの面影足、是十七足を上のくハむちやうの

曲と申也、中のくはむちやうの曲のかすは八足、下のくハんちやうの曲のかすは五足なり、

一 いわひのまり

一 きたふのまり

一 しむぎのまり

是をよく心えへし、てふふくのまりと云事あり、かや

うのまりを蹴候ときは、日を可撰也、有口傳、

一 釵のおさめやう、有口傳、

一 鞠をけ候暮、鞠をにはに置事、四季にかへるなり、かしらをよく見分おくへし、

一 春はひかし

一 なつはみなミ

一 あきはにし

一 ふゆはきた

上鞠そ忽にあるへからず、人さたまるなり、

一 まりをけ候するとき、地に心をやるへからず、

一 懸装束の事、

一 五躰五形をまふす也、

一扇の鞠けるやう有り、今程さふなくなき事、有口傳

ニ、

一庭を調事、

土を五六寸ほりて、すなをつち三分一ませて、すを立
てふるひ懸て、いかにも石のなきやうニ可調也、

一懸に雑木を植事、

榎 椋 柿 桃 柘榴是なり、

一待木・迎木植事

この木を東に植事、春は東風と云かせ吹、是をふせか
むためなり、西に木を植事、秋ハ西よりかせあらく吹
間、是をふせかむため也、

一木の枝をきる事、

松は木すへをきらす、いつれもきるやう、有口傳、

一鞠さほにはに置事、

さほのすへを懸の方へ向すおきところ、有口傳、

一廉中鞠見物事、

みすゆるかさす、物いはす又ミスにあたりたるまりそ
忽に蹴へからす、

一軒とをらむ事、

自然よふなと有共、軒を直にとをる事有へからす、

一鞠よそへ出たるを投いるゝ事、鞠の人数にてもあれ、

又は蹴ぬひとにてもあれ、御まりと云て投いるゝな
り、たゝなけいれて若人の烏帽子かほにもなけあてゝ
ハ不覺也、

一序破急鞠落たるを取上事、有口傳、

一にはかまへの事、

四方にはた板を入れて上あミを懸るなり、

一十二本懸八本懸植事、

柳 柳 柳 柳

柳 柳 柳 柳

柳 柳 柳 柳 柳

柳 柳 柳 柳 柳

一十徳之事、

一目ハヤシ 一心キク

一スカタヨシ 一シンリヨニカナウ 一他トク心

一ヤマイナシ 一ハヤハシリ 一シユミヤウ長シ

一足早シ

一成仏スル

○前ノ印ニツマク、
給ふところに

灯の影より、まりころひ出、こゑありて
云、鞠をこのむひとは多しといへとも、すてに千日お
こたらずけ給て、如此賞翫有るあひた、まりの精あら
ハれ出たる也、とて三人の姿見えたり、この時者せひ
とうの卿、きとくのおもひをなして、くハしくとい給
ふ、精答いふ、まりをあそハさるゝとき、一々に我名
をめさるゝなりとて、(コノ後ニ図アリ、省略ス)

○前ニツマク
金色の文字を名□ひにあらハしけり、

さて成通卿まりを蹴さるときハ、いかにと問ひ給ふ、
答云、鞠のなき時ハかりにやとりそのいへをまほる、
懸のなきには、まりを好給ふひとの左右のかたにやと
りて其ひとをまほる也と云、又重而問給ふ、このまり
にて後生ハいかにと、其ときこたえて云、鞠を蹴に
は皆人々よくくけ上られよと、たかひにおもふによ
て、現世者、後増福増壽之楽ヲ、後生者仰佛果圓、就
本恭祈皇帝万歳、庶民平穩、一念不乱、後其志在一藝
之窮者也、

嘉元元年乙巳

仲春於